

134

256口

貝馬卷

東京圖書館

一	九	四		
冊	號	架	函	類

全

舟山櫻井先生著

但馬考

全

但馬出石舜亦堂藏版

刻但馬考叙



土地人民政事之物民謂之諸侯

之實國土地德安均管其土地人民

而施其政事或足表祖實相之

使稱其官翰撰但馬考也其書分

為制度年代地理人物四類考



史傳旁求百家間多謬妄就如是
心去地之形勢人民之情形井然在目良
翰謹曰以為作志之資而中之實嚴密一
部但為志也名責益於政事之補於經
濟作業地史古物等諸學亦非鮮少也
余在出省帶覽之座者行所使所自刻

會舊廢不果頃者出公市人馬田某將
刻乞余一言為書與之

明治二十六年十二月

前出省儒知事從四位子爵仙石政國撰



西角寬書

但馬考序

昔者先王統海內為郡縣其土地風俗各有圖籍分田制祿若指諸掌乎爰及中古私門日開非唯去其籍史亦絕筆後之論其世者將何所徵也公受封於但既歷三世一遊一豫問民疾苦或觀迹於舊墟聞之乎故老而深慨文獻之不足矣因使臣翰就載籍中質訪其事於是博考史傳窮其本源旁求百家雜而集之問有謬妄就加是正寬延庚午暮春受命明年辛未季秋書成凡四篇分為十卷名曰但馬考其叙曰維王體國既庶且富序其班制以為上國經綸之道徵諸舊典作制度考第一珠城御世日槍寔來當志賀時有若船穗始

為國造後世稱守鎌倉嗣成守護專權山名據國要君虐民至于應仁其慘極矣豐公一征取彼凶殘舊染汗俗咸與惟新作年代考第二任土作貢置郵傳命名山大川載在祀典遭時不詳翰入戰圖何以按籍正其經界作地理考第三天之降才區以別矣綜其行事取之譜牒作人物考第四雖不能紹明世亦可以為作志之資乎

寶曆元年冬十一月

出石城臣櫻井良翰再拜稽首謹書

但馬者目錄

卷之一

制度

國守 郡司 國名 風土 行程 壘田
貢職 驛傳 物産

卷之二

年代

自人皇十一代垂仁天皇御宇
至同百七代正親町天皇御宇

卷之三

地理第一

朝來郡

卷之四

地理第二

養父郡

卷之五

地理第三

出石郡

卷之六

地理第四

氣多郡

卷之七

地理第五

城崎郡

卷之八

地理第六

美含郡

卷之九上

地理第七上

二方郡

卷之九下

地理第七下

七美郡

卷之十

人物

三宅連

橋守

絲井造

日下部

海部直

道守臣

川人部廣井

佐伯氏

楓朝臣

日置部是雄

山口太郎家任

朝倉入道高清

太田氏

長九郎左衛門

山名小次郎

垣屋彈正

田結庄對馬守

太田垣土佐守

赤松左兵衛佐

工人

法城寺國光

婦人

日置部小手子

山名禪高妻

釋氏

釋延殷

延明上人

聖光坊

覺海
澤菴和尚

但馬考凡例

一此編々、古書ニ載ル事ノミヲ集ム故ニ國中ノ
 傳記多シトイヘル敢テ妄ニ取用ナス間古書ニ
 其名アリテ其事ツブサナラザルハ傳記ヲ雜ヘ
 引テ其始末ヲ正ス
 一古書浩博ツブサニ考ガタシ且引用ノ中モ全書
 ナ得サルモノアリタ、見聞ノ及フマテテ舉テ
 コ、ニ記ス其餘ハ積ニ歲月ヲ以テシ補ヒ入
 トナリ
 一俗説紛々是非ヲワカチカダシタ、古書ニヨリ
 テ決斷ス辨チ好ムニ非ス

但馬考引用書目

舊事本紀	同首書
故事記	同首書
日本書紀	續日本紀
日本逸史	續日本後紀
文德實錄	三代實錄
古語拾遺	令義解
類聚三代格	延喜式
類聚國史	新撰姓氏錄
皇胤紹運錄	釋日本紀
神皇正統記	舊事大成經
倭名類聚鈔	但馬風土記
但馬太田文	但馬郡境記
國名風土記	職原鈔
御成敗式目	拾芥抄
一宮記	本朝神社考

諸神根元

神社啓蒙

水鏡

保元平治物語

源平盛衰記

增鏡

承久記

明德記

重編應仁記

續太平記

陰德太平記

大閤記

將軍家譜

本朝通紀

和漢合運

諸家系圖

諸神記

諸社一覽

大鏡

平家物語

東鑑

鎌倉實記

太平記

應仁記

後太平記

太平記大全

信長記

北越軍譚

王代一覽

年代記

日本紀略

大系圖

神系圖

武家評林

本朝人物史

本朝列女傳

新猿樂記

節用集

萬寶全書

古板武鑑

和爾雅

大和本草

一本堂藥選

軍器考

湯島道記

古今銘盡

芭蕉謠

惺窩先生文集

武家系圖

本朝稽古編

本朝事跡考

人國記

異稱日本傳

國華萬葉記

男重寶記

江戸往來

和漢事始

用藥須知

同續編

倭論語

但馬順禮記

新刃銘盡

熊坂謠

停雲集

徂來集	元政艸山集
破草鞋	萬葉和歌集
古今和歌集	古今榮雅抄
後撰集	金葉集
千載集	新古今集
新勅撰	新後撰
新拾遺	玉葉集
新千載集	八代集抄
八雲御抄	六帖和歌
夫木集	井蛙抄
兼好家集	歌林四季物語
幽齋家集	紅葉集
玉吟集	懷中抄
澤菴詩抄集	名所方角抄
歌枕名寄	增補秋寐覺
名所小鏡	宗祇諸國物語

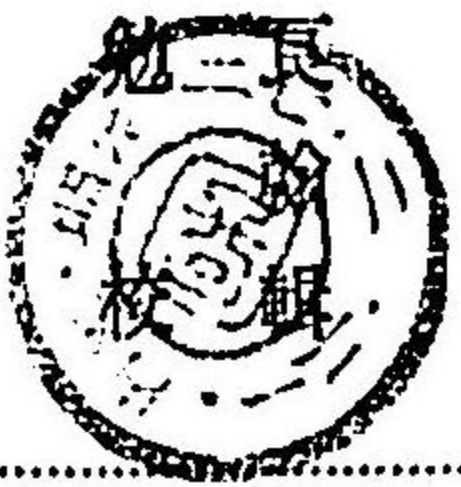
花月六百韻	弘法大師性靈集
元亨釋書	寂室和尚錄
大明寺月菴錄	沙石集
澤菴紀年錄	延寶傳燈錄
野峯名德傳	小原談義纂釋
法華靈場記	書經
周禮	禮記
史記	文選
李大白詩集	宋史
武備志	兩朝平壤錄
圖書編	字彙
大明一統志	本草綱目
本草新校正別集	山東通志
海東諸國記	
右通計百五十三部	

但馬考卷之一

制度第一
國守

出石城臣 櫻

女孫



神武天皇都大倭國橿原ニ定メ、天皇ノ位ニ
即主マシメテ時、大倭國葛城國ノ造ヲ定メ、
シノ外功アルモノニ國ノ造ヲ賜、コレ國ニ長
ナルノ一ツナリ、サレト、其時、諸國ニハ
定リタルナカサシ、十三代成務天皇四年春
二月朔丙寅、詔シテ曰朕寶祚ヲ嗣踐テ、夙
夜ニ兢惕、然レモ、黎元蠢爾、爾ノゴトク
ニシテ、野心ヲ悛ス、是レ國郡ニ君長ナ
ク、縣邑ニ首渠ナケレハナリ、今ヨリ以後、
國ニ長ヲ立テ、縣邑ニ首ヲ置、即當國ノ幹
了ヲ取テ、ソノ國郡ノ首長ニ任ヨ、是ヲ中

區ノ蕃屏トセント、同五年秋九月、諸國ニ令
シテ、國郡ニ造長ヲ立テ、縣邑ニ稻置ヲ置、並
ニ楯矛ヲ賜テ以テ表トス、コノ時、船穗足尼
ヲ但馬ノ國ノ造ニ定メ玉フヨシ、舊事本紀ニ
見ユ、コレハ、國中神祇祭祀ノ一ツツカサト
リ、兼テ民事ヲ治ムルナリ、後ニ、國司ヲ置
レテヨリ、其子孫タ、神事ノミツツカサトレ
リ、今モ紀州ノ紀氏、出雲ノ千家北島ナト、
國造ト稱シテ傳レリ、職原抄曰國造ハ、乃ハ
チ國司ノ名ナリ、後ニ改テ守ト云也、同首書
ニ曰上世、國司ヲ國造ト云、皇極天皇ニ至
テ、國司ト改ム、文武天皇國司ヲ改テ國守ト
云ト、コレハ、古書ニミヘサレモ、世ニ久シ
ク傳ヘリ、文武天皇ノ時、淡海公詔ヲ奉シテ令
ヲ撰バル、コ、ニ於テ、制度大ニ備ハレリ、
先ツ、諸國ノ格ヲ四等ニ分テ、大上中下トス、

但馬ハ上國也、上國ニハ守一人、介一人、椽一人、目一人、史生三人アリ、位階モ、國ニ從テ品アリ、上國ノ守ハ、相當從五位下也、コレ一國ノ政事ヲスアル也、其職田ハ、二町二反、コレ今ノ役料也、孝謙天皇天平寶字二年、諸國司ニ勅シテ、四年ヲ以テ年限トス、五年メニハ、次ノ國司來テ代ル也、或ハ、一兩年モ延テタル、一アリ、コレヲ延任ト云、又重任トテ、ヨキ國司ハ、重テ四年任スルモアリ、イツレモ、交替ノ節ハ、驛馬ニノル、路糧モ上ヨリ賜也、國府ニ在テハ、公廩ヲ以テ用テ達ス、ツカヒモノハ、事力ト云テ、民ヨリ夫役ヲトル、上國ノ守ニハ七人、介ニハ六人、椽ニ五人、目ニ四人也、又權守アリ、參議、二三位ノ中將、少納言ナト、必コレヲ兼ル也、故ニ正ノ守ヨリハ位高シ、

其身ハ、京都ニアリナカラ、其國ノ俸祿ヲ受ルコトハ、コレヲ遙授ノ官ト云、介ハ、守ノ政務ヲタスクル也、上國ノ介ハ相當從六位上、職田二町、コレモ、權ノ介アリ、スヘテ、古ノ國守ハ、祿薄コトハ、家臣ノ一ニダツサハルコトナシ、下役ニテ、ハリチモダセタル也、中華ニテモ、郡縣ノ代ハ、ミナカク、ノコトシ、權ノ介ハ、辨官、近衛ノ中少將ナト、コレヲ兼ヌ、椽ハ、諸事ヲ糾シ、非常ヲ警ムル也、相當從七位上、職田一町六反、コレモ、權ノ椽アリ、目ハ、記録ナドヲ司ル、相當從八位下、職田一町二反、コレハ、權ノ目ナシ、右イツレモ、職田ハ、官符ヲ賜リテ其正稅ヲ受ルノミニテ、今ノ御藏米トリナリ、コノ時チ、郡縣ノ代ト云、中古ヨリ、土地ニテ人ニ賜ハ

リ、コレチ、庄園ト云テ、家々ノ傳領ニナリヌレハ、公領ト云モノハ、一國ノ中ニテ百分一ニナリヌ、コレニハ、國司モ、事スクナクテ、其國ニユカス、目代チツカハシテ、政事ヲ行ナハシム、目代ハ目代ト云一也、故ニ北島殿正統記ニハ、眼代トカケリ、目代ト云説アレト謬也、國ニテハ、國守ノ役チツトムルコトハ、其權甚重シ、安元ノ比、西光法師カ子、近藤左衛門尉師高カ加賀守ニナリシニ、其弟師經チ目代トシテ下シ、國ニテ狼藉セシコトチ、平家物語ニ記セルニテシリヌヘシ、文治年中ニ、賴朝六十餘州ノ惣追捕使トナリ、諸國ニ守護ト云モノヲ置テ、國政ヲ行ナハセ玉ヒシヨリ、國守ハ、アレヒナキカ如クニナリテ、王威モツイニ衰サセ玉ヒヌ、増鏡ニムカシコト、受領トモ、任ノホト其國チシタ

メ行ヒシカ、此比ハ、タ、名ハカリニテ、イツクニモ守護ト云モノ、目代ヨリモチソロシキチヌヘタレハ、武家ノナヒキニテノミ、チホヤケサマノ事ハ、ヨロヅ、チロツカニツシケルト、後鳥羽院ノ、玉ヒシモ、コレコトハ、平家繁昌ノ時、知行ノ國三十餘箇所ト云チ、過分ノ一ニ語り傳ヘヌレト、ソレハミナ朝廷ヨリ任セラレテ、國守トナルコト也、鎌倉以來ハ、關東ノ御家人ナラテハ、政事チイロフヘキヤフナシ、コレ、日本開關以來ノ大變也、建武一統ノ時、又京都ヨリ陸奥伊勢ノ國司ナト置タマヒシカト、足利家ノソムカレテヨリ、マダ守護ノミニナレリ、サレト、其比ノ守護ト云ハ、其國ノ仕置チスルハカリニテ、所領ハ別ニ庄園何箇所トチ與ヘテシナリ、山名氏清カ明德ニ亂チ起セシチ、其臣小林カ

諫メシ詞ニモ、御一門ノ間ニ、十一ヶ國ノ守護職ヲ御拜領候ノミナラス、諸國ノ御領トモ、幾千萬ト申ス限ナシト云シカコトシ、應仁ノノカタハ、諸國大亂ニナリシユヘ、王命ヲシラサルノミナラス、將軍ノ下知ニモ從カハス、己々カ守護ノ國ヲ、擅ニ領セシナリ、大関ノ時ヨリ、臣トシテ功アルモノニハ、其國チアタヘラル、コレヨリ、諸大名ノ勢ツヨクナリテ、周ノ代ノ諸侯ト同シ、以來四海ミナアラタマリテ、今ノ封建ノ御代トナレリ、今ノ格チ以テ古チ見レハ、マキラハシキト多シ、故ニ書チ讀ニハ、其時代時代ノ制度チ、ヨク考ヘキト也、

郡司

上古ハ、國郡縣邑ト次第シテ云ヘル、日本紀ニ見ユ、コレハ、一國チ分テ幾郡トシ、又一

郡ノ中チ分テ幾縣トシ、又一縣ノ中チ分テ、幾村トスル也、

令チ考ルニ、郡ニ大上中下小ノ五等アリ、マツ家數五十アル處チ一里トシ、ソレチ合セテ、二十里以下十六里以上チ大郡トス、千戸ヨリ八百戸ナリ、十二里以上チ上郡トス、六百戸ナリ、八里以上チ中郡トス、四百戸ナリ、四里以上チ下郡トス、二百戸ナリ、二里以上チ小郡トス、百戸也、コノ數ニアマリタルチ餘戸ト云、今モ美合郡ニアリ、俗ニ餘部トカクハ、謬也、一郡コトニ、大領小領チ置テ、其下チ治メシム、コレチ郡司ト云、又主政主張ノ役人アリ、コノ四ツハ、國司ノ守介、椽目ノコトシ、唯國司ハ京都ヨリチキ、郡司ハ其地ノ人チ用ヒラル、

郡ノ下ニ縣トイヘルハ、神武ノ時ヨリアリテ、

縣主チ定メ玉ヒシ、日本紀ニミユ、サレト、其比ハ、制度ソナハラサルユヘ、多クハ郡ノコトシナリシト見ユ、今モ河内ノ大縣、信州ノ小縣、美濃ノ山縣、方縣、對馬ノ上縣、下縣、ノ類、郡トナレリ、後ニ、郡ノ下ハ、郷ト云モノニ定メラレテヨリ、縣ノ名カクレヌ、郷ノ名ハ、源順倭名類聚鈔ニ載ラレタリ、但馬八郡ノ下ニ、五十九郷アリ、コレニテ、村里チ分テリ、故ニ、古ノ土地ノ次第ハ、何郡ノ何郷何村ト云テ、庄ノ名ハ用ヒス、庄ハ、土地ニ定リテアルモノニアラス、コレハ、庄園トテ、古ノ私領ノ地ナリ、上古ニハ、官人ノ封戸位田職田ナト云モタ、名ハカリニテ、實ハ御藏米ニテ賜ヒシニ、中古トナリテハ、土地ニテ賜フ、コレヨリ、國中數々ニワカレテ、郷ノ境ニカ、ハラス、己々カ領スル分

ニ名チ付テ、何ノ庄カノ庄トテ、家々ニ持傳フルコトナレリ、中ニハ、郷ノ名チ、ソノマ、用井タルアリ、盛衰記ノ城崎庄、東鑑ノ山口庄ノ類也、又東鑑ノ多々羅木庄ハ、村ノ名チ用井タリ、又一郷チ二ツニモ、三ツニモ分テ庄トセルアリ、コレチ今モ俗ニ分ケ郷ト云、養父郡ノ一分ト云ハ、小佐郷チ分タル也、七美郡ノ二分庄ハ、七美郷チ分タルナリ、太田文ニハ、下ノ郷アリテ、中ノ郷ナシ、其ワケ殘シチ本郷ト云、コレハ人ニ賜ハラヌ地也、其外寺社領ハ、直ニ寺社ノ名チ呼フナリ、其境ニアル村チ庄境村ト云、イツクニモ多キモノ也、庄ノ持主チハ領家ト云、ソレチ治ムル役人チハ、庄司ト云、代替リニハ、本領安堵ノ御教書チ賜フ、サレト、一國ニテ庄園二ツニ給フハマレナリ、何十箇所アリ

テモ、處々ニテトリアツムル也、加賀ニ梅田、越中ニ櫻井、上野ニ松枝、合テ三箇ノ庄ト詔フハ、童モ、ヨクチボエタル也

古ノ郷ニハ、別ニ役人ナシ、郡司ニテスベ治メシ也、庄園ト云モノ、イデキテヨリ、庄司ニテ事ヲトリ行フユヘ、郡司ハ廢リヌト見ユ、コレヨリ、國事サマサマニ分レユキヌ、後三條院ノ御世コソ、コノツヒエナ聞セ玉ヒテ、記録所チ置レテ、庄公ノ文書チメシテ、チホク停廢セラレシカト、白河鳥羽ノ御時ヨリ、新立ノ地イヨイヨオホクナリテ、國司ノシル所、百カ一ニナリタルヨシ、正統記ニ委ク沙汰シ置レニキ、

文治年中ニ、庄園ニ地頭チ置ル、コレハ國ニ守護チナクガコトク、武家ヨリ庄コトニ役人チツケテ、庄司ノマ、ニサセズ、ソレニヨリ

テ、政事モ入交リテ、六カシキモ多カリシニ、貞應ニ武藏前司入道日本國ノ太田文チ作テ、庄郷チ分テ、貞永ニ五十一箇條ノ式目チ定メテ、裁許ニ滯ラズト、太平記ニアリ、今但馬ニ傳フル太田文ハ、弘安年中、太田左衛門尉、鎌倉ノ命ニ因テ注進セシ記録ナリ、其比マテモ、大内ノ御領ハ、古來ノコトク郷ト云シト見ユ、足利義詮ノ南朝ニ降參ノ文言ニモ、國衙ノ郷保、並ニ本家領家年來進止ノ地ニ於テハ、武家一向、其綺チヤムヘキニテ候トカ、レニキ、此比國衙トテ、公家ノ國司アリ、其下ノ役人チ公文ト云、武家ノ守護ヨリ置ク代官チ下司ト云、應仁大亂ノ後ハ、古代ノスガタ、ミナカハリハテ、東國ノ俸祿ハ貫ニテ積リシカト、ユノ國ハ、ナホ庄ニテ分テリ、當代ハ、石ニテ給フナレハ、庄園ト云

一ハ用ナキモノナリ、然ルチ、中古ヨリノナラハシニテ、今ニ其名チ云傳ヘ、郷ノコトク、郡ノ下ニ定リテアル土地ナリトオモフハ、謬也、一郡ノ中ニ、郷ナラヌ所ハアレド、郷ナラヌ地ハナシ、

郷ノ下ニ邑アリ、又村ト云、里ト云、名ハ處ニヨリテカハレト、其實ハ同シ也、上古ハ、コノ司チ村主ト云、續日本紀ニハ、村長トアリ、令ニ里長トス、中華ニテ、里正村正ナド云、

又保ト云モノアリ、コレハ、唐令ニ五家チ保トスト云ニヨリテ、和令ニモ載タル、類聚三代格ニイヘル結保ニテ、今ノ五人組ナリ、其カシラチ保長ト云、後ハ京都ニテモ置レテ、其家ノ雜掌ヤウノモノチ保長トセシ、三代實錄ニアリ、中比ヨリハ、是モ村トヒトシクナ

リシニヤ、御成敗式目ニハ、郡郷庄保ト云、正統記ニハ、庄園郷保トツケリ、養父郡ニテ、小田坂本ノ二村チ大江ノ保内ト云、故老ノ語り傳ヘシニ、弘安ノ太田文チ見レハ、大惠保ト、大惠本郷トナルセリ、作州ニ保頭ト云モノアリ、コノ國ノ肝煎ナリト、或人ノイヒシモ、古ノ詞ノ遺レルナラン、

又名ト云モノアリ、盛衰記ニ、賴朝ヨリ烏帽子商人ニ、名田百町タマハリタル類ナリ、太平記ノ大全ニハ、田一町チ云トアレト、ソレニハ限ルヘカラス、伊勢ノ桑名、肥後ノ玉名、遠江ニハ、山名濱名、阿波ニハ名東名西トテ、コレラハ、地名ナリ、上古取テ郡ノ名トセリ、東鑑ニ、武藏國豐嶋ノ庄、大食名ト云ヘルハ、村ナリ、弘安ノ太田文チ見レハ、出石郡安美郷ノ内、成支名、安富名、福成名ナトアリ、安

美ハ、今ノ穴見谷ナレト、其ノ名ノ地ハシレ
ス、中比ハ、一村ニ兩名アル事、アマタ見ユ、
畢竟、今ノ村ニアル小名ナリ、庄司ニテ治メ
シ比ハ、其下ハ、名主ニテツカサトレリ、上
総國新田庄ノ内、米澤村ノ名主職ノコナド、
東鑑ニモシルセリ、名主ヲ今ハ名主ト唱フ、
又コレヲ庄屋ト云ハ、中古一庄キリニ地頭ア
リテ、事ヲトリ行ヒシユヘ、名主庄官ナド
ツケテ云シヨリ傳ハリタル詞ナラン、此類
、コトゴトクアゲガタシ、

國名

此國ノ名、古昔ニ載ルトコロ、其文字同シカラ
ス、舊事紀ニ、但遲麻トシ、故事記ニ、多遲
麻トシ、日本紀ニ、田道間トシ、舊事大成經
ニハ、發間トス、タゞ但馬ト云ノミツ、古來
定リタル本名ニシテ、其他ハ、詞ノ通ズル文

字ヲ用ヒタルナリ、
明ノ茅元儀ガ武備志ノ譯語ニハ、達什麼トカケ
リ、コレハ、此方ノ詞ヲ華音ニ寫シテ、萬葉
假名ニシタル也

但馬風土記曰山路ヲホクシテ、通行馬ニアリ、
故ニ達馬ト名ヅク、今但馬トイフハ、其訛
ナリ、

國名風土記曰但馬國トハ、昔應神天皇ノ御代
ニ、高麗國ヨリ初テ馬ヲ獻ス、然レモ、是ヲ
飼フヘキ様ヲシラズ、山ニ放チタルニ依テ、
彼山ヲ生駒山ト號ス、又其後高麗ヨリ人渡テ
申ス、岩石峯海ノ邊、鹽風ニ當ル處ニ放チ置
キ飼ヘハ、駿馬ト成テヨシト申ス、依テ、サ
アリヌベキ處ヲ尋ヌルニ、此國ノ海峯ニカ、
ル處ヲ求得テ、馬ヲ追放ツ、其後子ニ多ク生
ケル、馬ノ此國ニ充滿シケリ、故ニ多馬ノ國

ト號ス、又ソレヲ立馬ト云フハ、允恭天皇子
木曾ハ季ハ皇輕ノ王子 勉按木曾ハ以下蓋誤ア
シ餘リニ物惡マシマシケレハ、討チ奉ラント
テ、宣旨ヲ下サル、依大感皇子是ヲ襲フ、輕
ノ王子逃テ多馬國ニ到給ニ、御馬痛テ不行、
故ニ立馬國ト云也、彼馬ヲ捨給テ、アユミ行
ヲチサセ給フトテ、皇子ノ御言ハニ、多クノ
處マテ落行ヘキナリ、但シ馬ナクシテ步行ナ
リ且、敵ノナキ處ヘタニモ行ナハト、仰有シ
ニ、依テ、其ヲ因幡國ト號スル也、
日本紀ヲ考レハ、コレ木梨輕皇子ナリ、然
レコノ國ヘ來リ玉フ見エス、コノ書ニ、
但シ馬ナクシテト云ヘルニヨリ、但馬ト名
ケシヨシチイフナラン、

風土

ムカシ、伊弉諾伊弉册ノ大八洲ヲウミ給シト云

ハ、日本ノ地ヲ八ツニ分テ、海島ノヘタテヲ
以テカワヘタル也、其時但馬ハ豊秋津洲ニ屬
ス、今ノ中國ト云コレナリ、詳ナルコトハ、舊
事紀ニアリ、成務天皇ノ御宇、始テ國ノ境ヲ
分ツ、日本紀曰東西ヲ日縱トシ、南北ヲ日横
トシ、山陽ヲ影面ト云、山陰ヲ背面ト云ト、
コ、ニ於テ、但馬ノ地、山陰道ニ諫ス、
延喜式曰山陰道、但馬國、上、管朝來養父出石
氣多城崎美合二方七美、右爲近國

先王ノ時諸國ヲ分テ大上中下ノ四等トス、但馬
ハ上國ノ格ニ當ルユヘ、上トイヘリ、然ルチ
林逸カ節用集ニ、中上國也ト記セシハ、土地
ノ好惡ニ就テ定メタルニヤ、古ニナキコト也、
武備志ニハ、但馬大トアリ、異國ノ人ノ記セ
ルユヘ、格チアヤマルナルヘシ、管トハ、ツ
カサドリヲサムル義ニテ、此國ノ管領スル

郡ソレソレト云コト也、故ニ明ノ章潢カ圖書編ニハ、但馬州八郡ヲ領ストカケリ、然レハ、諸書ニ上管八郡トアルハ、但馬上トキリテ、管八郡トヨムヘキナリ、世俗ニ此文ヲ見テ、何ノ意得モナク、但馬ハ上管ノ國ト云モノ也ト思リ、故ニコ、ニ詳ニス、ムカシ、本朝一條院ノ時、宋ノ太宗雍熙元年ニ、嵯峨清涼寺ノ開祖齋然入宋シテ本朝ノ職員令並ニ年代記等ヲ献ス、時ニ、彼國ノ人、日本ノ風土ヲ問シニ、齋然華言ニ通セス、筆談ニテ答フ、ソレヲ宋史ニ載テ、山陰道凡八州、共五十二郡ヲ統ブトアリ、コレヨリ、兩朝平壤錄等ニモ引用セリ、異國ノ人ニユ、シク思ハセソトテカクイヘルコトヤ、近國ハ、京都ニ近キコヘ定メタル也、年貢ノ運漕、流罪ノ輕重モ、コノ格ヲ用ウ

圖書編並武備志曰山城之西ヲ丹波トシ、左ヲ攝津トシ、左ノ西ヲ播磨トシ、右ヲ但馬トス、コレハ、北面シテ定メタルニヤ、宋祗ノ名所方角抄曰但馬國分、丹後ノ坤ニアタレリ、丹波ノ西ナリ、サシタル名所ナシ、宗祇ノ記ス名所ハ、朝來山、二見浦、雪白濱、五節里、同宮、以上五ツナリ、其餘ハ、イカテモラシメルヤ、結浦、諸寄川、入佐山、同原、ナト、歌枕名寄ニ載ス、氣多川ハ八雲抄ニ入レ玉フ、近年秋寐覺ニハ、琴引山三尾浦マテ出セリ、コレミナ古書ニ本歌アリ、詳ナルコトハ、地理考ニ著ハス、最明寺殿人國記曰當國ノ風俗ハ、丹州ヨリハ少シヨシ、出石氣多城崎二方ノ數郡ハ實アリテタノモシキ意地アリ、朝來養父ノ風ハ、意地キタナク、盜人ヲホシ、兩丹ノ風ノ中分ニシ

テ、善ニモ惡ニモ從フナリ、同書ノ註ニ曰按ニ、當國ハ土地ノ大抵丹後ニヒトシ、但丹後ヨリモ野鄙ナリ、四時ノ寒暑モ、丹波ニ同シ、國府ハ淫風アリ、

土地ノ風ハ土地ニアラス、人ノ風ニヨリテシラル、ナリ、中古ハ國府氣多郡ニアリ、衣冠之徒、來リテコレヲ治ム、其文物ノ盛ナル想ヒヤリヌヘシ、鎌倉ヨリコノカタハ、守護地頭ト稱スルモ、武冕ノ人ニアラサルハナシ、且其守護ナルモノ、俸祿甚輕シ、太田氏ノ類、ワツカ出石山ノ中ニアリ、別ニ風聲ヲ樹ルニタラス、百年以來、出石豐岡ノ大藩巍然トシテ、文献ノ域トナル、コレ、最明寺殿ノシラサルコトナリ、大抵人オホキ處ハ、風俗都カニシテ、情ハ輕薄ナリ、人少キ地ハ、風俗鄙クシテ、情スナホナ

リ、タ、言ヒノミツ、ニハカニウツシガタシト見ユ、柴ノ折チ、但馬ニテハ木ナグセト云、ワケモナイトイフチ、ツガモナイト云ナト、男重寶記ニカキチケリ、節用集曰田厚宏、粟稗繁多ニシテ、柴木繞餘也、

行程

延喜式並源順倭名鈔曰行程、上七日、下四日、コレハ、氣多ノ國府ヨリ京都ヘ、年貢等ヲ運ブキ、右ノ通りニ定メテ、上ヨリ路糧ヲ給フナリ、今ノ路程ニテ、三十餘里ナレハ、四日ナレト、上リハ荷物アルコトヘ、七日トスル也、節用集曰東西二日、

コレハ、此國ノ横ヲツモリシモノナリ、何人が定メシ、路程合カタシ、スヘテ、此國ノ土界ヲ計ルニ、東ハ、丹波境出石郡登尾嶺ヨリ西ハ因幡境二方郡加茂嶺マテ、貳拾壹里拾五

町、南ハ、播磨境生野嶺ヨリ、北ハ大海ニ至リ美合郡丹生浦マテ、拾七里貳拾壹町、コレ今ノ參拾六町道ナリ、タトヒ荷物ナクハ、東西三日路ナリ、令曰凡行程馬ハ日々七十里、歩ハ五十里、車ハ三十里ト、按ニ、古ハ五尺ヲ一步トシ、三百歩ヲ一里トス、然レ、古土地ヲハカルニハ、一尺二寸ノ長尺ヲ用井レハ、五尺ハ今ノ六尺ナリ、然ハ一里ハ、今ノ五町ニ當ル、三十六町ヲ一里トセシテ、何レノ時ニカ始リシ、詳ニシリ難シ、タ、拾介抄ニ、田地ヲ積ルニ、三十六町ヲ一里トイフコトアリ、カヤウノコトヨリ轉用セルニヤ、無住カ沙石集ニ、高野ノ大塔ヨリ改所へ、五里百八十町トカケルコトアリ、永仁年中ノ作ナリ、然レハ鎌倉ノ時、ステニ三十六町ヲ一里トセシコトアリシト見ユ、五十町一里ハ、猶近キ事ナラ

ン、
 壘田
 倭名鈔曰田七千五百五十五町八段五歩
 拾芥抄曰七千七百四十三町
 節用集曰八千十六町
 朝鮮ノ申叔舟カ海東諸國記曰水田七千一百四十町
 右諸書ニ載ル田數、同シカラス、イツレカ是ナルコトヲ知ラス、古ハ、五尺ヲ一步トシ、三百六十歩ヲ一段トス、今ハ六尺五寸ヲ一步トシ、三百歩ヲ一段トシ、又其内ニテ三十歩ヲ一畝トス、コレハ、近キ世ニ始リシニヤ、弘安ノ太田文ニモ、三百六十歩ニ滿サル内ハ、何百幾歩トハカリ計ヘリ、畝ト云フハ、其比マテモナカリシ也、令ヲ考ルニ、古ハ三百六十歩一段ノ地ヨリ稻五十束

カル、今モ、民間ニテ一段ヲ五十代ト云ハ、コノユヘナリ、一町三千六百歩ノ地ニハ、稻五百束刈ル、米ニシテハ一束ニテ五升トナル、五百束ニテハ二十五石ナリ、此積リニテハ、但馬ノ田地、凡八千町トスルトキハ、米二十万石トナル、古へ、人民ノ少キ時ニ、カク土地ノ廣キコト、イカナルユヘカアリケン、

二方郡 七千九百二十六石七斗三升五合
 七美郡 六千七百石
 通計拾貳萬八千九百六拾九石七斗五升七合
 五萬二千四百九十九石二斗九升六合 御領
 四萬八千石 出石領
 壹万五千石 豐岡領
 六千七百石 山名主殿 七美郡村岡
 千五百石 小出八十郎 養父郡土田
 二千石 小出織部 出石郡倉見
 千石 小出助四郎 氣多郡山本
 千五百石 小出内記 養父郡大藪
 二千石 京極兵部 養父郡糸井
 千石 杉原家 氣多郡荒川 今分テ三家トナル
 三拾三石一斗 粟鹿社領
 三拾石 妙見社領
 十五石 大明寺領

節用集曰知行高拾貳萬三千九百六拾石
 今ノ見數
 朝來郡 二万三百八十八石五斗二升一合
 養父郡 二万六百七十五石二斗七升五合
 出石郡 二万四千七百三十五石九斗七升五合
 城崎郡 一万九千八百九十九石三斗八升九合
 氣多郡 一万七千五百四十九石一斗七升七合
 美合郡 一万九千九百四十四石六斗八升五合

三十七
 三十八

貢職

古ハ、民ニ租庸調ノ三ツアリ、租ハ、年貢ナリ、古ノ年貢ハ、ミナ束ニテ積ナリ、一段ノ田ヨリ稻五十束刈ル、其内二束二把、年貢ニ上ル、米ニシテハ、五十束ハ二石五斗ナリ、其内一斗一升ノ年貢ナリ、然ハ、二十五分強ナリ、文武天皇ノ慶雲三年、又コレヲ減シテ、一町ニテ十五束ツ、年貢ニトラル、米ニシテ七升五合ナリ、シカレハ、三十分一ヨリ輕シ、大平記大全ニ、世鏡抄ヲ引テ、二十分一ノ年貢トス、コレハ、其後ノコトナルヘシ、鎌倉ノ時ニハ、庄コトニ地頭ヲ置テ、年貢ノ外ニ段別ニ兵糧ヲトラル、室町ノ時ニハ、段錢ト云テカケラル、戰國ノ末ニナリテ、貫ト云コトアリ、凡一貫ノ地ハ、三反ニテ九百歩也、コノ地ヨリ米十五俵イッル、其内六俵年貢トス

コレ拾分四ノ積リナレハ、今ノ四ツモノナリ也、百年以來石ニテ定メラルレハ、十四ノ税ハ同シコトナリ、

庸ハ、夫役ナリ、百姓歳二十一ヨリ帳ニ附テ、六十マデテ正丁トシ、其内四十年ハ、定リテ一年二十日ツ、ツカフ、コレヲツトメザレハ、其カハリニ布ヲ出ス、一日ニ二尺六寸ツ、也、今ハ、夫米夫錢トテ、賃ニテ出ス、
調ハ、家役ナリ、コレハ、其所ノ産物ニ因テ、糸綿絹布ヲトチ出ス、今ノ小物成ナリ、鎌倉以來ハ、政事タダシカラサルユヘ、考ヘカダシ、上古、但馬ヨリ輸セシ品々ヲコ、ニ記ス、
延喜式主税上曰但馬國、正税、公廩、各卅四万束、國分寺料二万束、文珠會料二千束、修理池溝料、二万束、救急料一万八千束、
正税ハ、京都ヘ上ス年貢ナリ、公廩ハ、國

府ニ留チキ、國司用度ニスルナリ、修理池溝料ハ、田地ノ普請料ナリ、救急料ハ、民ノ救米ナリ、以上ミナ年貢ノ内ニテ分ツナリ、

倭名類聚抄曰本隸七十二万束、雜隸六万束、

本隸ハ、正税公廩也、雜隸ハ、國分寺料ヨリ救急料ノ類ナリ、然レ、令ノコトク、二十五分一ノ年貢トスレハ、延喜式ノ束數ハ甚タ多シ、マシテ、倭名鈔ノ載ル田數七千五百五十五町八段五步ナリ、コノ稻三百七十七万七千九百餘束アリ、コノ内ニテ本隸雜隸七十八万束トル時ハ、五分一ノ年貢ニモコエタリ、イカナルイハレアルカ、今詳ニ考ヘカダシ、

延喜式民部下曰 年料春米 但馬國、大炊ニ五百石、正税ヲ以テ春運フ、白米ハ、大炊寮

ニ送り、黒米ハ省及ヒ内藏寮ニ送ル、其運送スル徭夫ハ、竝ニ路糧ヲ給フ

又曰凡諸國ノ春米、京ニ運フ者ハ、但馬、因幡、美作、備前、讃岐、六月晦日以前、

又曰年料別納租穀 但馬國二千九石

又曰凡但馬紀伊阿波等國ハ、位田ヲ置クコトヲエス、位田ハ官人ノ位階ニ因テ賜田ナリ、コノ外、職田ト云ハ、役料ナリ、功田ト云ハ、勸賞ノ地也、コレヲハ、但馬ニモ置ル、ナリ、同主税式曰凡檢損、並ニ不堪佃田、賑給、疾死等ノ使ノ程限 但馬等ノ國ハ、損田ニ百日、不堪佃田ニ八十日、賑救疾死ハ、並ニ不堪佃田ニ準ス、

コレハ、京ヨリ毎年出ル使ナリ、檢損ハ損毛アラタメ也、不堪佃田ハ、荒地也、賑救疾死ハ、民ノ病氣、又死シテ迹難義スルヲ

救フ也、

主計式曰但馬ノ國ノ調、九點ノ羅二正、一窠ノ綾十三正、二窠ノ綾九正、三窠ノ綾三正、蓋薇綾四正、白絹十正、緋絹三正、縹絹十五正、皂帛五正、帛三百三十正、自餘ハ、絹ヲ輸ス、調ハ、上ニイフ家役ナリ、其所ノ産物ニヨリテ出ス、元明天皇ノ時、始テ但馬國ニ綾錦ヲ織シムルヨシ、續日本紀ニ見ユ、中古以來、其傳ヲ失ナヒ、今ハ、タ、出石竹田ノ絹ノミ世ニシルコトニナレリ、養父郡ニテ縹紗ヲ織出モ、コノコロノナリ、室町家ノ時棟別ト云シハ、調ノコトナレハ、ソレハ、タ、米錢ニテトラレシトミエタリ、調ハツキト訓ス、貢物ヲミツギモノト云モコノナリ、

又曰庸、韓櫃十合、漆ヲ塗リ、鏤ヲ着シ、白餘ハ絹五合、白木五合、

ヲ輸ス、

庸ハ、夫役ヲツトムルコト、定法ナリ、モシコレヲツトメサレハ、其カハリニ、布二丈六尺チイダス、コレ年中十日ノ賃ナリ、然レ、土地ニヨリテ、布ノヨロシカラサル所ハ、外ノ物チイダス、令義解曰其庸ヲ收者、郷土ノ出ス所ニ隨フヘシ、布ヲ以テ、一例トスヘカラスト、

又曰中男ノ作物

右ハ、民ノ年廿一ヨリ六十マテ正丁トシ、コレハ、課役ミナツトムルナリ、十六歳ヨリ二十マテ中男トシ、コレハ、四人ニテ正丁一人ニアタルナリ、サレト、家役斗ニテ、夫役ナシ、

黄蘗二百斤、紙、漆、胡麻油、櫻椒油、搗栗子、煮鹽年魚、雜脂、鮎皮、海藻、

コレ中男一人ノ調ナリ、然レ、郷土ニ從テ、物産ノカハリアレハ、國中コトコトクノ格ニモアルヘカラス、黄蘗ハ、播磨因幡ノ境ナル深山ナテハ生シカタシ、他所ニマ、アルハ、皮薄シテ用ルニタヘス、紙ハ、城崎ノ二見懸紙チ上トス、美含ノ諸紙、民間日用ノ物トナル、其外他郡山中ニモ、マ、コレヲ製ストイヘレ、麩惡ニシテ用非カタシ、スベテ、コノ國ノ紙ハ、楮皮ニテ製ス、山楮モ、處々山中ニ生スレハ、タ、他國ニウリテコ、ニ用非ス、漆ハ、所在ニコレヲ種ウ、胡麻油ハ、タ、食料トシ、又髪ニ用ウ、燈ニ點ハ、多ク菜油ナリ、櫻椒油コノ國ニ出ル處チシラス、國中ノ油ハ、菜油チ多シトス、荏油ハ、タ、工人コレヲ用テ雨衣等チ製ス、蓖麻子油ハ、印色ノ具

トス、故ニコノ二品スクナシ、胡麻ハ、價ノ貴キニヨリテ、燈ニ點スルモノマレナリ、木ニハ榧油アリ、食料ニ用テ甚ダ佳也、罌子桐、コ、ニハ、コロ木ト云、燈ニ用テ其光リヨシ、然レ毒アルユヘニ人多クキラフ、山茶油ハ、髪ノ粘チ去ル、多茂木油ハ、其臭甚惡シ、櫻油、モットモ、燈ニ點スヘシ、獸ニハ、熊油アリ、藥用ニ入ル、又髪ニヌレハ光チ生ス、魚ニハ、津乃地ノ油多シ、燈ニ點シテ甚ヨシ、北國ニテ、ツノヤノ油チ用キル、西國ニテ、クヲラノ油チ用キルカコトシト、貝原先生モ記シチケリ、搗栗子ハ、七美山中尤多シトス、煮鹽年魚ハ、今ノ鹽藏アユノ類ナルヘシ、處々ニコレアリトイヘレ、養父郡八木川ニ出ルモノチ名品トス、俗ニ八木太郎ト稱ス、其大サ

他ニ異ナリ、項起肉アルチ、コノ川ノシル
シトス、サノキヤヒ 雜腊ハ、全ク乾物チイフト、養
解ニ釋シヌレハ、今ノ乾存魚ノ類ナルヘ
シ、イ 鮎ハ、フカサメノコナルニヤ、今ハ、
コノ國ニキコエサレト、外ニ思ヒ合スヘキ
モノナシ、イ 海藻ハ、通名ナレハ、古代ニ
貢獻セシハ、何ナルモノニテカアリケン、モ
シ美合竹野ノ稚海藻ニアラスハ、必ス城崎
瀬戸ノ紫菜ナラン、

民部式曰年料別貢ノ雜物 但馬國 筆八十管
紙麻七十斤、馬革十一張、其運送係夫ハ、
各路粮ヲタマフ、

筆チコノ國ニテ作ルコト、今ハキコエス、古
モ貢テ獻セシナラン、イ 紙麻ハ、二字ニテ
カミノコトナリ、イ 麻トハカリ云テモ、カ
ミノコト也、イ 馬革ハ兵庫寮ニ進シテ、甲

四十七

ヲ修理スル料ニナスナリ、イ 驛傳牧等ノ死馬
ノ皮ヲ用ヒ、イ 熟テコレヲ送ル、若タラサル
者ハ、イ 賈備テ數ニミツ、其直ハ、正稅チア
ツト云リ、

又曰諸國貢蘇番次 但馬國十一壺 三口各大一升、
八口各小一升、イ 蘇ハ牛乳ナリ、乳一斗ヲ煎シテ、蘇一升チウ
ル、其番ノ年十一月以前ニ、進シ了ル、

又曰交易雜物 但馬國 絹七百卅七疋、絲一千
斤 鮫皮一百五十斤、醬大豆廿六石、三年ヲ隔
テ進スル醬大豆五石、イ 右正稅チ以テ交易シ
テ進ス、其運功ノ食、並ニ正稅チ用ウ、

コレハ、其土地ニアラサル物ハ、其所ノ年
貢ニテ買求テ獻スルナリ、イ 絹ハ、人コト
ニ織出スモノニアラス、イ 絲ハ、處トシテ
アラサルコトナシ、然レ養父郡ヲ上トス、朝

來郡コレニ次ク、出石氣多二郡ハ鹿ナリ、其

四十八

他ハ多出サス、スヘテ、イ 蠶ニ春夏ノ二品ア
リ、桑葉ヲトルコトモ二度也、故ニ桑樹傷ミ
テ、葉繁カラス、イ 周禮ニハ、原蠶ヲ禁スト
テ、夏蠶チカフコトチイマシメテレシハコ
ノ爲ナリ、コトニ、イ 春蠶ハ、三月ニ生スル
コトニ、餘寒ニイタミヤスク、イ 夏蠶ハ、六月
ニ成長スルコトニ、暑氣ニクルシミヤスシ、
且出石氣多ノコトキハ、田地多キコトニ、蠶
ニ心ヲ用非ルコトモ、イ ナロソカナリ、イ タ、
養父郡ノ山中ハ、蠶ノ生スルコト遅シ、故
ニ春蠶ノミカフテ、イ 夏蠶ナシ、イ 桑モ、二タ
ヒ傷サルコトニ、イ 其葉繁リヤスシ、且田地ス
クナキコトニ、イ 心ヲ用非ルコトモ精シ、故ニ國
中ノ蠶糸ハ、イ 養父郡ヨリヨキハナシ、然
レ、百年以來ハ、イ タ、イ 綿チ獻シテ、イ 絲チ收
メス、イ 鮫皮ハ、上ニ云フカザメナラン、

醬大豆ハ、味醬ニ作ル大豆ナリ、八郡ミナ
アリ、

宮内式曰 諸國例貢御資、イ 但馬、イ 搗栗子、イ 甘
葛煎、イ 鮎年魚、イ 生鮭、イ 程海藻、

甘葛煎ハ、イ 葛カ根ヲ製シタルナラン、イ 養父
郡岩崎村ノ産ヨシ、イ 鮎年魚ハ、イ 合養解ニ、
鮎モ亦鮮ナリトイヘハ、今ノ製スル處ト同
シナラン、

鮭ハ、イ 過瀨魚ナリ、但馬州大河ノ海ニ入ル
處ニアリト、イ 香川ノ藥選ニモ見ユ、イ ムカシ
ハ、國中ニ多カリシチ、イ 享保年中ヨリタエ
テ生セス、イ 寛保三年ヨリ、イ マダ生セリ、イ 溪

鱈ナトハ、イ 年々ニスクナクナリヌ、イ 天物チ
生スルコト、イ ハカルヘカラサルコト也、イ 大
磨式、イ 諸國貢進ノ菓子ニモ、イ 但馬ノ搗栗子

甘葛煎アリ、

内膳式曰、年料、但馬國、ワカマ 稗海藻、クサ 四擔、
十六籠、ササ 生鮭、ササ 三擔、ササ 十二隻、ササ 三度、ササ 船
年魚、ササ 二岳、ササ 山薑、ササ 一斗五升、ササ 三度、ササ 右
諸國貢スル所、並ニ前件ニ依リ、仍テ、ササ 贊殿
ニ收メ、ササ 供御ニ擬ス、

山薑ハ、本草新校正ノ別集ニ葎菜ナリトアリ、
今ワサビト云、七美郡山中ニ多シ、
典藥式曰 但馬國、廿一種、黃連十八斤三兩、
白芷三斤五兩、前胡、杜仲、細辛、各
一斤十兩、獨活、藍、漆、滑石、各五
斤、白朮、藜蘆、各二斤十兩、石解、
十斤九兩、升麻、六斤十兩、當歸、十斤、
梔子、四斗、薯蕷、蜀椒、柏子仁、各
一斗、桃仁、一斗五升、麥門冬、八升、
牡荊子 三升、白殭蠶二兩
コレハ此國ヨリ典藥寮ニ收メシ藥品ナリ、

上ニ浮フ沫ヲ取り集メ、陰乾ニスルモノヲ
青黛トス、漆ハ、乾タルヲ乾漆ト云、婦人
血暈ノ藥ナリ、又俗間ニ、小兒ノ穴處ニ貼
シテ、灸治ニ代ルモノアリ、其毒ニ中テ死
ヲ致スモノスクナカラス、禁スヘシスヘテ、
物ヲ染ルコト、藍ヨリ多キハナシ、其コレヲ
作ルモノ、虫ヲ殺スコト多キカ故ニ、天竺ニ
テハ、屠家、藍染家トテ、穢多ト並ヘ稱スト
イヘル、中華ニテハ、藍ヲ艾ヲナ禮記ニモ
シルセリ、漆ハ日用ノカクベカヲサルモノ
也、コトニ、人力ヲ費サスシテ、其利ヲ得
ルユヘ、周禮ニモ、漆林ノ稅ハ、二十ニシ
テ五トイヘリ、本朝ノ令ニハ、上農夫ニ
ハ一戸ヨトニ桑三百根、漆一百根以上ヲ課
セテ、五年ニ種シム、中下ノ戸モ、各分ニ
隨ヘリ、コレ藥用ニ限ラサルコトナレト、政

黃連ハ、今モ山中蔭濕ノ地ニ生ス、城崎ノ
奈佐谷、美含ノ佐津谷、最モ多トス、白
芷ハ今出ル處ヲシラス、前胡モ同シ、杜
仲ハ、マユミト云、古モ、コノ木ヲ用非シ
ニヤ、今ハマサキト譯セリ、細辛ハ、出
石城邊ニ多シ、妙見山モ亦アマタアリ、然
ル、ミナ杜衡ナリ、獨活ハ、今ノ羌活ト云、
ウドノ嫩根ナリ、老根ヲ獨活トスルコトハ、
延喜ノ時ニナキコトナリ、和漢トモニ、五百
年來、醫方一變セリ、藍、漆、本書ヲ句
スルモノ一種トス、然ル、本草ニコノ藥ナ
シ、必ニ物ナラン、藍ハ、處々ニコレヲ種
ウ、養父郡ノ八木谷、モツトモ多シテ、且
佳、コレヲ、物ヲ染ルノミ、醫家其實ヲ用
テ諸毒ヲ解ス、名テ藍實トス、又ソレヲ水
ニ浸、其滓ノ下ニアリテ澱モノヲ藍澱トシ、

事ノ一端ユヘ、コ、ニ附録ス、滑石、今
出ル處ヲ知ス、白朮、國中ミナアリ、氣
多ノ西ノ下谷ヲ第一トス、養父郡八木谷ヲ
次トス、藜蘆、出石山ノ中ニ多シ、石
斛朝來郡ヨリ養父郡大矢ノ山中ニ多シ、
升麻、美含氣多ニ出トイヘル、鳥ノ足ナト
云モノナリ、今ハ、水筆ト云モノヲ眞トス、
當歸ハ、家園ニ種ウ、梔子ハ、七美郡河
原場村ヨリ出ルモノ、其味國中ニスクレ
リ、薯蕷ハ、七味郡ヨリ妙見山ヲ第一ト
ス、出石鳥籠尾山ニ生スルモノヲ次トス、
蜀椒ハ、養父郡朝倉村ニ産スルモノ、天下
ノ名品也、柏子仁ハ、側柏ノ實ナリ、所
在コレアリトイヘル、又多キ所ナシ、スヘ
テ、柏ニ數種アリ、マヅ、側柏ハ、子ノ手
カシハナリ、奈良山ノ、コノテ柏ノ二面、

トニモ、カクニモ、チシケ人カナト、詠セシハ、コノ柏ノ葉ハ、側テルユヘ、兩面ニ表トナルチ、小人ノ態ニタトヘタルナリ、佛手柏ハ、千手ト云テ、柏中ノ上品ナリ、又扁柏ハ、ヒノ木也、圓柏ハ、イブキ也、刺柏ハ、ビヤクシン也、檜柏ハ、スギビヤクシン也、卷柏ハ、草ヒバナリ、イツレモコノ國ニ多シ、石柏ハ、岩ヒバ也、桃仁、美舍ノ大濱谷ニ多シ、麥門冬、處々ニコレアリ、大葉ノモノヲ藪蘭ト云、牡荊子、在處ヲ知ス、白殭蠶、カヒ蠶多キ中ニハ、タマタマアリ、多クウベカラス、

兵部式曰諸國健兒、但馬國、五十人、

コレハ、諸國ヨリ京都へ上ル、大番ノタクヒト見ユ、令ノ中ニハ、イマタ載ラレス、太平記大全曰頼朝ノ代ヨリ王番役ニ准ヘテ、

抄ニ見エタレト、日本紀舊事紀ナトニモ、タ、太知トヨメリ、弓ニ造ル木、古ハ、サマサマアリ、檀弓ヲ但馬國ニトラレシハ三代實錄ニアレト、今ハコノ國ニ、檀アルヲチキカス、民間ニテ、別ニマユミト云一種アリ、古代弓ニ造リシモ、コノ木ナリシカ、軍器者ニモシレサルヨシ記セリ、征矢ハ、征伐ノ時ニ用サルユヘニ名ツケシカハ、今ト、サノミカハルヘカラス、胡籙ハ古エヒラトヨミシチ、中古ヨリ、ヤナクヒトシテ、別ニ箠チエヒラト云シヨシ、記セルモノアリ、古ノ甲ハ、革ニテ製リ、後ノ甲ハ、鉄ニテ造ルヲ見レハ、スヘテ、古ノ武器ノ製法、今ト大ニ異ナリ、主稅式曰祿物價法、但馬備中兩國、絹一疋直、稻五十五束、絲一絢八束、鐵一延五束、

西國ヨリ京中ノ辻々、四十八箇所ニ籌ヲダク、一籌ノ役人數、五百人也、但馬二百人ト、元弘ノ比マテモ、専ラアリシコトナリ、又曰諸國器仗、但馬國、甲三領、橫刀八口、弓二十張、征箭二十具、胡籙二十具、右毎年造ル所ノ具、前件ニ依リ、其様仗ハ色別ニ一箇、朝集使ニ附テ、コレヲ進ス、器仗ハ、兵具ナリ、コレヲ征伐ニ用ルル兵器トイヒ、コレヲ禮容ニ用ルル儀仗ト云ト、令義解ニ見ユ、諸國ニ、軍團ト云モノアリテ、コレヲ藏ラレシナリ、續日本後紀ニ養父氣多ノ兵庫ノ鼓自鳴コトアリ、コノクラナリ、上古ハ、郡コトニ、軍團チオカレシカバ、兵庫モソソレニアリシナリ、甲ノ字チカブト、ヨムヲ、近キ代ヨリ認シ也、橫刀ハ、與古波伎トヨムヨシ、塔囊

令義解曰絲八十六兩チ絢ト云、

又曰諸國雜物ヲ運漕スル功賃、但馬國、駄別ニ廿四束、右運漕ノ功賃、並ニ前件ニヨル、其路糧ハ各程ニ准シテ給フ、上リノ人、日ニ米二升鹽二勺、下リノ人、半チ減ス、

凡一駄荷率、絹七十疋、絁五十疋、絲三百絢、綿三百屯、調布三十端、庸布三十端、商布五十段、銅一百斤、鐵三十

延、鐵七十口、

コレ、但馬ヨリ京都へ運フ荷率ナリ、絹ノ麁チ絁ト云、絲ハ、十六兩チ絢トシ、綿ハ、二斤チ屯トスルナリ、布ハ、五丈二尺チ端ト云、銅一斤ハ、十六兩ナリ、

驛傳

兵部式曰但馬國驛馬、粟鹿郡、養老、各八疋、山前、五疋、面治、射添、各八疋、

春野五正

令曰凡諸道ニ驛ヲ置ヘキ者、三十里トニ一驛ヲナク、モシ、地勢阻險及水草ナキ處ハ、便ニ隨テ安置ス、里數ヲ限ラズ、今按ニ、粟鹿ハ朝來ノ郷ナリ、郡ノ字ツケシハ、傳寫ノ誤ナリ、ミナ郷ノ名ノミ出シヌレハ、養老ハ養父郡ノ養者郷ニシテ、山前ハ、氣多郡ノ樂前チアヤマルト見ユ、面治ハ、神名帳ニアレハ、二方郡井土村ノ神社ニシテ、郷ニアラス、不審、射添ハ、七美郡ノ郷ナリ、春野ハ、美含郡ノ竹野郷ナルニヤ、出石郡ハカリ置レサルハ、當時、東丹波ノ往來ナカリシユヘナラン、

傳馬 朝來 養父 二方 七美 郡コトニ各五正
主稅式曰驛馬直法、但馬 上馬三百束 中馬二

百五十束 下馬二百束 其傳馬ノ直ハ、各選ニ、五十束ヲ減ス

又曰驛馬死損、但馬等、五十國十分ニ損二分ヲ許ス

令曰馬關失アラハ、即驛ノ稻ヲ以テ、市替

物産

上古ハ、其郷土ノ生スルモノヲ以テ貢上セシユヘ、貢物ノ外、別ニ産物ナシ、後世貢職ニチコタリシヨリ、産物ヒトリアラハル、順徳院ノ八雲抄ニ、十府ノスガコモ、十フニアミタルナリ、陸奥ナラテモ、但馬ナルトモイヘルトノ玉ヘリ、藤原明衡新猿樂記ニ、ハシメテ但馬ノ紙チイタシマルチ、玄惠ノ庭訓ニハ、イカテ漏シメルヤ、近年江戸往來ニハ、朝倉山椒アリ、以來諸書ニアラハル、モノ具サニア

ケカタン

風土記曰産 諸草木 良材 異草 獨活 山藥 蜀椒 茗 麥門冬 葛根 藤 李 桐 松 柏 桑 柳 禽獸ニハ 熊 猿 鷹 鴨 雁 鶴 魚甲ハ 佐氣 須々根 年魚 麻湏 鱈 鱒 鮠 鮪 津乃地 蛤 蛸 麻天貝等 貢 絹 帛 繭糸 紙 麻 苧 炭 已下脱落

獨活ハ、國中處々ニコレアリ、養父郡大屋谷、モットモ多シ、ミナ自然生ナリ、コレヲ食料ニ用サルモ、京都園生ノモノニ、比レハ、香氣甚多シ、委クハ上ニ見ス、山藥ハ上ニ出、薯蕷ナリ唐ノ代宗ノ諱ヲ預ト云ニ因テ、改テ薯蕷トス、又宋ノ英宗ノ諱ヲ暑ト云テ、避テ山藥トセシヨシ、本草綱目ニ見ユ、茗ハ、字彙ニ茶ノ晚取モノトイヘト、畢竟通名也、此國ノ産甚佳也、タ、京

都ニテソノ名ノアラハレサルハ、水ニヨル

ナラン、藤ハ、諸郡山中ニ多シ、大ナルモノハ一團ニアマレリ、然ハ、タ、其皮チ細トシ其嫩葉チ貧民ノ糧トスルノミ、コレヲ以布トスルコトハ、甚タマレナリ、李ニ種アリ、實赤モノハ大ニシテ、黄ナルモノハ小也、文選ニ、朱李チ寒水ニ沈ムトカキタレハ、彼方ニテモ、朱キチ賞スルト見エタリ、サレト、味ハ黄ナル方マサレリ、桃李ノ二花ハ、中華ニテノ壯觀トスルコトナルチ、コノ方ニテハ愛スル人ナシ、草木モ遇不遇アルカ、桐ハ、諸郡ニ種ルモノ多シ、ミナ白桐ナリ、梧桐ハマレナリ、松多トイヘハ、妙見山ニシクハナシ、俗ニ千本松トイヘト、ソノ限ニハアラシ、七尾七谷、麻チ種ルカコトシ、妙ニ見ル、山面白

キ、松ノ雪ト、宗祇ノイヒシ勝境也、サレト、コノ山ハ、杉ノ盛ナルト、山陰道ニ甲タリ、故ニ、サシモノ松モ、花ノ旁ノ深山木ノコトシ、桑モ二種アリ圓葉ノモノハ上品ナリ、花葉ノモノハ、葉繁カラス、莖ハ、却テ多シ、柳、數種アリ、水楊ハ他國ト異ナルコトナシ、垂楊ニ至テハ、絲ヲ垂ルコト一丈ニアマレリ、コノ種、養父氣多ノ間ニ多シ、京都ニテハ、六角堀河、コトニ名高キハ、正親町殿ノ別館ノ柳ナリ、コレハ一年

天覽ヲ經タリトイヘハ、コノ方ノモノニ、似ルヘクモアラス、又一種、行李柳トイフモノアリ、一根數莖ヲ生シ、亭々トシテ枝ナシ、恰モ著草叢生カイトシ、高モノハ、七八尺ニスギス、短モノハ、二三尺、土人

タツトアハ、録頭ナリ、コレヲ眞兔ト云、刀兔、アイサ、黒兔ノルイ、ミナ多シ、鴨鵝モ兔ノ一種ナリ、處々ニコレアリトイヘハ、此タクヒ、コトコトク擧カテシ、雁ハ、出石城崎ヲ多シトス、其他ハ、サノミキコエス、鶴モタマアマアレハ、子ヲ生スルコトナケレハ、コノ國ノ産物ニノセシハ、イトコ、ロエス、須々積ハ、鱈ナリ、城崎ノ大河ノ、海ニ入處ニ多シ、鱒ハ、河海ノ間ニ生ストイヘハ、潮ノ至ル限リニハスマス、冷水ニ從テ山間ニ遡ル、故ニ氣多川ハ冬至ヲ過レハ、コレヲトル、養父ノ山中ノコトキハ、夏ニ及ヒ、大屋ノ天瀧ニ至テ、極ル、ソノ味次第ニ薄シ、鱈ハ、北海ノ名品ナリ、コノ國ノ海物ハ、コレト比目魚、モットモ多ク且ヨシ、鰯ハ、一北海トイ

刈テ水ニ浸シ、皮ヲ剥テコレヲ編、大小ノ器ニツクル、名テ柳行李ト云、又其莖ヲ切テ、箸ノコトクシ、秋後下濕ノ地ニ挿セハ、明春又芽ヲ長シ、三年ニシテ器トナル、淡々老人カ、コノ國ニ來リシ時、刈中ニ、柳早乙女、ウエワタリト云シハ、コノコナリ、城崎邊ニテハ、コノ器ヲ業トスルモノ多シ、熊ハ養父七美二方ノ深山ニアリ、然レ、コレヲトルコトマレナリ、猿ハイツクニモ多シ、ミナ獺狼ナリ、猿ハ、タエテ生セス、鷹ノ類多シトイヘハ、美含郡餘戸ニ産スル隼コソ、名ニ高キ逸物ナレ、民間ニテ、タマタマ捕ヘウル鶴ノタクヒ、往々コレアリトイヘトモ、此國ニ巢ノアルコト見ス、鷲ハ、タマタマアレトモ、鴨ハ、タエテキコエス、鴨ハ、數種アリ、ツチニ

ヘハ、何ソ丹後ニ及ハン、鱈ハ、古代ノカト訓ス、コノ國ノツノシノ種類ナリ、若ハモトイハハ、コノ海ニマレナリ、鮪モト下品ノモノナリ、津乃地、フカノ一種ナリ、此國今ニ多シ、國字ノツノ字ニ似タルコト、澤菴ノ名ツケラレシト云傳ト、ナチブルキコト見ニ、西國ニツノトイフモノアリ、コレト同物ナルヘシト、貝原ハイヘリ、蛤鮑多シ、タ、鮑ハ其肉甚堅シテ、味ヨシ、スヘテ、北海ノ魚物、南海ニ比フレハ、種類スクナクシテ、其味ハ大ニマサル、麻天貝、イツルコトマレナリ、絹ノ薄キチ帛ト云、苧ハ、多クウエス、炭ハ、養父ノ糸井チヨシトス、建屋、コレニツグ、國華萬葉記曰名物 小人參 芍藥 黃連 白朮 半夏 茜 干蔗 同繩 蒜 綿 緒 苧 柳

籠裏 温石 銀 鷹 車牛 朝倉山椒 出石
絹 諸磯砥

小人參ハ、七美山中ニ多生ス、ムカシハ、タ
、其類ヲ用ウ、故ニ、ヒゲ人參ト云、今ハ、
直根ノモノアリ、朝鮮ノ産ニ彷彿タリ、其
中丸キモノチ、雀様ト稱ス、養父大屋谷ニ
モコレアリ、又ト、ケ人參アリ、コレ沙參
ナリ、但馬ニテ桔梗モドキトイフヨシ、松
岡ノ用藥須知ニシルサレシカド、コノ國ニ
テ、キコヘサルコトナリ、芍藥、山生ノ
モノ多シ、養父ノ大屋谷、モツトモヨシ、
半夏、出石郡ヨリ出ルモノ好、茜、養
父大屋山中ニ多シ、史記ニ千畝ノ茜チモテ
ル人ハ、其富千戸侯ト等トイヒシカト、今
ハ田地ニ種ルモノナシ、コレヲ染ルコト、出
石城ノ筒井氏、世々其法ヲ傳フ、

炭ハ、諸郡山中多シトイヘ、鉤炭ノイト
キハ、養父ノ大屋谷、氣多ノ西ノ下谷、或
七美山中ヨリイツ、蒜、數種アリ、タ、
櫻栝ヲ以テ製シタルモノ、日用ノ具ナリ、其
餘ハ擧テ數ベカラス、綿ハ、古タ、繭綿
ノミ、百年以來、綿花世ニ盛ナルユヘ、國
中アマチクコレヲ種ウ、然レ、養父ノ輕部
郷ヨリ、氣多ノ高生郷、モツトモ多シ、山
中ト海濱ハ、其宜シキニアラス、温石ハ
養父ノ八木谷ニ多シ、就中、尾崎村ヨリ中
瀬村マテニ出ルモノ甚ヨシ、其色青白チカ
チ、潤膩玉ノ如シト、山東通志ニ云ルニ、ヨ
ク合メ、銀ノ出ル處朝來郡生野、尤久シ
ク、且多シ、養父ノ明延、氣多ノ西ノ下、今
ハスクナシ、其外出石山ノ中ノイトキハ、諸
郷ニマ、アリトイヘ、利トスルニダラス、

車牛ハ、今多ク且ヨシ、國中ミナアリト

イヘ、東北ノ方ニ成長スルモノハ其性ア
ラク、西南ニソタツモノハ、其体ヤワラカ
ナリ、コレ、山川風氣ノシカラシムルユエ
ンナリ、諸磯砥、今ハマレ也、國中モツ
ハラ用キル處ハ、美含郡桑本村ヨリ出青砥
ナリ、其山ノ名ニ因テ、水山トヨフ、其他、
諸山ヨリ出トイヘ、甚アラシ、

大和本草曰 但馬ニアル大章魚ハ、甚大也、或
ハ牛馬チトリ、又ハ夜泊ノ小舟ニ手チノヘテ、
人ノ有無チサクルト云、

章魚、マコトニ大ニシテ肉強シ、タ、鱈魚
ナシ、其魚物ノ南海ト異ナルノミナラス、草
木鳥獸トイヘ、マダシカナリ、細カニコ
レチ別テハ、八郡ノ中モ、亦各宜トヨロシ
カラサルアリ、然レ、古書ニノセサル物ハ、

略之

但馬考卷之二

出石城臣 櫻良翰輯

玄孫 勉 校

年代

人皇十一代垂仁天皇

日本書紀曰垂仁天皇三年春三月、新羅王子天日槍來歸焉、將來物ハ、羽太玉一箇、足高玉一箇、鶺鴒々赤石玉一箇、出石小刀一口、出石梓一枝、日鏡一面、熊神籬一具、併七物、則但馬國ニ藏テ、常ニ神物トスル也、一云初天日槍船ニ乗テ播磨國ニ泊リ、完栗邑ニアリ、時ニ、天皇三輪君ノ祖大友主ト倭直ノ祖長尾市トヲ播磨ニ遣ハシ、而天日槍ニ問シテ曰汝ハ誰人ソ、且何國人也、天日槍對曰僕ハ新羅國主之子也、然日本國ニ聖皇イマスト聞テ、則己カ國ヲ以テ弟知古ニ

授テ化歸、仍テ貢獻物ハ、葉細珠、足高珠、鶺鴒々赤石珠、出石刀子、出石槍、日鏡、熊神籬、膽狹淺大刀、并ニ八物アリ、仍テ天日槍ニ詔テ曰播磨國出淺邑、淡路島安栗邑按スルニ出淺邑ハ蓋淡路コトナラニシテ安栗ハ播磨ナラン是ニ邑ハ汝任意ニ居之ト、時ニ、天日槍コレニ啓シテ曰臣住ン處ハ、若天恩ヲ垂テ、臣カ情ニ願ハシキ地ヲ聽シ玉ハ、臣親 諸國ヲ歴視テ、則臣カ心ニ合ヘルヲ給ハラントナモフ、乃チコレヲ聽タマフ、是ニ於テ、天日槍菟道河ヨリ沂テ、北近江國ニ入り吾名村ニ暫ク住ム、更ニ、近江ヨリ若狹國ヲ經テ、西但馬國ニ到リ、住處ヲ定ム、是ヲ以テ、近江國鏡谷ノ陶人ハ、則天日槍ノ從人ナリ、故ニ、天日槍但馬出島ノ人大耳ノ女麻多鳥ヲ娶テ、但馬諸助ヲ生ム、諸助但馬日櫛梓ヲウム、日櫛梓清彦

授テ化歸、仍テ貢獻物ハ、葉細珠、足高珠、鶺鴒々赤石珠、出石刀子、出石槍、日鏡、熊神籬、膽狹淺大刀、并ニ八物アリ、仍テ天日槍ニ詔テ曰播磨國出淺邑、淡路島安栗邑按スルニ出淺邑ハ蓋淡路コトナラニシテ安栗ハ播磨ナラン是ニ邑ハ汝任意ニ居之ト、時ニ、天日槍コレニ啓シテ曰臣住ン處ハ、若天恩ヲ垂テ、臣カ情ニ願ハシキ地ヲ聽シ玉ハ、臣親 諸國ヲ歴視テ、則臣カ心ニ合ヘルヲ給ハラントナモフ、乃チコレヲ聽タマフ、是ニ於テ、天日槍菟道河ヨリ沂テ、北近江國ニ入り吾名村ニ暫ク住ム、更ニ、近江ヨリ若狹國ヲ經テ、西但馬國ニ到リ、住處ヲ定ム、是ヲ以テ、近江國鏡谷ノ陶人ハ、則天日槍ノ從人ナリ、故ニ、天日槍但馬出島ノ人大耳ノ女麻多鳥ヲ娶テ、但馬諸助ヲ生ム、諸助但馬日櫛梓ヲウム、日櫛梓清彦

ナ生ム、清彦田道間守ヲ生ム、

按ニ、此國ノ事、古書ニアラハル、ハ、コ
レヲ始トス、歌林四季物語ニハ、但馬國ヨ
リ、始テ亥ノ子ノモチ井ヲタテマツリシ
國史ニ侍ル、開化ノスヘラミコトノ御位シ
ロシメシテ、二トセノ此ノ月ノ御事ナリト
云ヘリ、サレト、日本紀ナトニ見エサレハ、
據トシカダシ、

同二十三年秋九月丙寅朔丁卯 群郷ニ詔
曰 譽津別王ハ是生テ年三十、髯鬚八揃、猶泣
ル一兒ノ如シ、常ニ言トハス、何ノ由ゾ、有
司ニ因テ議シメヨ、冬十月乙丑朔王子、
天皇大殿ノ前ニ立セリ、譽津別王子コレニ侍
レリ、時ニ、鳴鶴アリ、大虛ヲ度ル、王子仰
テ鶴ヲ觀テ曰は何物ソヤ、天皇則王子ノ鶴ヲ
見テ、得言ヲ知テ、コレヲ喜玉ヒ、左右ニ

以テ科野國ニ追ヒ、遂ニ但馬國ニ追到リテ、
和那美水河ニ於テ網ヲ張リ、其鳥ヲ取テ、持
上リ獻ル、故ニ其水門ヲ号テ、和那美之水門
トイフ、

按ニ、延喜式ニ、養父郡ノ内和那美神社ア
リ、コノ地ナラン、然也、今考ヘカダシ、
梨木延佳ノ校本ニハ、但馬ヲ高志國トス、
何ニ本ツケルニヤ、姓氏錄ニハ、出雲國宇
夜江トス、

日本書紀曰同八十八年秋七月巳酉朔戊午
群郷ニ詔曰朕聞ク新羅王子天日槍初テ來
ルノ時、將來寶物、今但馬ニアリ、元メ國人
ノ爲ニ貴トマレテ、神寶トナリタリ、朕其寶
ノ物ヲ欲見ト、即日使者ヲ遣シテ、天日槍ノ
曾孫清彦ニ詔シテ獻ラシム、是ニ於テ、清彦
勅チ被リテ、乃自神寶ヲ捧テコレヲ

詔ノ曰誰カヨク此鳥ヲ捕テコレヲ獻ラン、コ

ニ於テ、鳥取造祖天湯河板舉奏ノ曰臣
必捕ヘテ獻ラント、即天皇湯河板舉ニ勅ノ曰
汝コノ鳥ヲ獻ラハ、必致ク賞セン、湯河板舉
遠ク鶴ノ飛方ヲ望テ追ヒ、尋テ出雲ニ詣リテ
捕獲ツ、或ハ曰但馬國ニ得ルト、

故事本紀モコレニ同シ
故事紀曰此天皇沙本毘古命之妹、佐彼遲比賣命
ヲ娶テ、御子品牟都和氣命ヲ生ム、又曰是御
子、八拳鬚心前ニ至ルマテ、眞事登波受、故
ニ、今高往鶴ノ音ヲ聞テ、始テ阿蘇答比シタ
マフ、余チ、山邊ノ大鶴ヲ遣ハシ、其鳥ヲ取
シム、故ニ、是人其鶴ヲ追尋チ、木國ヨリ針
間國ニ到リ、亦稻羽國ニ追越、即チ丹波國多
遲麻國ニ到リ、追テ東ノ方ニ廻リ、近淡海國
ニイタリ、乃三野國ヲ越ヘ、尾張國ヨリ傳テ

獻ツル、羽太玉一箇、足高玉一箇、鶴鹿々赤
石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具、唯小刀一
アリ、名ヲ出石トイフ、清彦忽ニチモヘラク、
刀子ハ獻ラント、仍テ袍ノ中ニ隠シ、自ラコ
レヲ佩リ、天皇イマダ小刀ヲ懸シタルノ情ヲ
知シメサスシテ、清彦ヲ寵ント欲シテ、コレ
ヲ召テ酒ヲ御所ニ賜フ、時ニ、刀子袍ノ中ヨ
リ出テ顯ハル、天皇コレヲ見ソナハシテ、親
ラ清彦ニ問テ曰爾カ袍ノ中ノ刀子ハ何スル刀
子ソ、爰ニ、清彦刀子ヲ得カクスマシキチ知
テ、呈シ言サク、獻レル所ノ神寶ノ類也、則

天皇清彦ニ謂テ曰其神寶豈類チ離ル、一チ
エンヤ、乃出シテ獻ル、皆神府ニ藏メテ、然
後寶府ヲ開テコレヲ視ルニ、小刀自ラ失セ
ヌ、則清彦ニ問シメテ曰爾獻リシ刀子忽ニ
失ヌ、若汝ノ所ニ至ルカ、清彦答テ曰昨夕刀

子自然臣カ家ニ至ル、乃明且失ヌ、天皇
則コレナ惶マリ玉ヒテ、且更覓タマハス、是
後ニ、出石刀子自然ニ淡路島ニ至レリ、其島
人神ナリト謂フテ、刀子ノ爲ニ祠ヲ立ツ、コ
レ今ニ於テ所祠也、昔一人アリテ、艇ニ乗テ
但馬國ニ泊レリ、因テ問テ曰汝ハ何國ノ人ソ、
對テ曰新羅王子名ヲ天日槍ト曰フ、則但馬ニ
留テ其國ノ前津耳一云前津見ノ女麻拖能鳥
ヲ娶リテ但馬諸助ヲ生ム、是清彥ノ祖父ナリ、
按ニ、源君美ノ軍器考ニ、コノ出石小刀ノ
一ヲ引テ、曰此物ハ倭名鈔ニ小刀加太奈ト
イヒシ物ニテ、式ニ見エシ衛府舍人等ノ帶
フル所ノ刀、後代ニ及テ、鞘卷ナトイフモ
ノ、其遺ル制リナルニヤ、常ニハコレヲハ
キヌヘキ物ナレハ、美波加之ナトモイヒツ
ラメ、

同九十年春二月庚子朔、天皇田道間守ニ命リシ
テ、常世國ニ遣ハシテ非時香菓ヲ求メシム、
今橋トイフ是ナリ、註曰香菓、此云箇俱能未、
同九十九年秋七月戊午朔、天皇繼向宮ニ崩ス、
時ニ年百アマリ四十歳、冬十二月癸卯朔壬
子、菅原伏見陵ニ葬ル、明クル年春三月辛
未朔壬子、田道間守常世國ヨリ至レリ賚イタ
ル物ハ、非時香菓、八竿、八綬、田道間守コ
レニ於テ、泣悲歎テ曰命ノリテ天朝ニ奉タマ
ハリ、遠ク絶域ニ往キ、萬里浪ヲ蹈テ、遙
ニ弱水ヲ度ル、是常世國ハ、神仙ノ秘區ニ
シテ、俗ノ臻ム所ニアラス、是ヲ以テ、往來
ノ間ニ自二十年ニ經ヌ、豈期獨リ峻キ瀾ヲ凌
テ、更本ノ土ニ向コント云一ヲ、然レハ聖
帝ノ神靈ニ頼テ、僅ニ還來ルヲ得、今天
皇既ニ崩シテ、復命スヲ得ス、臣生トイ

ヘ也、亦何ノ益アラン、乃天皇ノ陵ニ向リ
テ叫哭テ自死セリ、君臣聞テ皆流涙フナリ、
田道間守ハ、コレ三宅連ノ始祖也、

貝原ノ大和本草ニ、コレヲ引テ、曰ミカン
此時初テ日本ニ來ル、常世ノ國、未何ノ地
ヲ詳ニセスト、八雲抄ニ曰トコヨノ國、日
本紀ニ蓬萊トイヘリ、但トキハナル國チイ
ヘルナリト、按ニ、橋ハ江南ノ産ニシテ、
淮ヲ度テ枳トナルコト、周禮ニ見ニ、中華ノ
日本ヲサルコト、コレヨリ近キハナシ、弱水
ハ、書經禹貢ニイツ、雍州ノ地ニアリ、日
本ヲサルコト甚遠シ、田道間守ノ近キ江南ニ
往カスシテ、ハルカニ弱水ヲ度テ、橋ヲモ
トメシコト、イカナル處ナリケン、

人皇十三代成務天皇

舊事本紀曰志賀高穴穗朝御世、竹野君ノ同祖、

彦坐王五世ノ孫船穗足尼ヲ國造ニ定メ、賜
フ、
按ニ、コレ但馬ニ國造ヲ置タマフ始ナ
リ、彦坐王ハ、開化天皇ノ第三子也、故事
記并ニ日本紀ニ見ユ、船穗足尼、古本ニハ
船穗足ニ作ル、今梨木ノ校本ニ從テ正ス、
字訓ニ、古本ト異ナルモノハ、コレニ倣
ヘ、

人皇二十二代雄略天皇

日本書紀曰雄略天皇十七年春三月丁丑朔 戊寅、
土師連等ニ詔シテ、朝夕ノ御膳ヲ盛ルヘ
キ 清器ヲ進シム、是ニ於テ、土師連祖ノ
吾筥、仍テ攝津國來狹々村、山背國內村、
俯見村、伊勢國藤形村、及丹波但馬因幡ノ
私ノ民部ヲ名テ、贊ノ土師部トイフ、
風土記曰但馬國ハ、黑田大連ノ領行スル所ナリ

ト、
按ニ、黒田大連ハ、天兒屋根命十九世苗裔、
大織冠鎌足公ニハ五世ノ祖也、其國司タル
一、何ノ時ニカ當ル、イマタ考ヘス、

人皇三十六代皇極天皇

水鏡曰皇極天皇三年、但馬國ニ人アリキ、チサ
ナキ女子ヲモチタリキ、ソノ子、庭ニハイア
リキシ程ニ、俄ニ鷲イテキタリテ、子ヲトリ
テ、東チサシテ飛サリヌ、父母泣カナシメト
モ、ユキ方チシラス、其後八年トイヒシニ、
其子ノ父、コトノユカリアリテ、丹後國ヘユ
キテ、ヤドレル家ニ、メノワラハアリ、井ニ
ユキテ水ヲクム、コノヤトレル男、井ノモト
ニテアシチアラヒテタテル程ニ、ソノ村ノメ
ノワラハトモ、キタリアツマリテ、水ヲクムト
テアリツルメノワラハノ、シミタリツル水ヲ

シクオホエテ、ナキカナシヒテ、チヤコトイ
フ事チシリニキ、

人皇四十代天武天皇

日本書紀曰天武天皇四年二月乙亥朔癸未、但馬
等十二國ニ勅シテ、曰所部百姓ノ能歌フ男女、
及ヒ伎倆伎人ヲ選テ貢上レ、

人皇四十二代文武天皇

續日本紀曰文武天皇大寶元年三月壬寅、右大臣
從二位阿倍朝臣御主人ニ、楯五百疋、絲四百
疋、布五千段整一万口、鐵五万斤、備前備中
但馬安藝ノ國ノ田二十町ヲ賜フ、
秋八月辛酉、但馬等十七國、蝗大風、百姓ノ慮
舍チ壞リ、秋稼チ損ス、

景雲三年二月庚子、但馬等ノ國一十九社ヲ、始
テ祈年ノ幣帛ノ例ニ入ル、其神名具
神祇官記
秋七月乙丑、丹波但馬二國ノ山災アリ、使チ遣

ウバヒ取テケレハ、トラレゾトオシム程ニ、
此メノワラハハニ、チノレハ、ワシノクヒノ
コシツカシ、イカデワレヲチハ、イルカセニ
ハイフヘキソトテ、ウチシカハ、メノワラハ、
ナキテ、此ヤトリタリツル家ニ歸リヌ、男家
ヌシニ、此メノワラハチ、ワシノクヒノコシ
ト申アヒタリツルハ、イカナル事アトトヘハ、
家アルジ、ソノトシノソノ月日、ワレ木ニノ
ボリテ侍リシニ、鷲、チサナキ子ヲトリテ、
西ノカタヨリキタリテ、スニチトシイレテ、
ワシノ子ニカハントセシ程ニ、此子、ナク事
カキリナシ、鷲ノ子、ソノ聲ニチトロキ恐テ、
クハザリキ、我チオノナク聲ヲ聞テ、スノモ
トニヨリテ、トリオロシ侍シ子也、サテ、カ
ク申アヒタルニコソトイヒシチキクニ、我子
ノ鷲ニトラレニシ月日也、此事ヲ聞ニアサマ

テ幣帛チ神祇ニ奉テシム、即雷聲忽ニ應ノ、
撲スシテ自滅ス、

人皇四十三代元明天皇

元明天皇和銅元年秋七月、但馬伯耆二國疫ス、
藥ヲ給フテコレチ療セシム、
冬十一月己卯大嘗アリ、遠江但馬二國其事ニ供
奉ス、乙酉、神祇官及ヒ遠江但馬二國ノ郡司、
并國人男女總テ一千八百五十四人、位チ叙シ、
祿チ賜フ、各差アリ、
同五年秋七月、但馬等二十一國ニ、始テ綾錦チ
織ラシム、

同六年十一月、但馬國、白雉ヲ獻ル、
靈龜元年五月壬寅、從五位上阿倍朝臣安麻呂チ
但馬守トナス、

按、古成務ノ國造チ定メ玉ヒシヨリ、世
々其職チ廢セス、然ル、古紀全カラサレハ、

其名傳ハラス、但馬守ハシメテコ、ニ見ル、
人皇四十四代元正天皇

元正天皇靈龜二年十一月辛卯、大嘗アリ、親王
己下及ヒ百官ノ人等ニ祿ヲ賜フ、差アリ、由
機遠江、須機、但馬國ノ郡司二人ニ、位一階ヲ
進ム、

同養老三年秋七月、始テ按察使ヲ置ク、丹波國
守正五位下小野朝臣馬養、丹後但馬因幡ノ三
國ヲ管ス、其管スル所ノ國司、若非違及ヒ百
姓ヲ侵淫スルコトアルハ、按察使親自巡省シ、
狀ヲ量リテ黜陟ス、其徒罪以下ハ、斷決シ、
流罪以上ハ、狀ヲ錄シ奏上ス、若聲敘條修
マリ、部内肅清キコトアレハ、具ニ善最ヲ記
テ、言上ス、

同六年八月、但馬等ノ國司、是ヨリ先使ヲ奉
テ京ニ入ルニ、驛ニ乗ルコトヲ聽ルサス、是ニ

至テ、始テ是ヲコルル、

人皇四十五代聖武天皇

聖武天皇神龜三年八月乙亥、大政官處分シテ、
新任ノ國司任ニ向フノ日、但馬等十二國ニハ、
並ニ食ヲ給フ、

同天平六年春正月癸亥朔、天皇中宮ニ御シ、侍
臣ヲ宴シ、五位已上ヲ朝堂ニ饗ス、但馬安藝
長門等三國、各木ノ連理ヲ獻スレハ也、

天平十二年六月甲戌、天下諸國ヲシテ、國オト
ニ法華經十部并ニ七重ノ塔ヲ建テシム、
同十三年八月丁亥、外從五位下陽侯史眞身ヲ但
馬守トナス、

人皇四十六代孝謙天皇

孝謙天皇天平勝寶二年夏五月辛丑、外從五位下
壬生使主宇太麻呂ヲ但馬守トナス、
同四年十一月乙己、參議從四位上橘朝臣奈良麻

呂ヲ以テ但馬因幡按察使トシ、兼テ伯耆出雲
石見等ノ非違事ヲ檢校セシム、

萬葉集ニ、コノ月二十七日林王ノ宅ニシテ、
但馬ニユクノ按察使橘奈良麻呂ヲ餞スルノ
歌三首アリ、

同八歲十二月己亥、越後但馬等二十六國、國別
ニ、灌頂幡一具、道場幡四十九首、緋綱二條
ヲ頒チ下ス、以テ周忌御齋ノ莊傍ニ充テシメ
用井了ル寸ハ、金光明寺ニ收メ置テ、永ク寺
物トシ、事ニ隨テ出シ用井シム、

同天平勝寶九年四月辛己、東大寺ノ匠丁、造山
陵司ノ役夫、及ヒ左右京四畿内但馬等十一
國ノ兵士、并ニ防人、鎮兵、衛士、火頭、仕
丁、鼓吹戸ノ人、輿車戸頭、并ニ今年ノ田租
ヲ免ス、百官朝堂ニ詣テ、表ヲ上リテ以テ
瑞字ヲ賀ス、

至テ、始テ是ヲコルル、

人皇四十七代廢帝

廢帝寶字四年正月戊寅、從三位藤原朝臣弟貞ヲ
坤宮大弼トナス、但馬守故ノコトシ、
按スルニ、寶字二年八月、詔シテ曰紫微中
臺ハ、中ニ居テ勅ヲ奉、諸司ニ頒行フ、地
ノ天ニ承テ庶物ヲ享壽スルカコトシ、故ニ
改テ坤宮官トス、

天平寶字四年二月辛亥、從五位下藤原朝臣楓麻
呂ヲ但馬介トス、

同五月乙卯、勅シテ曰頃者上下ノ諸使、總テ驛
家ニ附ク、理ニチヒテ穩カナラス、亦驛子ヲ
クルシム、自今已後、ヨロシク、爲ニ令ニ依
ルヘシ、其能登安房和泉等ノ國ハ、舊ニヨリ
テ分立、但馬肥前ニハ、介一人ヲ加ヘ、出雲
讚岐ニハ、目一人ヲ加フ、

人皇四十七代廢帝

廢帝寶字四年正月戊寅、從三位藤原朝臣弟貞ヲ
坤宮大弼トナス、但馬守故ノコトシ、
按スルニ、寶字二年八月、詔シテ曰紫微中
臺ハ、中ニ居テ勅ヲ奉、諸司ニ頒行フ、地
ノ天ニ承テ庶物ヲ享壽スルカコトシ、故ニ
改テ坤宮官トス、

同五月乙卯、勅シテ曰頃者上下ノ諸使、總テ驛
家ニ附ク、理ニチヒテ穩カナラス、亦驛子ヲ
クルシム、自今已後、ヨロシク、爲ニ令ニ依
ルヘシ、其能登安房和泉等ノ國ハ、舊ニヨリ
テ分立、但馬肥前ニハ、介一人ヲ加ヘ、出雲
讚岐ニハ、目一人ヲ加フ、

同六月壬辰、從四位下山背王ヲ但馬守トス、
人皇四十七代廢帝

人皇四十七代廢帝

廢帝寶字四年正月戊寅、從三位藤原朝臣弟貞ヲ
坤宮大弼トナス、但馬守故ノコトシ、
按スルニ、寶字二年八月、詔シテ曰紫微中
臺ハ、中ニ居テ勅ヲ奉、諸司ニ頒行フ、地
ノ天ニ承テ庶物ヲ享壽スルカコトシ、故ニ
改テ坤宮官トス、

天平寶字四年二月辛亥、從五位下藤原朝臣楓麻
呂ヲ但馬介トス、

同五月戊戌、左遷多岐島椽大伴宿禰上足カ弟ヲ代テ但馬目ニ任ス、

同七年九月庚申、但馬等六國年穀稔ヲス、使ヲ遣シテ覆損セシム、

同十二月丁酉、中臣眞麻伎ニ從七位下ヲ授ク、但馬員外史生ナリ、

同八年四月戊寅、從五位下巨勢朝臣廣足ヲ但馬介トス、

同十月癸未、正四位下高麗朝臣福信ヲ但馬守トス、

同十一月壬子、從五位下笠朝臣道引ヲ但馬介トス、

人皇四十八代稱徳天皇

稱徳天皇天平神護二年三月辛巳、外正五位下大

原連家主ヲ但馬ノ員外介トス、

神護景雲元年三月、始テ法王宮職ヲ置ク、造宮

卿但馬守從三位高麗朝臣福信ヲ兼大夫トス、同七月庚戌、從五位下大原連家主ヲ主税頭トス、但馬員外介故ノコトシ、

同八月丙午、從五位下百濟王武鏡ヲ但馬介トス、

同二年十一月己亥、從四位下國中連公麻呂ヲ但馬員外介トス、

人皇四十九代光仁天皇

光仁天皇寶龜元年七月戊寅、但馬國疫ス、コレヲ賑給ス、

同八月丁巳、大藏卿從三位藤原朝臣魚名ヲ兼但馬守トナス、

同二年閏三月戊子、外衛大將正四位上藤原朝臣繼細ヲ兼但馬守トナス、

同日、近衛將監從五位下紀朝臣船守ヲ、兼但馬介トナス、

秋七月丁未、左少辨從五位下美和眞人土生ヲ兼

但馬員外介トス、

冬十一月辛丑、從五位多朝臣犬養ヲ但馬員外介トス、

同三年夏四月庚午、從四位下安倍朝臣息道ヲ但馬守トス、

同五年三月癸卯、但馬守從四位下安倍朝臣息道卒ス、

同甲辰、從五位下藤原朝臣刷雄ヲ但馬介トス、

同戊辰、從五位下藤原朝臣刷雄ヲ但馬守トス、

同八年七月癸亥、但馬ノ國國分寺ノ塔ニ震ス、

同九年二月辛巳、從五位上田中王ヲ但馬守トス、

同十一月己未、從五位下文屋眞人久賀麻呂ヲ但馬介トス、

同十一年三月壬午、從五位下阿倍朝臣謂奈麻呂ヲ但馬介トシ、從五位下紀朝臣白麻呂ヲ但馬

介トス、

按ルニ、白麻呂ハ因幡介トナル、本文誤テ混スル也、

人皇五十代桓武天皇

桓武天皇延暦元年二月庚申、左兵衛ノ督從四位下紀朝臣古佐美ヲ兼但馬守トス、

同年三月乙酉、外從五位上上毛野公薩摩ヲ但馬介トス、

同七年二月甲申、從五位上大中臣朝臣繼細ヲ但馬守トス、

同八年三月戊午、從五位下文屋眞人久賀麻呂ヲ但馬介トス、

同十年六月甲午、從五位下文屋眞人眞屋麻呂ヲ但馬介トス

同九月甲戌、但馬等ノ國軍、平城宮諸門ヲ壞テ以テ長門ノ宮ニ移シ作ル、

日本逸史ニ曰桓武天皇、延曆十一年二月丙戌朔、
同丁亥、參議正四位上紀朝臣古佐美但馬守ニ
任ス、公卿
補任

同十三年十一月丙戌、美濃但馬二國物ヲ獻ル
類聚國史
第七十八

同十五年正月壬子、參議從四位下藤原朝臣內麻呂
呂ヲ從四位上ニ叙シ、但馬守ヲ兼テシム、
延曆二十一年九月丁巳、但馬等三十一國田ヲ損
ス、百姓ノ租稅徵調ヲ免ス、類聚
國史

同二十二年正月、正四位下菅野真道ヲ但馬守ニ
任ス、公卿
補任

同二十三年十二月壬寅、公卿奏議ス、但馬等二
十一國、殊ニ當年ノ庸ヲ免サント、コレヲユ
ルス、類聚
國史

同二十五年正月癸巳、參議從四位下藤原朝臣緒
嗣ヲシテ但馬守ヲ兼テシム、

人皇五十一代平城天皇

平城天皇大同元年五月丁亥、從五位上藤原朝臣
道雄內匠頭ニ、任シ、但馬守ヲ兼テ、補任

人皇五十二代嵯峨天皇

嵯峨天皇大同五年九月壬子、從五位下良岑朝臣
安世ヲ但馬介ニ任ス、同上

弘仁四年春正月丁丑、伊勢國壹志郡、尾張國愛
智郡、常陸國信太郡、但馬國養父郡ニ制シテ、
郡司ノ子妹、年十六已上、二十已下、容貌端
正、采女トナルニ堪タル者、各一人ヲ貢ラシ
ム、類聚
國史

同月、正五位下良降朝臣安世ヲシテ、但馬守ヲ
兼テシム、同上

同月、南洲朝臣永河ヲ從五位下ニ叙シ但馬介ト
ナス、同上

同六年正月癸巳、但馬等七國ノ役夫、一萬九千

八百人ヲ發シテ、朝堂院ヲ修理セシム、其食
竝ニ還ノ路糧、竝ニ正稅ヲ用フ、類聚
國史

同年讚岐朝臣永直ヲ、明法博士得業生ニ補シ、
但馬權博士ヲ兼テシム、類聚
國史

同七年正月丙子、從四位下藤原朝臣三守ヲ但馬
守ニ任シ、從五位下坂田朝臣弘貞ヲ但馬介ニ
任ス、公卿
補任

同八年正月辛未、從五位上橋朝臣氏公ヲ但馬守
ニ任ス、同上

同九年夏四月丙子、從五位下但馬介坂田朝臣弘
貞ヲ守ニ任ス、同上

同十一年春正月庚申、從四位下直世王ヲ、但馬
守ニ任ス、同上

同十三年、外從五位下林朝臣山主ヲシテ但馬權
介ヲ兼テシム、同上

同三月、從五位上百濟王勝義ヲ遷テ但馬守トナ

ス、同上

人皇五十三代淳和天皇

淳和天皇天長元年九月癸酉、橋朝臣永名ヲ但馬
權介ニ任ス、同上

同五年正月甲戌、但馬國驛ヲ馳セテ、渤海人百
餘人來着スト言上ス、日本
紀畧

同二月戊子朔己丑、但馬ノ國司、渤海王ノ啓、
中學ノ牒案ヲ寫シテ、進上ス、同上

同六年正月甲午、正四位下橋朝臣氏公ヲ但馬守
ニ任ス、公卿
補任

人皇五十四代仁明天皇

續日本後紀曰仁明天皇承和六年正月甲子、正五
位下坂上大宿禰鷹主ヲ但馬守トス、

同七年四月丁未、從五位下橋朝臣逸勢ヲ但馬權
守トス、

同月辛亥、從五位下紀朝臣綱麻呂ヲ但馬守トス、

同年五月丙子朔丁丑、但馬國言ス、養父郡兵庫ノ鼓ユヘナクシテ夜鳴ル、聲數里ニキコユ、又氣多郡ノ兵庫ノ鼓ヲノツカラナル、聲行鼓ノコトシ、

人皇五十五代文德天皇

文德實錄ニ曰文德天皇嘉祥三年夏四月、從五位下清原真人秋雄ヲ但馬介トス、左兵衛佐故ノコトシ、

仁壽元年春正月甲申、從四位下滋野朝臣貞雄ヲ但馬權守トナス、

同二年春正月壬午、從四位下春澄宿禰善繩ヲ但馬守トナス、

同二月乙丑、紀朝臣有常ヲ但馬介トナス、左馬助故ノコトシ、

同五月癸巳、是日甘露京師ノ樹上ニ降ル、及ヒ但馬等九國並ニ言フ、甘露フルト、

同年清原真人秋雄ヲ遷テ、左馬頭トナシ、但馬介ヲ兼ネシム、

人皇五十六代清和天皇

三代實錄ニ曰清和天皇貞觀元年己卯正月十三日庚午、從四位下行侍從輔世ヲ但馬守トシ、從四位上守刑部卿兼行但馬守藤原朝臣春津ヲ備前守トス、

同二年春正月十六日丁卯、散位從五位下藤原朝臣興世ヲ但馬介トス、

同二月十四日乙未、從五位上豐井王ヲ但馬權守トシ、左馬頭從五位上清原真人秋雄ヲ介トス、

同三年正月廿日乙未、出雲國上言シテ、渤海國ノ使李居正等一百五人、隱岐國ヨリ嶋根ノ郡ニ來着ストモフス、

同廿八日癸卯、散位正六位上藤原朝臣春景、兵部少錄正七位下葛井連善宗ヲ渤海ノ客ヲ領

同年坂上大宿禰真守ヲ、但馬介トナス、同三年春正月丁未、紀朝臣有常ヲ、右兵衛佐トナス、但馬介故ノコトシ、

同九月戊辰、從四位下但馬守春澄宿禰善繩ニ、姓朝臣ヲ賜フ、

齊衡元年春正月辛丑、從五位下清內宿禰國繼ヲ、但馬介トナス、

同九月乙巳、從四位下春澄朝臣善繩ヲ、刑部大輔トナス、但馬守故ノコトシ、

同三年春正月丙辰、從四位上源朝臣冷ヲ、但馬守トナシ、從五位下紀朝臣眞丘ヲ權介トナス、

天安元年春正月癸丑、從四位上藤原朝臣春津ヲ、但馬守トナス、刑部卿故ノ如シ、

同二月甲申、紀朝臣眞丘ヲ、但馬介トナス、同六月甲申、從五位下佐伯宿禰雄勝ヲ但馬權介トナス、右近衛小將故ノコトシ、

ムル使トス、播磨少目大初位上春日朝臣宅成ヲ通事トス、勅スラク使事ヲ竟ルノ間、藤原春景ハ但馬權介ト稱シ、葛井善宗ハ、因幡權掾ト稱スヘシ、

同八月九日乙巳、但馬國言ス慶雲見ルト、同十一月廿五日己丑、是ヨリ先、從五位下行但馬權守豐井王、公廨ニ造ル幡十八旒、各長一丈五尺ヲ割テ、國分寺ニ施シ入レ、官裁ヲ請テ云ク、永ク官帳ニ附テ、以テ御願ヲ資ケント、

大政官ノ處分、請ニ依ル、

同五年春正月七日庚午、左馬頭從五位上兼行但馬介清原真人秋雄ニ正五位下ヲ授ク、

同二月十日癸卯、從五位上藤原朝臣常永ヲ以テ但馬守トス、

同九月五日甲午、但馬少目正八位上秦忌寸諸長等三人ニ姓ヲ時原宿禰ト賜フ、其先ハ秦ノ始

皇ノ後也、

同六年春正月七日甲午、從五位上行但馬守藤原常永ニ正五位下ヲ授ク、

同三月八日甲午、外從五位下行備後介大神朝臣全雄ヲ以テ但馬介トス、

同八年春正月八日乙酉、外從五位下行但馬介大神朝臣全雄ニ從五位下ヲ授ク、

同九年丁亥春正月十二日癸丑、從五位上守大藏大輔滋野朝臣善蔭ヲ但馬守トシ、從五位上行大和權守良峯朝臣長松ヲ權守トシ、從五位上行縫殿頭伴宿禰順賀雄ヲ介トス、

同七月戊戌朔、從五位上守大藏大輔橋朝臣三夏ヲ但馬守トス、

同廿二日丁亥、但馬守橋朝臣三夏ヲ大藏大輔トシ、從五位上行縫殿頭兼但馬介伴宿禰順賀雄ヲ但馬守トス、縫殿頭故ノコトシ、石見守從

五位下小野朝臣後生ヲ介トス、

同十年戊子春正月七日壬寅、從五位上行但馬權守良峯朝臣長松ニ正五位下ヲ授ク、

同十一年己丑三月廿三日辛巳、主計頭從五位上家原宿禰細雄ヲ以テ但馬權守トス、主計頭故ノコトシ、

同十四年壬辰秋八月己亥朔、右京ノ人但馬權掾從七位下大原史弘原ニ大原宿禰ヲ賜フ、

同十三日辛亥、從五位上兼行但馬權守家原宿禰細雄ニ姓朝臣ヲ賜フ、

同十五年癸巳十二月十七日戊申、但馬國城崎郡湧早ノ百姓窮困ノ者漆佰肆拾、復スルコト一年、

同十六年七月卅日丙辰、從五位上行算博士兼但馬守家原朝臣氏主卒、云云、

同十七年十一月十三日壬辰、但馬國去年水損ス、正稅ヲ借賦、四分之一ヲ充ツ、

人皇五十七代陽成天皇

陽成天皇元慶元年丁酉春正月癸酉朔、三日乙亥、

陽成天皇豐樂殿ニ即位シタマフ、是日、但馬國白雉一ヲ獻ル、

同四月十六日、勅シテ但馬國當年ノ徭役ヲ復シ、白雉ノ出ル處、養父郡ノ當年ノ庸ヲ免シ、其トヲヘウル、但馬公得繼ヲ正六位上ニ叙シ、改元シテ元慶元年ト云、

同四月廿六日丁酉、豫シメ大嘗會ノ檢校辨悠記主基行事ヲ定ム、從四位上行右近衛中將兼備中守源朝臣直、從五位上守右中辨藤原朝臣保則、從五位下行備中介藤原朝臣清瀨、權介源朝臣元散位伴宿禰春雄、外從五位下行算博士但馬介阿保朝臣今雄、並ニ六位四人、主基ノ事ヲ行シム、

同二年戊戌五月九日甲辰、符ヲ下シテ、但馬國

ニ楳弓百枝ヲ採リ進メシム、

同八月十四日丁丑、從四位下行大和守源朝臣顯ヲ以テ但馬權守トス、

同三年二月八日戊辰、但馬等十國ノ國司、國內ノ損田ヲ勘注シ言上ス、勅スラク損田ノ數疑殆ナキニアラス然テ國宰其人仍テ使ヲ遣スコト停メヨロシク此般國司ノ勘定ニ據ルヘシ但桑田ハ免ス限ニアラス、

同年十月廿日正四位下源朝臣覺カ傳ニ曰貞觀十二年、僭從四位上ヲ賜ヒ、數年但馬守ニ拜スト、云云、其月日闕ケテ定カナラス、

同冬十月廿九日乙酉、從四位下行但馬權守源朝臣顯卒ス、

同十一月廿五日庚辰、勘解由次官兼行算博士但馬阿保朝臣今雄ニ外從五位下ヲサツク、

同四年六月十七日己亥、但馬國言ス、管二方郡ノ

百姓等、遙ニ海中ヲ望ニ、物アリ、形チ小島ニ似タリ、長十丈ハカリ、前後ノ端、物アリ透出ツ、高サ五六尺ハカリ、疑ラクハコレ船ノ船體ナラン、中央風ニ隨テ搖動スル物アリ、疑ラクハコレ帆席ナラン、少間アツテ東行シテ見エス、又西北ノ方、海ニ泛フ物アリ、其數三ツ、三日ヲ經テ替テ搖動セス、疑ラクハ是レ他國ノ船ナラン、又北方ニ一大船アリ、沈テ海底ニアリ、長サ一丈五尺ハカリ、是ニヨツテ、但馬、因幡、伯耆、出雲、隱岐等ノ國ニ下知シテ、特ニ候望ヲ慎テ以テ不虞ニ備ヘシム、十九日辛丑、但馬國言ス、美含郡ニ一大船アリテ海上ニ漂泛ス、長サ五丈餘、廣サ一丈六尺ハカリ、知ンヌ是レ二方郡ノ百姓ノ見ル所ノ三船ノ類ナリ、

同六年二月廿八日辛丑、但馬國年貢ノ綾一正ノ

代リ、生絹二正ヲ進シメ、限ルニ二年ヲ以ス、伊勢尾張兩國之例ニ准スルナリ、

同五月十一日壬子、但馬國新除ノ介從五位下菅野朝臣良松言ス、國出舉ノ正稅、稻七十四萬束ヲ辨フ、類々ニ減省ヲ經、見舉數少シ、望ラクハ隣國ノ穀ヲ賜ヒ、舉填用ルニ足ラン、是ニ至テ、勅シテ丹後國不動穀四千斛、因幡國六千斛ヲ以テコレニ充ツ、

人皇五十八代光孝天皇

光孝天皇仁和元年春正月十六日壬申、散位從五位下藤原朝臣忠憲ヲ以テ但馬介トス、

同三年二月五日己酉、但馬等十一國ノ國司ノ位祿公廩ヲ奪フ、貢調期ニ違フヲ以テナリ、舊制、貢調期ニ違ハ、國司五位以上違勅ノ罪ナ科ス、六位己下降職ヲ論セス、答六十ヲ決ス今前格ヲ改テ、此新制ヲ施ス、

同五月十三日丙戌、從五位上守大膳大夫橘朝臣主雄ヲ以テ但馬守トス、

同六月二日甲辰、但馬等十九國、貢ノ絹麩惡特ニ甚シク、昔日ノ如ナラス、勅シテ國宰ヲ認メ、正倉舊様ノ絹ヲ搜取リ、國コトニ一正ヲ賜ヒ、舊様ニ依リテ作ラシム、

宇多天皇寬平ヨリ以來ハ、國史筆ヲ絶テ考ヘキナシ、タマママ、和歌者流ニ傳フル書、カレコレアリトイヘ、國家ノ大體ニアツカラサルユヘ、先王政治ノ迹ニ於テハ、具ニシレカタシ、國司等モ家々ノ系圖ニ見ユレ、其年代定カナラス、他日公卿補任等ニ就テ正スヘシ、故ニ今シハラクコ、ニ畧ス、

大鏡ニ曰帥殿ノ御一ツ勝ノ、十六ニテ中納言ニナリナトシテ、世ノ中ノハカナモノトイハレ

玉ヒシ殿ノ、御童名ハ、阿古若ソカシ、此兄殿ノ御ノ、シリニカ、リテ、出雲權守ニナリテ、但馬ニコソハ、チハセシカ、帥殿ノカヘリ玉ヒシナリ、此殿ノホリ玉ヒテ、モトノ中納言ニナリシ、又兵部卿ナドコソハ、キコヘサセシ、

コレハ、中關白内大臣道隆公ノ二男、中納言隆家ノ事ナリ、兄ノ伊周公華山院ノ御事イデキテ、官位トラレテ、只太宰ノ權帥ニナリテ下リ玉フ、一條院ノ長德二年四月廿四日ナリ、

平家物語ニ曰忠盛イマタ備後守タリシ時、鳥羽院ノ御願徳長壽院ヲ造進シテ、卅三間ノ御堂ヲ立、一千一牀ノ御佛ヲスエタテマツル、供養ハ、天承元年三月十三日ナリ、勸賞ニハ關國ヲ賜フヘキヨシ仰下サレケル、折節、但馬

國ノアキタリケルヲソ下サレケル、平治物語ニハ、但馬守有房ト云モノアリ、平治ノ役ニ、宇治ノ左府源義朝ニクミシテ、官職ヲト、メタル、治承ノ比ハ、平經正但馬守トナルヨシ東鑑ニ見ユ、サレト、コレラハ、受領ノ年代モ定カナラテハ、別ニアゲス、文治年中、源賴朝日本國總追捕使ニナリ玉ヒテヨリ、諸國ニ守護ヲ置テ、國司ノ權ヲ奪ハレシカハ、朝家ノ御政ハ、オノツカラスタリユキヌ、コノ後ハ、守護ノミ、國ヲ專ニシケレハ、國司ハ、其名バカリニテ、政事ニアツカラス、故ニ鎌倉以來ハ、守護ヲアケテ國司ヲノセス、サレト、文治ニ始テ置レシ守護ハ、何人ニテカアリケン、記セルモノナミス、

東鑑ニ曰文治六年四月十九日、造大神宮役夫工國ノアキタリケルヲソ下サレケル、米地頭未濟ノ事、頻ニ職事ノ奉書アリ、神宮使又參シ訴フルノ間、不日ニ沙汰ヲ致スヘキノ旨、下知シ玉フ、子細アル處々ニ於テハ、今日京都ニ注進セシメ給フ、因州、並ニ盛時、俊兼ヲ、コレヲ奉行ス、其狀ニ曰内宮ノ役夫大工作料未濟、成敗スル所々ノ事、但馬國ハ平大納言信國消息ヲ以テ、直ニ山城守實道ニ下知ス、

承久三年四月、後鳥羽上皇鎌倉ヲ滅サント思召立コトアリ、鳥羽ノ城南寺ノ流鏑馬ソロヘト披露シテ、近國ノ兵共ヲ召レケリ、大和、山城、近江、丹波、美濃、尾張、伊賀、伊勢、攝津、河内、和泉、紀伊、丹後、但馬、十四箇國、是等ノ兵參リタリ、承久記

サレタマフ、順徳院ハ、佐渡國ヘウツシ奉ル、後鳥羽院ノ御子雅成親王ハ、但馬國ヘ流サレ、頼仁親王ハ、備前國ヘ流サル、王代一覽

東鑑ヲ按スルニ、是月廿六日、六條宮ハ但馬國ニ遷坐シ玉フ、法橋昌明コレヲ守護シ奉ルヘキノヨシ、相州武州下知ヲ加フト、皇胤紹運録ヲ按スレハ、六條宮ハ、即雅成親王ナリ、後鳥羽院第三ノ皇子ニテ、御母ハ修明門院ト云、承久三年七月、但馬國ニ移サレ、嘉祿二年十二月、國ニ於テ出家ス、年廿七、建長二年、國ニ於テ薨ス、六條宮無位親王ト号ス、

同八月十日、法橋昌明ハ、幕下將軍ノ時、功アル者也、今度ノ逆亂ニ、勅喚アリトイヘ、其意嚴ノ如ニシテ、曾テ關東ニ乖カス、此事ステニ、二品禪尼ノ聽ニ達スルノ間、昌明ハ、

イマダ、子細ヲ申サストイヘトモ、但馬國ノ守護職並ニ庄園等ノ下文ヲナシ、去ヌル月遣サレ訖ヌ、時ニ、昌明コレヲ辨ヘサル以前ニ、同月廿三日ノ狀ニ、功事ヲ註シ申ス、其狀今日鎌倉ニ到來ス、二品禪尼コレヲ披覽シ、コトニ感歎セシムル所ナリ、是去ヌル五月十五日ニ洛中合戦以後、勇士ヲ召集ルニ及テ、參洛スヘキ由ノ院宣ヲ帶スルノ召使五人、昌明カ但馬國ノ住所ニ來ル、昌明彼等カ首ヲ斬ルノ間、院中ニ參ラント欲スルノ國內軍兵、昌明ヲ襲ヒ攻、一旦コレヲ防キ戰ハシメ、深山ニ引籠リ、武士上洛ノ由ヲキ、馳加ハルト云々、右京兆ノ云、花吏園亂スルノ間、將命ヲウケ上洛セシメ、或ハ矢ニ中リ、或ハ水ニイリ、人エトニ爲ス所ナリ、世上ノ是非イマダ治定セザルノ時、院ノ使ヲ梟首スルノ事、關

東チ重セシムル條顯露ニシテ、他ニ異ナル勳功ナリト、云々、東鑑

人皇九十五代後醍醐天皇

後醍醐天皇先帝ノ志ヲ繼テ、再ヒ鎌倉征伐ノ御企アリ、事ステニ鎌倉ニ聞ニ、元弘元年八月、關東ノ使節兩人上洛ス、主上及ヒ尊雲親王ヲ流サン爲ナリ、主上恨レテ密ニ笠置山ニ行幸アリ、萬里小路中納言藤房、其弟秀房等供奉ス、花山院大納言師賢ハ、イツハリテ天子ノマテシテ、叡山ニ登リテ兵ヲアツム、六波羅ヨリ兵ヲ遣シ、叡山ヲ攻ム、四十八箇所ノ簞ニ、畿内五ヶ國ノ勢ヲ差添テ、五千餘騎、追手ノ寄手トシテ、赤山ノ麓下松ノ邊ニサシ向ラル、搦手ヘハ、佐々木三郎判官時信、海東左近將監、長井丹後守宗衡、筑後前司貞知波多野上野前司宣通、常陸前司時朝、ニ美濃、

尾張、丹波、但馬ノ勢ヲサシソヘテ、七千餘騎、大津松本ヲ經テ、唐崎ノ松ノ邊マテ寄カケタリ、太平記

同九月、關東ノ大軍、笠置ヲ攻破ル、主上山ヲ出テ逃レ玉フ、路次ニテトラハレテ、六波羅ヘ入タテマツル、又軍兵ヲ發シテ赤坂ノ城ヲ攻ム、正成シハラク拒テノチ、城ヲ出テ金剛山ヘ隠ル、尊雲ハ、十津河ノ邊ニ隠ル、藤房秀房等ノ近臣皆囚ル、一宮尊良以下ノ皇子、ミナ生捕トナル、第四ノ宮ハ、但馬國ヘ流シ奉リテ、其國ノ守護太田判官ニ預ケラル、同上正慶二年三月、先帝後醍醐ヒソカニ隱岐國ヲ遁レ出テ、伯耆國ヘ起キ、名和長年ヲ頼ミテ、船上山ヘ入玉フ、山陽山陰國々ノ武士、多ク來リ從フ、六條少將忠顯朝臣ヲ頭中將ニナシ、山陽山陰兩道ノ兵ノ大將トシテ、京都ヘ指向

ラル、其勢伯耆國ヲ立シマテ、僅ニ二千餘騎ト聞ヘシカ、因幡、伯耆、出雲、美作、但馬、丹後、丹波、若狹ノ勢共馳加ハリテ、程ナク廿万七千餘騎ニ成ニケリ、又第六ノ若宮ハ、元弘ノ乱ノハシメ、武家ニ囚ハレサセ玉ヒテ、但馬國ヘ流サレサセ給ヒタリシチ、其國ノ守護太田三郎左衛門尉トリ奉テ、近國ノ勢ヲ相催シ、則丹波ノ篠村ヘ參會ス、大將頭中將ナメナラス悦テ、即チ錦ノ御旗ヲ立テ、コノ宮チ上將軍ト仰キ奉テ、軍勢催促ノ令旨ヲ成下サレケリ、去程ニ、忠顯朝臣神祇官ノ前ニ扣ヘテ勢ヲ分テ、上ハ大舍人ヨリ、下ハ七條マテノ小路コトニ、千餘騎ツ、指向テ責サセラル、武士ハ、要害ヲ拵テ、射手ヲ面ニ立テ、馬武者ヲ後ニチキタレハ、敵ノ疼ム所ヲ見テ、懸出々々、追立ケリ、官軍ハ、二重三

重ニ荒手ヲ立タレハ、一陣ヒケハニ陣入替リ、二陣打負レハ三陣入替リテ、人馬ニ息ヲ繼セ、烟塵天ヲ掠メテ責戦フ、官軍モ、武士モ、諸臣ニ、義ニ依リ命ヲ輕シ、名ヲ惜ミテ死ヲ爭ヒシカハ、御方ヲ助テス、ムハ有レハ、敵ニ遇テ退クハ無シ、角テ、イツ勝負アルヘシ見エサリケル處ニ、但馬丹波ノ勢共ノ中ヨリ、兼テ、京中ニ忍ヒテ人ヲ入置タリケル間、此彼ニ火チカケタリ、折節、辻風烈シク吹テ、猛烟後ニ立覆ケレハ、一陣ニ支ヘタル武士、大宮面ヲ引退テ、尙京中ニ扣ヘタリ、六波羅是ヲ聞テ、弱カラン方ヘ向ケントテ、用意ニ殘シ留タル、佐々木判官時信、隅田、高橋、南部、下山、河野、陶山、富樫、小早川ニ五千餘騎ヲ差副テ、一條二條ノ口ヘ向ラル、此荒手ニ懸合テ、但馬ノ守護太田三郎左衛門尉打レニ

ケリ、太平記

按ルニ、後醍醐天皇ノ皇子、コノ國へ流サレ玉フ、太平記ニ、前ハ、第四ノ宮ト云、コ、ニハ、第六ノ宮ト云、コレ二人ニアラス、第四ノ宮成長親王也、第六ノ宮ハ護良親王トイフ、即チ所謂大塔宮也、イカテ但馬ニ流サレ玉ハシ、

天下一統、ホトモナク、又四海ニ姦賊ヲコル、建武二年、丹波國ヨリ、碓井丹波守盛景早馬ヲ立テ申ケルハ、云云、但馬丹後丹波ノ朝敵等、備前備中ノ勢ヲ待チ、同時ニ、山陰山陽ノ兩道ヨリ責上ルヘキ由承及候、御用心有ルヘシトソ告タリケル、太平記

延元元年正月、足利尊氏王命ニ叛テ東國ヨリ攻上ル、官軍コレヲフセク、山崎ヘハ、脇屋右衛門佐大將トシ、洞院ノ按察使大納言、文

觀僧正、大友千代松丸、宇都宮美濃將監素藤、海老名五郎左衛門尉、長九郎左衛門、以下七千餘騎ノ勢ヲ向ラル、云云、一番ニ、但馬國ノ住人長九郎左衛門、同意ノ兵三百餘騎、旗ヲ卷テ降人ニ出ツ、太平記

南朝延元三年、北朝光明院曆應元年、新田義貞越前金崎ノ城ニ立籠ラル、足利家ヨリ討手ヲツカハサル、今河駿河守ハ、但馬若狹ノ勢百餘騎ヲ卒メ、小濱ヨリ向ハル、太平記

按ニ、元弘建武ノ際ヨリ、兵革ヤム時ナカリシカハ、但馬國ノ守護地頭モ定カナラス、時ノ強キニ從テ、民ニ定マレル主モナシ、文和元年、山名師氏カ伯耆ノ守護ニテアリケル時、佐々木佐渡判官入道道譽ニ根アリテ官軍ニ屬シ、足利義詮ヲ攻シニハ、明年

五月七日、伯耆國ヲ立テ、但馬丹後ノ勢ヲ引具メ、三千餘騎、丹波路ヲ經テ攻上ル、卅二此時、故武藏守師直カ思者ノ腹ニ出來タリトテ、武藏將監ト云者、片田舍ニ隠レテ居タリケルヲ、阿保肥前守忠實、萩野尾張守朝忠等、俄ニ取立テ、大將ニナシ、丹

波、丹後、但馬三箇國ノ勢三千餘騎ヲ集メテ、宰相中將殿ニ力ヲ合セン爲ニ、西山ノ吉峯ニ陣ヲ取テ居タリケル、同上 又山名父子、再ヒ兵ヲ起シテ攻上リシニハ、足利右

兵衛佐直冬ヲ大將トシ、文和三年十二月十三日、伯耆國ヲ立給フ、山陰道悉順付テ、兵七千ニ及ヒシカハ、但馬國ヨリ、杉原越ニ播磨ヘ打テ出、神南合戦ニハ、山名伊豆守ヲ先トシテ、小林民部丞、小幡、淺沼、和田、楠、和泉、河内、但馬、丹後、因幡ノ

兵三三千餘騎ニテ、サシモ岨キ山路ヲ盤折ニソ上タリケルト有リ、同ク京戰ニモ、一手ハ、但馬丹後ノ敵ト云ヘリ、

人皇九十九代後光嚴天皇
南朝後村上天皇正平十五年、北朝後光嚴院延文五年、此比吉野ノ將軍ノ宮ト申ハ、故兵部卿ノ親王ノ御子、御母ハ北畠准后ノ御娘ニテソ御座ケル、御幼稚ヨリ、文武二道、何レモ達シテ見エサセ給ヒシカハ、此宮ソ誠ニ四海ノ

逆浪ヲモ靜メラレテ、舊主先帝ノ御追念ヲモ休メ進ラセラルヘキ、御器量ニテ御座マストテ、吉野ノ新帝登極ノ後、則チ被宣下、征夷將軍ニ成シ進ラセラル、去ナル正平七年ニ、赤松律師則祐暫ク事ヲ謀テ官方ニ參セシ時、此宮ヲ大將ニ申下シ進ラセタリシカ、則祐忽ニ變メ、又武家ニ參セシカハ、宮心ナラス京

へ上ラセ給テ、召人ノ如クニ御座有シテ但馬國ノ者共益ミ出シ奉テ、高山寺ノ城へ入レ奉ル、本庄平太、平三、御手ニ屬シ、但馬丹波ノ兩國ヲ打隨ルニ、不降ト云者更ニナシ、太平

南朝正平十七年、北朝貞治元年、阿保肥前入道信禪、俄ニ敵ニ成テ、但馬國へ馳越、長九郎左衛門ト引合テ、播磨へ打テ入ント企ケル間、赤松サヲハ、東ノ方ニ城郭ヲ構ヘ、路ニ警固ノ兵ヲ置ケトテ、法華山ニ城ヲ構ヘ、大山越ノ道ヲ切り塞テ、五箇所へ勢ヲシ差シ向ケル、依之、進ントテ山名ニ戰ントスルモ勢少ク、退テ但馬へ向ントスルモ不叶、進退歩ヲ失テ、前後ノ敵ニ迷惑ス、太平記 但馬國へハ、山名左衛門佐、舍弟治部大輔、小林民部丞ヲ侍大將ニテ、二千餘騎、大山ヲ經テ、播磨へ打越ントテ出ダリケルカ、但馬國守護仁木彈正小

弼、安良十郎左衛門將軍方ニテ楯籠タル城未落サリケル間、長九郎左衛門尉、安保入道信禪已下ノ宮方トモ、我國ヲ開テ他國へ越ントナ不心得、サヲハ、小林カ勢計リニテモ、播磨へ打越ント企ル處ニ、赤松掃部助直頼大山ニ城ヲ構テ、但馬ノ通路ヲ差塞キケル程ニ、小林難所ヲ被支、丹波へソ打越ケル、同上 山名氏ノ但馬ヲ領セルコ、其初メ定カナラズ、貞治三年、時氏官軍ヲ背テ足利家ニ從ヒシ時、因幡、伯耆、丹波、丹後、美作、五ヶ國ノ守護ニ補セラレシト、太平記ニアレト、但馬ノコ見ヘス、將軍家譜モ、コレニヨル、續太平記曰伊豆守時氏文和中ニ、反逆シ、伯丹作因備五州ヲトル、本伯雲隱三州ヲ領ス、貞治中降歸シテ、威福初メテ大也ト、近世陰德太平記ナトニハ、伊豆守

時氏、尊氏公ニ從テ軍忠ヲ尽シケル故、因幡伯耆ヲ賜テ、伯州ニ住シ、但馬美作出雲モ命令ヲ傳ヘタリ、其子右衛門佐師氏、後改伯州倉吉ニ住ス、舍弟修理太夫義數、師義

紀州ニ守護タリ、同弟陸奥守氏清丹州ヲ領ス、其弟中務大輔氏冬因州ニ牧トシテ、弟伊豫守時義但州ニ守タリト云ヘリ、又山名家ノ出處盛衰ノ趣ハ、近年重編應仁記等ニ委ク著セリ、王代一覽ニ曰南朝弘和二年、北朝永徳二年正月、山名氏清河内ヲ攻テ南方ノ軍ヲ破ル、此時、楠正勝敗レテ、赤坂ノ城モ落ヌ、和田モ、戰負テ、和泉國氏清ニ取レヌ、紀州漸ク山名ニナヒキヌ、千破劔城ハ猶殘レリ、氏清カ父時氏、ステニ因幡伯耆等數州ヲ領セリ、今氏清カ一族彼是合テ十一箇國ノ守護ヲ兼タレハ、日本六

分一ヲ領セリトテ、山名カ家六分一殿ト云ナラハセリ、

人皇百一代後龜山天皇

南朝元中八年、北朝後小松院明德二年辛未歲、山名陸奥守氏清、同播磨守、滿幸以下、一類悉ク同心シ、隱謀ノ企アルニ仍テ、不慮ニ兵乱出來テ、都鄙暫ク不穩、其濫觴ヲ尋ヌルニ、一族山名宮内少輔時熙同右馬頭故ヘトソ聞エシ、譬ハ、武恩莫大ナルニ驕テ、此一家ノ人々、每事上意ヲ奉、忽諸體ナリシ中ニ、山名伊豫守時義、但馬國ニ在國シ、京都ノ御成敗ニモ不應、雅意ニ任セテ振舞ケル間、誠ニ御沙汰有ラハヤト思召立セ給ヒケル、刻病ニチカサレテ伊豫守早世シタル上ハ、カヲナク思召サレケルニ、其遺跡ノ輩伊豫守、宮内少輔、右馬頭以下、猶過分ナル而耳ナラス、

父祖ノ惡逆ハ、子孫ニ可酬ノ理ニ任セ、彼ヲ
ナ御退治有ルヘシトテ、其國ノ討手ヲ下サ
レケル、山名播磨守ハ、伯耆國ヲ追討シ、馳
テ當國ト隱岐ヲ拜領シ、陸奥守ハ、但馬國ヲ攻
隨ヘテ、其國ノ守護職ニ任ス、其下向ノ刻、奥
州御所ヘ參テ申サレケルハ、一家ノ者ハ退治
ノ事、偏ニ當家衰微ノ基ヒ也、雖然爲上意
被仰下上ハ、辭シ申處ナシ、急キ馳下テ誅討
仕ルヘシ、但シ彼ヲ若シ難義ノ時ハ、歎キ申ス
事モ候フヘシ、其時御免有ヘキニテ候ハ、氏
清下向仕ラヌ先ニ、籌策ヲモ廻ラシ、教訓ヲ
加ヘ、召上セハヤト存候フ、又何ト歎キ候フ
共、長ク御免有マシキニテ候ハ、今一日モ
急キ下向仕、退治可仕由被申タリケレハ、御
返事ニハ、彼ヲ上意ヲ背クニ依テ、既ニ討手
ヲ下ス上ハ、誰人ニ付テ歎申ス共、更ニ御許

容有ルヘカラス、不日ニ令發向、可退治トシ
被仰下ケル間、此上ハトテ、奥州但馬國ヘ馳
下テ、彼一類ヲ追討シテ、西國無爲ニ成ニケ
リ、明德記
同十月、山名氏清宇治ノ紅葉ヲ義滿ノ御覽ニ備
ント請ケレハ、許容アルニヨリテ、日ヲ定テ
經營ス、其比時照氏幸潛ニ上洛シ、罪ヲ謝シ
ケレハ、義滿氏清ニ直談セントテ、宇治ヘ
赴ク、滿幸此ヲ知テ、氏清ニ告ク、氏清既ニ
和泉ヨリ淀マテ來ケルカ、其日ニ及テ、俄ニ
病ト稱シ宇治ヘ赴カス、義滿不悅シテ空シ
ク歸ル、十一月、滿幸仙洞ノ御領ヲ妨クル
ニヨリテ、出雲ノ守護職ヲ止ラレテ、洛中ニ
置レス、丹波ヘ追下サル、滿幸怒テ、和泉ヘ
赴キテ氏清ニ謀叛ナス、ム、氏清元來逆心
アル上、滿幸ハ甥ナカラ婿ナリ、又此時、時

照氏幸ステニ赦免セラレテ、本領安堵シケレ
ハ、氏清カタカ不安思テ、遂ニ謀叛ス、十
二月二十九日、氏清滿幸、和泉丹波ヨリ、相
分レテ京ヘ攻上ル、義滿常久等諸大名ヲシテ
此ヲ拒シム、晦日、内野並ニ洛中所々ニテ合
戰、氏清カ弟義數、並ニ家老小林ハ、大内義
弘ト戰テ討レヌ、滿幸ハ、常久並ニ畠山基國
ト戰テ敗軍ス、氏清ハ京中ヘ乱レ入り、大内
義弘、赤松義則、山名時照等ト戰テ、氏清勝
ニ乘シカハ、義滿自ラ旗ヲ進テ、一色詮範、
斯波義重、先陣タリ、氏清敗軍ス、詮範其子
滿範ト、相共ニ氏清ト戰テ氏清ヲ討殺ス、歲
四十八、滿幸逃去、王代一覽
氏清ハ、山名時氏ノ四男ナリ、其塔京都北
野願成就寺ニ有リ、經王堂ト云、氏清鹿
園院相國義滿公ノ爲ニ、一旦敵ト成敗死ス、

其罪重シト雖也、武勇勝出ノ士、將軍コ
レヲ謝シテ、其首ヲ小案ニ載テ諸卒ニコレ
ヲ拜シメ玉ヘリ、又堂ヲ内野ニ建テ、將首
並ニ軍死諸卒ノ首ヲ堂ノ外隅ニ埋ミ、衆僧
ヲ聚テ法華万部會ヲ講讀シ、山名カ從卒ノ
亡徒ヲ追福シ玉ヘリ、其後、堂塔共ニ、コ、
内野合戰ノ始終、明德記、續太平記等ニ詳
カ也、文繁キ故、タ、一覽ニ依テ、大綱ヲ
舉ル而已、他皆コレニ倣ヘ、
同三年正月、氏清、滿幸カ舊領ヲ分ケテ、丹波
ヲ細川頼元ニ給リ、丹後ヲ一色滿範ニ、美作
ヲ赤松義則ニ、和泉紀伊ヲ大内義弘ニ、出雲
隱岐ヲ佐々木高明ニ、但馬ヲ山名時照ニ、伯
耆ヲ山名氏幸ニ給フ、同上
時照但馬ニテ卒去、其子右衛門佐持豐相續セ
シム、陰德太平記

系圖ヲ按ルニ、時熙卒去ハ應永十五年ナリ、
諡ヲ大明寺殿巨川熙公ト云、

人皇百三代後花園院

嘉吉元年六月、赤松入道性具、將軍義教ヲ弒
ス、山名持豊、教清、教之、播州ヲ攻破テ、
滿祐自害ス、年六十一、王代一覽 但馬國ノ住
人、出石小次郎景則ハ、滿祐カ首ヲ取り、頓
テ京都ニ送りシカハ、同十五日、六條河原ニ
被掛タリ、後太平記 播磨ヲ山名持豊ニ賜リ、
美作ヲ教清ニ賜リ、備前ヲ教之ニ賜フ、持豊
剃髮シテ宗全ト号ス、大宰少貳嘉頼、滿祐追
討ノ催促ニ應セス、大内介持世ニ仰テ攻シム、
嘉頼戦ヒ敗レテ對馬ヘ赴ク、大内遂ニ少貳カ
領地ヲ取ル、明德ノ乱ニ山名氏清討レ、其後
泉峯ノ戦ニ、大内ノ義弘討レシヨリ、兩家少
シ衰ヘシカ、コレヨリ山名大内又大ヒナリ、一
覽

寶徳三年四月、畠山伊豫守義就ト、畠山尾張守

政長ト家督ヲ争フ、初徳本子ナキニヨリテ、
其弟持富カ子政長ヲ養テ家督トス、其後實子
義就生レケレハ、政長ヲシリツケ、義就ヲ家
督トシ、政長ヲ追出ス、誅罰ノ御教書ヲ申シ
請、然トモ細川勝元山名宗全等政長ヲ最負ス
故ニ、政長ヒソカニ勝元カ家ニカクレタル、
其從者ハ、宗全カ所ニカクシオク、一覽

同八月、山名宗全等畠山カ家人並浪人等ヲ召ア
ツムルニヨリテ、洛中物念、故ニ山名相模守
教之、細川兵部少輔勝久、武田某等、室町殿
ヲ警固ス、廿一日ノ夜、宗全ガハカヲヒニテ、
浪人等ヲシテ俄ニ徳本カ宅ヲ攻テ火ヲ放ツ、
徳本義就逃出ツ、義就ハ河内ヘ赴ク、徳本ハ
建仁寺西來院ヘ蟄居、心ナラス政長ヲ家督ト
ス、勝元コレヲ取立テ、義政ニ謁セシム、ス

ナハチ、誅罰ノ御教書ヲ召カヘサル、政長ヲ
シテ徳本カ家ヲ續シム、然トモ、義政此騒動
宗全カ所爲ナルヲ怒テ、軍勢ヲ召アツメ、
宗全ヲ誅セントス、勝元サマサマ申シ宥メテ、
宗全ヲ但馬國ヘ蟄居セシメ、其子教豊ハ在京
奉公セシム、勝元モ、其家人磯谷某今度ノ張
本ナリトテ誅戮シ、義政ニ謝シ、世上無爲也、

康正元年五月、細川讚岐守成之、赤松カ家ノ絶
タルチアハレミテ、山名宗全カ蟄居ヲヨキ折
節ト思テ、赤滿祐カ松姪彦五郎則尙赦免ノ事
ヲ義政ニ申シ請テ、則尙ヲ播磨ノ本領ヘ赴シ
ム、播磨ハ、宗全カ賜ル國ナル故、大ニ怒テ、
兵ヲ率テ赤松ヲ撃破ル、則尙討レヌ、宗全ス
ナハチ入洛ス、其威肩チナラブル者ナシ、初山
名宗全ハ、細川勝元ト共ニ、政長ヲ取立テ義就
ヲシリツクト云トモ、細川カ赤松カ家ヲ立ル

コトヲ憤リ今度數年ノ戦ニ義就カ武勇ナルチ
宗全聞テ、己カ助ケトセントナモヒ、密ニ交
ヲ通セリ、勝元ハ宗全カ婿ニテシタシキウヘ、
勝元子ナキユヘ、宗全カ子ヲ養ケルカ、勝元
實子出來シケレハ、其養子ヲ僧トス、コレヨ
リ、細川山名中アシク、權ヲ争フキザシアリ、
百四代後土御門院

寛正六年十一月、義政御臺所藤原富子、男子チ
生リ、密ニ山名宗全ヲ頼ミ、義視家督タラハ、
此子ハ僧トナルヘキヤ、願クハモリタテラレ
ヨトアリケレハ、宗全元トヨリ勝元ト不和ナ
ル故、義視ノ代ニナラハ、勝元イヨク々々強カ
ルヘシト思ヒテ、若君チモリタテ申サント約
ス、一覽

文正元年四月、斯波義廉ト斯波義敏ト家督ヲ争
フ、此ヨリ前、斯波ノ宗領千代徳早世シテ、

子ナシ、義敏ヲ家督トセントス、家人甲斐、朝倉、織田、同心セス、故ニ伊勢守貞親ガトリツギニテ、澁州義廉ヲ斯波ノ家督トス、義敏浪人トナリテ、周防國ニアリ、然ルニ、義敏カ妹貞親カ妾トナリ、義敏カ子蔭涼軒義西堂カ弟子タリ、故ニ、貞親義西堂相談ニテ、義政へ申、義敏ヲ召歸シ、斯波ノ家ヲツカシム、義廉從ハス、義廉ハ山名宗全カ婿ナリ、故ニ宗全大ニ怒テ兵ヲ聚ム、義廉ヲ最負スト風聞シケレハ、義政怒テ義視ト不和、義視恐テ細川勝元カ宅ヘテモムク、貞親義西堂並ニ京ヲ出テ逃走ル、日野大納言勝元ト一色範直トハカラヒテ、義政義視和睦、宗全御臺所ヲ頼ミ、義政へ申シ、畠山義就ヲ上洛セシメ、己カ助ケトス、畠山政長恐レテ、弥細川勝元ト相睦シ、同上

應仁元年正月、山名宗全畠山義就、幕府ノ四門ヲ警固シ、義視ヲモ室町殿へ招寄セ、主上上皇ヲモ室町殿へ行幸御幸ナシ奉リ、細川勝元畠山政長ヲ殺サント申ス、許容ナシ、義視使ヲ遣シ、勝元ヲス、メテ政長ト交リテ絶シム、勝元從フ、是ニヨリテ、政長追討ノ院宣ヲ給リ、義就大將ニテ御靈ノ森ニテ政長ト合戦、政長逃亡ス、宗全義就威ヲ洛中ニ振フ、一同二月、斯波義廉管領ニ任ス、勝元ハ衰テ籠居ケル、政長ヲ救サルコトヲ無念ニ思ヒ、宗全義就カ威ヲ振フコトヲ惡テ、遂ニ合戦ノ用意ヲナス、勝元ニ從フ者十六萬人、宗全ニ從フ者十一萬人、勝元カ陣ハ東ニアリ、宗全カ陣ハ西ニアリ、洛中相分レテ相挑ム、義視直ニ勝元宗全カ許へ到テマツカフトイヘ、同心セス、一覽山名方ハ、往ノ御靈合戦ニ勝利ヲ得

テ、聊カ機ニ乗シ、敵ノ分際何ホトノ事カ可有トテ、皆太平ヲ諡フテ勸賞ヲ行ヒ、諸軍勢ヲ下シ、カハ、左京ノ侍總カニシテ、初度ノ軍ニ太田垣カ宿所ヲ無下ニ燒落サレテ、人口ノ嘲哂口ヲ塞クニ所ナシ、無念ニ覺エケレハ、ヤカテ、飛脚ヲ差シ下シ、分國ノ士卒ヲ召上セ、會稽ノ耻ヲ雪ント、早馬ヲ以テ、敷波ニ分國ヲツ相催シケル、依之、八箇國ノ諸侍大ニ驚テ、取ル物モ取敢ス、夜ヲ日ニ繼テソ打立ケル、但馬國ニハ、垣屋、太田垣、八木、田結庄カ與力被官ヲ先トメ、我モ我モト勇ミ争テ出張ノ用意不日也シカハ、其外ノ輩ハ、數ルニ遠アラス、應仁記

王代一覽曰コノ年六月ヨリ合戦始テ、毎日止ムコナシ、洛中洛外ノ在家寺社多燒亡、一文明五年三月十九日、山名右衛門督持豐入道宗

全卒ス、歳七十、五月十一日細川右京大夫勝元卒ス、年四十四、龍安寺ト号ス、應仁元年ヨリ此マテ七年合戦、勝負決セス、両方ノ大將病死ス、其徒黨猶洛中ニ對陣ス、朝廷モコレヨリ弥衰テ、年中ノ行事モ皆スタレヌ、武將ノ威モカクナリテ、其下知チキカズ、同上山名右衛門佐是豐ハ、先年父入道宗全身亡テ後、其志ヲ達シ追念ヲモハテサンカ爲ニ、此四五箇年ハ、ナホ京都ニ陣ヲ張テ、助力スル御方ヲ待ケルカ、孰モ兵乱ニ國疲レ、或ハ自國ノ戦ニ際チエス、重子テ馳上ル勢モ無リシカハ、斯テハ叶フマシトテ、多年ノ辛勞、徒ニ天下ニ時ヲ得サリシカハ、文明五年ノ春ノ比、織ニ遺ル一族相模守、宮内少輔以下ノ人々相伴ヒテ山陰道ニ打還リケレハ、畠山ハ、路次ノ野伏驅拂テ、父子諸共ニ河内國ニッ入ニケ

續太平記

按ニ、コレ文明九年ノ一ナリ、王代一覽ニ詳ナリ、續記アヤマレリ、應仁元年ヨリ文明九年マテ十一年ノ合戦ナリ、系圖ニヨレハ、是豊ハ宗全ノ次子也、嫡子教豊ナ記ササルコモイブカシ、朝鮮ノ申叔舟カ海東諸國記曰山名殿ハ、國王殿ノ西ニ居ス、今ノ天皇長祿三年天順三年始テ使ヲ遣シ來朝セシム、書ニ稱ス、但幡伯作因備前後藥石九州總大守山名霜臺源朝臣教豊ト、教豊出家ス、法名宗全、方ニ細川ト相持ス、國王異母弟アリ、嘗テ出家ス、淨土院ト号ス、國王嗣ナシ、命シテ還俗セシム、將ニ以テ嗣トセントス、今出川殿ト号ス、一年國王有子、今出川ニ語テ曰汝必コレナ我子ニ傳ヘヨ、今出川誓テコレナ許ス、山名ステニ細川ト

仇タリ、細川國王ノ命ヲ挾ミ、山名モマダ今出川ヲ推シテ敵トナル、國王今年三十七歳、國王ノ子年七歳、今出川殿三十二歳ナリ、教豊カニ子義安等、國王ニ侍シテ敢テ歸ラス、教豊其長子義安尋テ死ス、義安カ子山名カ所ニアリ、山名マサニ以テ嗣トセントス、文明元年己丑、義安使ヲ遣ハシテ來朝セシム、書ニ稱ス、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、備前、備後八箇州按スルニ原本蓋美作ヲ脱ス總大守山名禪正少弼源朝臣義安、父山名左金吾源朝臣宗全ノ蹤ヲ續クト、宗全カ書ニモ、マタ曰我所領八箇州悉ク義安ニ與フト、二年庚寅、宗全又使ヲ遣シ來朝セシム、書ニ因伯丹三州大守山名少弼源教豊ト稱スト、コノ書ヲ朝鮮ニテ作りシハ、明ノ成化七年ナレハ、本朝文明三年ニ當ル、教豊

テ宗全トセシハ傳聞ノ謬也、系圖ヲ考ルニ教豊ノ子ハ政豊ナリ、義安ト云人ナシ、守護セル國ヲ舉テレシモ正シカラス、文明二年ノ書ニ、少弼教豊ト稱セシハ、禪正少弼政豊ノ事ナルヘシ、

續太平記曰山名年ヲ逐テ威勢衰テ、次第ニ有能無カ身ト成行ケハ、過ニシ驕誇モ、今ハ後悔ノ由トナリ、人悉ク疏ミ、舉世背ヌレハ、因幡伯耆ノ兩國己ニ一族ヲ離テ尼子ニ從ヒヌ、美作ハ、赤松カ爲ニ被推掠テ、僅ニ但馬國一ツナレハ、遂ニハ晋ノ石勒、魏ノ侯景ナトカ滅タリケン様ニ、己モ人ノ惡ニ身ヲヤ亡果ナンス覺ト、天モ悽シク、世ヲ恐怖シテソ、處タリケル、

陰德太平記曰宗全赤松ヲ討テ後、播磨美作ヲ加ヘ領ス、嫡子伊豫守教豊ト稱ス、次子勝豊ハ

因州ノ守護山名中務大輔熙貴ノ養子トナル、熙貴ハ滿幸カ嫡子ナリ、和歌ニ練達シテ、新續古今ノ作者タリ、勝豊ハ因州高草郡市施ノ天神山ニ城郭ヲ築テ居、布施左衛門ト稱シテ、屋形号ヲ免サル、勝豊ノ子左衛門佐豐時、其子治部少輔豐重、永正ノ頃早世ス、其子治部少輔豐治弱年ニテ卒ス、光明院ト号ス、無子カコヘニ、豐頼子左馬助ニ可令家督ト諸臣擬議スト雖ヘレ、トカクシテ事不成、左馬助屹ト思案シテ、但馬ノ屋形次郎誠豊ハ、一門ノ宗領ナレハ、旗下ニ可屬ト約シテ、サテ其後當家ヲ繼ン事ヲ被頼ケレハ、但州ヨリ下知チ加ケル故、諸士不及否、左馬助家ヲ繼テ屋形号ヲ受、誠豊ニ誠ノ字ヲ請テ誠通ト稱シケル、誠豊死後、甥ノ右衛門督祐豐家督セラレテ後、國境ノ争ヨリ起テ、両家不快ト成ケレハ、ヤ

カテ誠ノ字ヲ除テ久通ト改テ、但州ノ令ニ不
應、忽銜楯トナル、天文十年七月、岩井口ニ
テ但州勢ト合戦シテ、ヨリ、攻撃度々ニ及トカ
ヤ、

系圖ヲ按ニ、誠豐ハ享祿元年二月十四日卒
ス、光明院殿ト云、

天文十七年戊申歲、或時布施ヨリ軍士ヲ八上口
へ遣シテ、城内油斷シテ有ケルヲ、但馬ヨリ
間者ヲ以テ窺ヒ、俄然トシテ押寄タリ、時節
城中無人ナレハ、御便リナク、忽敵ニ乗破ラレ
ケル間、久通モ打出戦ハレシカ、終ニ敵ノ爲
ニ被討ニケリ、サル程ニ、森下、中村、武田、用
瀬ノ諸臣共、久通ノ子息二人ヲ守立ントスル
ニ、先但馬ノ屋形ト和睦セズンハ、託孤ノ功
モ可難建ト僉議シテ、萬事ニ付命令ヲ可受由
頼ミケレハ、屋形右衛門督祐豐入道宗詮許諾

天正五年十一月、秀吉但馬國ヲ取ル、王代一覽

十月二十三日、羽柴筑前守秀吉卿播磨國拜領
ノ御朱印ヲ給テ、誠ニナヒタ、シキ粧ニテ打
立玉フ、同廿八日ニハ、播磨國ノ人質トモ取
カダメ、仕置等定メ玉ヒテ、霜月三日ニ、安
土へカクノコトクノ無事等沙汰申シ候旨註
進申サレ、願クハ、中國一圓ニ宛行ハル、旨
御朱印ヲ頂戴仕リタキノ趣、ヒソカニ楠長菴
マテ申入ラレケレハ、卒度其趣ヲ執リ申サレ
タリシニ、聊ウケサセ給メ御氣色ミエ玉ヒケ
ルカ、又イカ、思召ケン、申ス旨ニ任テ、中
國一圓ニ領知スヘキノ通り朱印シタムヘキ
ト、既ニ仰出サレケリ、長菴承ハリテ、御前
ヲ立ケルカ、イカ、思ヒケン、暫ク調ヘサリ
ケリ、角テ、秀吉卿但馬國へ働キ玉ヒ、山口
岩洲兩城セメチトシ、其キホヒヲ以テ、小田垣

シテ、舍弟九郎豐定ヲ因州へ遣シ、誠通ノ子
息二人ノ後見トシ、且諸臣ヲ鎮ン爲ニ、布施
ノ城ニ居住アリケルニ、仁義兼備ノ人ナレハ、
諸士一和ノ思ヒヲナス、爰ニ巨濃郡岩倉常谷
ニ三上ノ要害トテ名城アリ、主人ナキニ依テ、
邑長共但州エ大將一人可賜由、訟ヘケル間、
祐豐ノ弟出石宗鏡寺ノ住侶東陽藏主ヲ還俗サ
セ、三上兵庫頭ト号シテ、三上ノ城主ニ居ラ
レケレハ、民間ニ山名ノ御僧トシ稱シケル、
十年ノ後、豐定卒去有ケレハ、子息源十郎豐
數家督セラレケルカ、先ノ國主誠通ノ子、源
七郎彌次郎ヲ豐定豐數二代甚崇敬ノ禮ヲ盡サ
レケル、

按ニ、山名中務大輔豐國入道禪高ハ、コノ
豐數ノ嗣ナリ、天正九年豐太閤ニ降ス、
人皇百七代正親町院

カ居城竹田へ押寄せ、手イタク攻ラレケルホ
トニ、コテヘスシテ城中ヨリ類ニ詔言申シ、
城ヲ明渡シ、一命ヲ助カリテノキニケリ、信長
天正八年、羽柴秀吉討治、但馬、山名照豐蹤ヲ亡
ス、右中興ノ宗時照、明徳中ニコノ國牧ニ拜
セラレテヨリ、コ、ニ至テ七世、二百二十年
ニノ勢衰へ國亡フ、續太平記

按ニ、昭豐ハ、山名ノ系圖ニ見エス、澤菴
紀年録ニハ、山名宗詮トシ、他州ニ出奔ス
ト云ヘリ、系圖ニヨレハ、宗詮ハ、右衛門
督祐豐也、花園龜年和尚ノ室ニ入テ、鐵壁
大居士紹照ト号ス、其守護ノ中、天文十一
年壬寅二月生野山ヨリ銀出シトテ、證ヲ銀
山寺殿ト云、天正八年五月二十一日、出石
ニテ卒ス、墓ハ、智明院ノ境内ニアリ、天
正二年、小盗山ノ城ヲ今ノ有子山ニ移サレ

シ時ハ、ステニ山名慶五郎氏政守護セリ、
天正八年五月十六日、出石ヲ出テ因州ヘユ
クト系圖ニアリ、然ハ、宗詮ハ、コノ時隱
居ニテ出石ニノコラレシカ、其卒去、落城
ヨリハ六日後也、諸説イツレカ是ナル、決
シカタシ、
又按ニ、文明九年、京都ノ軍利アラスシテ、
教豐歸國セシヨリ、勢衰テ獨立シカタク、
天文八年、尼子大内國争ノ時ハ尼子ノ幕下
トナル、後太平記ニ、山陰道ノ守護職ヲハ
尼子伊豫守經久ニ補セラルドイヘリ、永祿
九年ニ、尼子義久大江方ヘ降参セシヨリ、
マタ大江ノ幕下トナル、其後尼子義久ノ
伯父孫四郎勝久義兵ヲ擧シカハ、信長公ヨ
リ御教書ヲ給リ、丹後但馬ノ勢二千餘騎ヲ
以テ加勢ニ屬ラルトアリ、元龜二年十月廿

五日、伯州末石落城、コレヨリ、山陰道亦
モトノ如ク、大江ノ幕下トナル、
又按ニ、豐太閤天正五年ニ但馬ヲ征シ玉ヒ
シ時ハ、朝來郡山口竹田ヲ討從ヘ養父郡八
木ノ城ヲ責落シ、凱陣シ玉フ、再ヒ播磨ヲ
征シ玉フ時、但馬ヲハ藤堂某ニ治メシメラ
レシニ、國中姦賊多シテ窮困シ、養父郡大
屋ニ居ラレシヲ、大閤聞玉ヒ、則西播磨ヨ
リ明延山ヲ越ヘ大屋ニ赴キ、七美郡ノ一揆
ヲ治メ、ソレヨリ出石ニ赴キ玉フ、コレ天
正八年山名滅亡ノ時ナリ、
同年、秀吉但馬ニ赴、弟秀長ヲ以テ國守トス、將軍
天正十一年、城主定ノ事、但馬兼播磨羽柴美濃
守、秀吉御舍弟
大閤記
コレヨリ、封建ノ代トナルユヘ、地理考ニ
詳ニス、

但馬考卷之三

出石城臣 櫻良翰輯

玄孫 勉 校

地理第一

朝來郡

此地ニ朝來山トイフ名所アリ、取テ郡ノ名トセ
リ、俗ニハ、此郡ニイマス粟鹿ノ神、國中ノ一
宮ユヘ、諸ノ神ヲチ、朝コトニ來リマミエ玉
フ、故ニ、朝來郡ト名ツケシト云ハ、臆説ナ
ラン、スヘテ、郡郷ノ名ハ、其地名ヲ取テ名
ツクルコト、古實ナリ、

日下部系圖ヲ考ルニ、表米ノ次男、正八位下荒
嶋ト云モノ、藤原ノ朝廷ヨリ、奈良ノ朝廷マ
テ、此郡ノ大領トナル、其玄孫、從八位上國
守、平安ノ朝廷正曆廿年庚辰、又大領トナル、
在任十二年、國守ノ子乙主、奈良ノ朝廷靈龜

三年、小領ニ任シ、養老七年、大領ニ轉任ス、
天平勝宝七年乙未、死ス、此人ノ弟姪相ツ、
ヒテ郡司トナル、子孫衆多ナルカユヘ、悉ク
ハアケス、
延喜ノ比、此郡ニ傳馬五正置レケルヨシ、式ニ
見ユ、
倭名類聚鈔ニ載ル郷八
山口 桑市 伊田 賀都 東河 朝來 粟鹿
磯部

以上八郷ニ村數七十九

延喜式神名帳曰朝來郡九座大一座小八座

- 粟鹿神社 名神大 朝來石部神社
- 刀我石部神社 兵主神社 赤洲神社
- 伊由神社 倭文神社 足鹿神社
- 佐甕神社
- 山口郷

此郷ハ、國ノ南境ナリ、上古、浪華平城ノ都
リ、當國ノ往來、ミナ、播磨路ヲ通リシユヘ、
此郷ヲ但馬ノ入口トスルナリ、延暦年中、都
ヲ平安城ニ遷サレテモ、中古マテハ、カクア
リシト見ユ、順徳院ノ八雲抄ニ、二見浦ヲ播
磨トシ、但馬ノ温泉ヘ向フ道ナリト記サセ玉
ヒシモ、コレユヘ也、平家繁昌ノ時ハ、池大
納言頼盛ノ知行所ナリ、鎌倉ノ時ニナリテ、
平家ノ所領沒收セラレシカト、頼朝故池禪尼
ノ恩徳ヲ酬ヒントテ、件ノ家領三十四箇所、
モトノ如ク、彼家ノ管領タルヘキムチ、壽永
三年四月六日、其沙汰アル、東鑑ニ見ユ、
其内ニ山口庄但馬トアリ、
村數二十八分テ三トナル
生野 銀山 猪野 奥野 小野 以上皆銀
也 竹原野 上生野 篠野 丸山 菖蒲澤

岩屋谷 津村子
右廣谷庄ト云
黒川 枝村 魚瀧 大外
右黒川谷ト云
山口 口田路 奥田路 立野 新井 羽淵
口八代 奥八代 山本 土肥 平野 老波
神子畑 佐中
右山口組ト云
太田文曰廣谷庄、七十町貳反、領家、地頭、
關東御領、給主、伊賀入道女子跡、本家御
分、廿七町四反半、領家御分、四十二町七反
半、
按ルニ、上古ハ、人民少クシテ、土地ヒラ
ケス、故ニ、郷ヲ分ツニ、タ、人家ヲ以テ
境トス、中古以來人民繁シテ、土地大ニヒ
ラケ、深山幽谷モ村落ナキハアラス、今ノ

地ヲ以テ古ノ郷ヲ見レハ、山中幽僻ノ所ハ、
其村落ノ數、殆三倍セリ、コレ、一郷分レ
テ數庄トナルコヘンナリ、
生野銀山 此山ヨリ、銀ノ出ル、其始メ定カ
ナラス、世ニハ大同ノ比トイヒ傳フレト、タ
シカニ記セルモノナシ、延喜雜式曰凡對島ノ
銀ハ、百姓ノ私ニ操ニマカセ、但馬ノ國司ハ、
此例ニアラスト、此文ヲ以テ考レハ、延喜ノ
時、ステニ貢上セシ也、中華ヘ傳ハリシモ久
シキコニヤ、明人ノ兩朝平壤錄ニ、但馬銀ヲ
出ストアリ、又圖書編ニ、日本ノ圖ヲ載シニ
モ、但馬ニハ、此所銀ヲ出スト記セリ、今此
山ニ傳フル記録ニハ、山名右衛門佐、祐豐守
護ノ時、天文十一年壬寅二月、始テ鑛イテシ
カド、銀トナスコトナシラス、祐豐沒落シテ、
信長公ヨリ、生熊左兵衛ヲ代官トシテ置カル、

時ニ、石見ノ商人來テ鑛ヲカヒ、國ニ歸テ銀
ニ吹シヨリ、盛ニナリシト、太閤ノ時ハ、伊
藤石見守奉行ス、中瀬金山モ、コレ以前ニ出
テ、別ニ代官アリシナ、此時兼領ス、慶長三
年、始テ江戸ヨリ代官ヲ置タマフ、問宮新左
衛門ト云、同十九年、大坂冬陣ヲヨリ、惣堀
ノ水拔ヘキトテ、銀堀ヲメサル、問宮其人數
ヲ率テ參シ、陣中ニテ病死ス、難波戰記ニモ、
此事ヲ載テ、築地ヲ畑シトアリ、是ヨリ代々
ノ奉行ハ、略之、
河合兼章カ道記曰但馬播磨ノ境ハ、生野嶺
ニアリ、湯島川ノ源コ、ニ止マリ、此嶺ヨリ
分レテ南ヘ落ルハ、姫路ノ東ノ町口一ノ郷ト
云川ヘナカレ出ルナリ、生野ノ村ハ、道ヨリ
東ニアリテ、道筋ニハアラス、其奥ハ銀山也、
此山ハ、往古ヨリ銀ノ出ルル絶ルコトナシ、今

ニ至テ、年々銀ヲ鑿出シテ献上ス、故ニ、東武ノ役人、常ニ居住ノ陣屋アリ、

生野古城 城ハ、何レノ時ニ築カレシ、年代定カナラス、山名左衛門尉常照、法名懶眞居士ト云人、居ラレシヨシ、其人ノ詩ニ、丁未臘月廿一日、台命ヲ承テ生野ノ陣ヲ開發スト云序アリ、懶眞居士ハ、義教將軍ノ時、富士見ニ供奉セシ人ナレハ、此丁未ハ應永三十四年也、イカナレハ、山名ノ系圖ニモレヌ、勉按、常照又時照ニ作ル、宗全ノ父ナリ、

生野本行寺 今ノ口金屋ニアリ、法華靈場記曰京都醒井通ノ本行寺、山号ハ妙銀山、開基本行院日雄聖人、本山日典聖人在住ノ古跡ヲ起セリ、師ハ、往昔房州小湊ニ住在シ、十七世ノ貫首ナリシカ、不受用ノ法立ニ改マリテ、歴代ヲ退去シ、關東ヲ出テ、京都ニ赴キ玉フ、

黒川谷 太田文日新井、黒川保、十七町、地頭、柏原左衛門二郎、

按ニ、此谷ヨリ、丹波佐治へ餘ル嶺アリ、嶺ノ間二丁、

黒川大明寺 月菴録曰貞治丁未ノ秋、道山陰ヲ經テ、但ノ黒川ニ入り、其幽邃ヲ愛シテ、錫ヲ駐メテ以テ居ル、柴棚ヲ床トシ、楮皮ヲ被トシ、冷淡枯寂ニシテ、世ト邈然タリ、イマダ半載ナラサルニ、霧徒雲ノ如クイタル、師コレヲ拒トモ可ス、僅ニ一紀ニ造リ、緇白相卒テ、茅ヲ誅リ、草ヲ挿ミ、遂ニ梵宇ヲナス、山ヲ雲頂ト号シ、寺ヲ大明トイフ、蓋シ、山頂高寒ニシテ、行道ニ便ナルヲ圖ルナリ、

按ニ、月菴和尚、諱ハ宗光、姓ハ江氏、濃州ノ人也、當國ニ來ラレシ初ヨリ、山名宮内少輔時照、尊信シテ遂ニ當寺ノ開山トス、

其初、遠州掛川ノ邊ニテ、山伏ニ行逢フ、路次ナカラ問難シテ、ステニ半日ニ及フ、遂ニ對論ニ勝玉ヘハ、則長刀一フリ、師ニ參ラセテ行方ナシ、其所オボツカナク、カクテアルヘキ處ナラスト、人家ニ入り、土地ノ案内ヲ尋テ玉ヘハ、但馬國銀山ニサフヲ答フ、サテハ、天狗ノシハサナラント驚キ玉ヒ、即陀羅尼等ノ要偈ヲ誦シ、心ニモアラス、北國ノ地ニト、マリ、一精舎ヲ建立シ、本行寺ト号ス、

按ニ、日雄ハ、寛永十二年ニ死セリ、然ハ、當寺ノ開基ハ、其比ノ事也、又生野内山寺、但馬願禮廿三番也、岩屋谷鷲原寺ニモ、廿二番ノ千手觀音アリ、コレハ、俗ニ、女ノ高野ト稱シテ、甚ダ恭敬ス、然ル古書ニ見エサルニハ、別ニアゲス、

康應元年三月廿一日遷化ス、時照シハシハ奏聞シテ、證ヲ正續大祖禪師ト賜フ、應永十五年、時照卒ス、證ヲ大明寺殿巨川照公ト云、コノユヘナリ、永享以來、堂舎傾廢ス、天文年中、火災ニ墜リテ、什物殘ラス、燒失ス、タ、祖堂一ツ、災ヲ遁テ今ニアリ、其後、澤菴和尚修理セラル、菅搜集ニ曰、黒川大明寺佛殿ウハブキスルトテ、カシコニ行テ、

法モ末ニ、傾フク月ノ、菴ニハ、フラヌ爾ニモ袖ハヌレケリ、正保ノ初、大愚和尚諸堂ヲ再建ス、慶安年中、寺領十五石ヲ賜フ、

山口古城 信長記ニ、天正五年十月、秀吉卿但馬ノ國へ働キ玉ヒ、山口岩洲兩城セメオトストアリ、コレハ、山口村ノ城山ヲ直ニ岩洲ト

云テ、他國ノ人ノ記セシユヘ、誤テ兩城トセ
シナリ、又東鑑ノ山口太郎ハ、ユノ城主ナリ
トイヒ傳フルモ非也、太平記以前、但馬ニ、
城ハナキコト也、

田道 太田文曰田道庄、畠十五町、 本家、一
條殿、領家、民部太夫、 地頭、佐貫三郎、
御家人、 公文、八代孫五郎入道道佛、

奥田路ニ、古城アリ、古書ニ見エサルユヘ、
別ニアケス、

佐中 太田文曰佐中庄、三町六反、 地頭、江
中務太郎以清、同舍弟土用鶴丸、 公文、比
治形部左衛門入道生阿、御家人、
同御領、畠拾壹町、

三代實錄曰清和天皇貞觀十年閏十二月廿一日
庚戌、但馬國正六位上左長神ニ、從五位下ヲ
授ク、

コレ當地ノコトニヤ、外ニ考ル所ナシ、源高
寺ノ如意輪觀音ハ、願禮ノ廿四番也、

桑市郷

今ノ桑市村ノ邊、コノ郷ナリ、然モ、伊由郷
ト入マヨリテ、其境定カナラス、故ニ、二郷ノ
地ヲ一所ニ載ス、重テ其地ヲ踏ハ、詳ニ、コ
レヲ論セン、

伊出郷

延喜式ヲ考レハ、コレ伊由郷ナリ、由ト田ト、
文字似タル故、傳寫ノ誤マレルヲ、其マ、國
字附シナリ、今ハ、伊由ノ庄ト云、

村數

口多多羅木 奧多多羅木 立脇 桑市 石田
伊由市場 物部 山内 納座 中野 川上
伊由山並
多多羅岐 東鑑曰建久五年閏八月十二日、但馬

國多多羅岐庄ヲ以テ、始テ地頭補任ノ地トシ、
熊野島居禪尼ニ付ラルヘシト云云、コレ所望
ニ依テナリ、同九月廿三日、但馬國多々羅岐
庄ハ、源宰相ノ領所也、而ルニ熊野島居禪尼
故左典日者彼邊ヲ所望スルコト他ニ異ナルノ
麻婦公間、地頭補任ノ御下文ヲ遣サル、但限アル領
家ノ乃貢課役等ニ於テハ、懈怠アルヘカヲサ
ルノヨシ、今日御消息ヲ遣ハサル、

太田文曰本家安嘉門院御領、多々良岐庄十三
町、領家關東分、 地頭、加治八郎輔朝、

按ニ、コレ上古ノ桑市郷也、

伊由庄 太田文曰近衛南殿御領、伊由庄廿八町、
地頭、太田左衛門太郎政頼、

同庄惣追捕使田、一町四反、 惣追捕使、中
務太郎、關東給、

伊由位田、十八町二反大廿步、又号竹田庄、

按ニ、弘安ノ比ハ、竹田邊マテモ伊由郷ニ
屬スト見エタリ、上古ハ、但馬ニ無位田、
其コレヲオカル、コト、何時ニ始リシ未考、
立脇 太田文曰立脇御紙田、五反、又号皇嘉門
院御紙田、地頭、佐貫三郎太郎、御家人、
公文、八代孫五郎入道道佛、

日下部系國ヲ按ニ、立脇新太夫家修ト云モ
ノアリ、東鑑ノ山口太郎家任カ父ナリ、家
任モ、系圖ニハ、立脇太郎トアリ、其子家
雅チ山口太郎ト云、孫ノ家刑チ山口小太郎
ト云、又家修ノ弟チ立脇東三郎太夫家廣ト
云、其子孫、ミナ立脇東三郎ナト云ヘハ、
其比東西ニチリシニヤ、

物部 太田文曰物部上庄、十六町五反六十步、
領家、八條左少將、 地頭、左近藏人、
本院御領、同下庄、八町、 領家、吉田大納

言家、地頭、小河左近將監眞盛、公文、物部新太郎吉清跡、物部ハ、武士ノ一ナリ、舊事記ニ、天孫降臨ノ時、天物部等二十五人、兵仗ヲ帶テ供奉シケルコトアリ、又日本紀ニ、神武天皇元年、宇摩志摩治命ト、道臣命ト、兩人武功スクレタルニヨリ、軍兵ヲ率テ内裏ヲ警固ス、道臣命ノ司ル軍兵ヲハ、來月部ト云、宇摩志摩治命ノ司ルヲハ、物部ト云、古ハ軍團トテ、諸國ノ郡コトニ武士ヲ置カル、延喜式ニ、但馬國、健兒五十人アリ、健兒ハ、スグニ兵士也、是ヲ置處チ健兒所ト云、日下部ノ系圖ニ、朝來郡司安樹ノ孫ニ親直ト云モノ、健兒所判官代トナリシコトアリ、コノ所ナリ、古代、武士ヲオキシユヘ、物部ト云ナリ、當地ニ高峯寺トテ、順禮ノ廿一番アリ、法道仙人ノ開基ト云傳フ、本尊聖觀音、

賀都郷

賀都庄 太田文曰歡喜光院領、賀都庄、百四十壹町六反二百六十步内、但中分地、領家、四分、上庄、六十八町五反三百步、下庄、七十三町三百廿步、地頭、安坂薩摩左衛門尉祐廣、按ニ、コレ今ノ安井ノ庄ナルヘシ、久世田庄 太田文曰證菩提院領、久世田庄、十九町八反半、國衙領、久世田勘納、十町三反、地頭、江民部太夫基俊家、村數 久世田 竹田 加都市場 寺内 筒江 右加都庄ト云、又久世田庄ト云、下村 殿村 奥村 藤和 久留引 右安井庄ト云、

西牧田 牧田岡 市御堂 法興寺 比地

玉木 和田山 桑原

右牧田郷ト云、

竹田 山名氏ノ時、此處ニ城ヲ築キ、太田垣ヲ守護代トシテオカル、重編應仁記曰應仁二年三月廿日、細川方ノ長九郎左衛門、並ニ丹波ノ内藤孫四郎、正田夜久ノ輩、人數ヲ催シ、山名家ノ領地但馬國朝來郡ヘ乱入、一品粟鹿磯邊ナントニ、充滿タリ、山名ノ家臣太田垣土佐守、同新左衛門、父子共ニ在京シ、同新兵衛尉ハ、但州ノ留守ニ在ケルカ、手勢ヲ卒シテ樂音寺ヘ出向ヒ、一品ノ上、大同寺山ノ敵ヲ葉武者ト見オホセテ、磯邊ヘ出シ所ニ、敵ハ東河ヲ發向スト見エ、燒煙嶺尾ニ移ルチ、夜久野ノ加茂山ニ打上リ、遙ニ是ヲ見レハ、大將ト覺シクテ、旗二流ニ、究竟ノ勢共魚鱗

ニ連テ、廣キ野中ニ見エニケリ、味方ハ小勢ナリ、如何ト思フ所ニ、太田垣新兵衛、片木山城守、ツ、ケヤ者トテ、鋒先ヲソロヘテ撃テ駈ル、勇銳ニ恐テアラケ靡ク所ヲ、得タリ賢シト、大將ト覺シキ者ニ切テ駈ル、長モ、内藤モ、暫ク戦ヒ討死シケリ、大將討レケル程ニ、夜久ノ敵モ敗北シ、東河ヘ打入ケル勢モ、粟鹿一品ニアリシ兵モ、悉ク散乱シテ、足ヲタメス、逃失、合戦大利ヲ得タルヨシ、京都ヘ注進シタリケレハ、宗全入道大ニ感シ悦テ、先年鹿苑院殿ヨリ拜領シケル御賀丸トイフ重宝ノ太刀ニ、着替ノ具足一領相添テ、新兵衛ニ送り賜ル、如此勝利ナレハ、猶以テ朝來郡ハ、播磨丹波ニ境ヒ居タレハ、郡中ノ者ハ、動スレハ敵ヲ引入ヘキノ由聞エシ程ニ、守護代太田垣土佐守カ計ヒトシテ、嫡子新左

衛門宗朝ニ、一手柄サスヘシト、但州へ差下
ス、宗朝此競ニトテ、細川領ノ丹波國へ乱入
シ、佐治ノ庄青梨山ニ陣ヲ取テ、佐石芦田ハ
云ニ及ハス、大山澄アダリマテ悉ク打從ヘヌ、
又下ノ口ヨリハ、是モ山名家ノ垣屋越中守、
同平右衛門、大將トシテ、河口和久ノ邊マテ乱
入シケル所ニ、少々雜説出來テ、合戦シカシカ
成難ケレハ、是ヨリ但州へ引返シヌ、然レハ青
梨山一口ニテ働不可叶トテ、太田垣新左衛門
モ、青梨山ノ陣ヲ去テ、但州へ歸陣シケリ、
信長記曰天正五年、秀吉卿但馬國へ働キ玉ヒ、
山口岩洲兩城セメオトシ、其キホヒヲ以テ、
小田垣カ居城竹田へ押寄、手イタク攻ラレケ
ルホトニ、コラヘスシテ城中ヨリ頻ニ詭言ヲ
申シ、城ヲ明渡シ、一命ヲ助カリテノキニケ
リ、

按ニ、大關此時當城ヲ赤松左兵衛佐廣通ニ
給フ、慶長五年、赤松自殺シテ、城モタヘ
破軍鞋曰宿竹田驛
百拙和尚
山川三十里、暮靄鬱如蒸、一宿竹田驛六銀
萍水僧、蛩吟寒四壁、蟻撲暗孤燈、脚力尪
慙慙、咲知逼井藤
河合カ道記曰高田ヨリ二里餘、馬驛ナリ、高
田ノ馬ヲコ、ニテ繼ナリ、サレト、此所ハ馬
少シ、能町ニテ、家並タチツ、ケリ、町ノ入
口、右ノ方ニ觀音堂アリ、上ノ山ハ、赤松氏
ノ古城ノ址ナリ、此處ヨリ、絹ヲ織テ出ス、
家々ニ機ヲタツルコ、京師ノ西陣ニ似タリ、
是ヨリ、東丹波笹山ヘユク道ニ、柳瀬ト云處
アリ、爰トトクヒシテ、勉按トクヒシテ蓋ヒト
シクシテノ誤ナラン

絹ヲ織テ、此所ニカハラスト也、丹後絹トイ
ヒテ、諸國へ賣出スモ、オホクハ但馬絹也、
又此町ニテ、木椀ノ漆ニテヌリタルヲウル、
其制麤糲ナリトイヘヒ、其アタヒノタヤスキ
ニメテ、旅人はチ買求テ歸ル者多シ、
此所ニ觀音寺トテ、順禮廿番ノ札所アリ、
牧田 太田文曰牧田郷、四十三町八反十步、地
頭、牧田又太郎光盛、除方々權門領定、
同位田、廿町、二條院御領、地頭、東河藤
四郎長茂御家人、
赤洲社 延喜式ニ出ツ、太田文曰赤洲社、十一
町百十八步、地頭、中務太郎以清、同舍弟
土用鶴丸コレ牧田村ニアリ、表米ノ傳記ニ曰
表米異賊退治ノ時、風波アラクシテ船ワレヌ、
時ニ、海底ヨリ大ナル鮑出テ、表米ヲノセテ
岸ニ著、凱陣ノ時、其鮑ヲ携へ飯リ、朝來郡

赤洲ニ放テ神トシ祭レリト、一説ニハ、赤洲
ハ人ノ名ナリ、表米ノ臣下トシテ、異賊ヲ攻
テ勳勞アリ、後ニ表米トヒニ神トスト、二説
ハ古書ニ見エサレハ、何レカ是ナルコトナシラ
ス、
法興寺 太田文曰法興寺、六町四反、地頭、佐
々木信濃四郎左衛門尉泰茂不出注文之間、任
古帳註進之、
比治 太田文曰穀倉院領、比治庄、拾九町五反
二百五十二步、領家、吏長者、被召置關
所之後、地頭未補、公文、比治太郎入道生心、
御家人、
玉木村ニ、護念寺トテ、順禮十六番ノ札所
アリ、
東河郷
太田文曰東河郷、四拾町四反四拾步、地頭東

河又太郎入道行阿、御家人、除方々權門領定、八幡宮神人免、廿八町二百十分、但建長以後、庄郷中分地也、自弘安七年、領家與地頭、有中分實否之相論云云、延喜式ニ、刀我石部神社アリ、コレ太田文ノ八幡宮ニテ、今ノ宮村ナルヘシ、

村數八
柳原 岡田 野村 中村 和田 宮 白井
久田和

朝來郷

太田文曰本院御領、朝來庄、六十四町五反、地頭、安坂薩摩八郎左衛門尉祐民、公文、勢至丸、御家人、同餘田、十町六反、地頭、同薩摩六郎入道専生、
コレ、今ノ大月庄ナルヘシ、

又曰東北院領、殿下渡土與布土庄、五十五町、領家、土御門右中辨、地頭、隱岐左衛門入道成佛跡、子息新左衛門尉、
破 壞

村數
大月 末歲 樂音寺 柿坪
右大月庄ト云、
廻間 喜多垣 興布土 森 柵木 溝黒
越田 三保

右與布土庄ト云、

朝來山 宗祇ノ名所方角抄曰在所不分明、尋マヘシ、
山ハ、今ノ與布土ノ庄ニアリ、竹田ヨリ、巽ニ當ル、前ハ古城山、後ハ青倉山ナリ、土人ハ愛宕山ト稱ス、コレ朝來山ノ詞ノ轉セシナリ、然レ、宗祇ノ時ヨリ、在所定カナラス、近代ハ粟鹿庄ノ山ヲ以テコレニア

ツ、大ナル誤ナリ、粟鹿ト朝來ハ、モトニ郷ナリ、粟鹿神社ノイマス所ヲ、粟鹿郷ト云、朝來山ノアル所ヲ朝來郷ト云、明白的實、疑フヘキナシ、予ヒロク古記ヲ考ヘ、アマチク父老ニトヒ、今日ニシテ、眞ノ朝來山ノ面目ヲ見ルコトヲ得タリ、タ、予カ幸ノミニ非ス、マタ此山ノ幸ナリ、
懷中抄
秋ノ色ハ、朝來ノ山ノ、唐錦、露イカナレハ、分テツムラン、
廻間大林寺、順禮ノ十九番也、サセルコトナ
キユヘ、別ニアケズ、
粟鹿郷

村數
和賀 一品 早田 柴 粟鹿
今ハ和賀庄ト云

太田文曰御室御領、和賀庄、四十一町九反三百四十步、地頭、大膳亮秀政、同舍第五郎光秀已下、後家女子六人分領、
粟鹿神社、延喜式曰粟鹿神社、名神大、三代實錄曰清和天皇貞觀十年十二月廿七日、但馬國從五位上粟鹿神ニ、正五位下ヲ授ク、同十六年三月十四日、但馬國正五位下禾鹿神ニ、正五位上ヲ授ク、
一宮記曰上社火火出見、中社龍神、下社豐玉姬、
諸神記曰粟鹿大明神、但馬國一宮也、上社彦火火出見尊、中社龍神、女牀下社豐玉姬命、勸請如此、又云伊弉諾伊弉册相生之見、大日神、月神、素戔鳴尊合三神ナリ、和銅元年戊申八月十三日、筆取神部八島、勘註言上、正六位上新羅將軍神力直根關、

諸神根元曰但馬國粟鹿大明神之元記、伊弉諾、伊弉册尊相生之兒、大日神、月神、素戔鳴尊、合三神也、和銅元年歲次戊申八月十三日末世時古敵新羅禍害發リテ、吾戒定惠ノ箱ヲ宿置ルル、管崎松原ニ新宮ヲ建立シ、新羅ヲ降伏スヘキノ由ヲ書付テ吾座下ニ置テ、其石居ニ於テ、柏柱ヲ立テ、宮殿ヲ造ル間、彼新羅自然ニ降伏消除シナント云云、件ノ新宮ハ、延長元年ヲ以テ佛經遷御己ニ畢ル、箱崎宮ハ、北ハ巨海ニ臨ミ、西經城ニ向フ、異賊ノ來寇ヲ防カンカ爲也、タ、我朝ノ德遐方ニ及フノミニアラス、高麗國境ヲ接テ犯サスト云々、具原ノ和爾雅ニ、今在記ヲ引テ曰式ニ據ハ、一座也、彦火火出見尊歟、神社啓蒙ニ、龍神ヲ籠神ニ作ル、傳寫ノ誤ナラン、國華萬葉記モ、コレニ從テ改メス、

倭論語ニ、當社ノ神詠トテ、空晴テ、嵐ニ松ノ、響コソ、アラハレ出シ、神ノ心ヨ、當社ノ舊記ヲ考レハ、人皇十代崇神天皇ノ御宇、粟鹿山ノ麓ニ鎮座シ玉フ、十五代神功皇后三韓征伐ノ勅願トシテ、奉幣使アリ、四十代天武天皇ノ御宇、祭禮始マル、清原冬滿卿奉幣使タリ、人皇四十六代清和天皇ノ貞觀十六年三月十四日、天下疫癘ノ御祈アリ、敕使倭朝臣時之卿、人皇九十代後宇多院ノ弘安年中、蒙古ノ賊船長州博多津ニ到ル、時ニ神德現ハル、ヲ以テ、正一位勳十二等ヲ進メラル、別宮五座、末社十六座アリ、離宮ハ一品村ニアリ、守山神社ト云、當社七不思議アリトイヘル、神秘トシテ安ニモラサス、タ、末社ノ池中ニ、毎年二月

四日若荷ヲ生ス、其長短ニヨリテ、年穀ノ吉凶ヲシル、

太田文曰當國二宮粟鹿大社、百町七反二百廿六步、領家染殿法印跡、地頭、島津常陸、入道、但雖相觸不出註文之間、任建久九年百姓註文、注進之、

今ノ社領ハ、三十三石アリ、又法琳山鹿園寺、社僧ト稱ス、則順禮十八番也、神主ハ大杉氏、日下部宿禰ト云、

按ニ、此郷ハ西丹波ノ境ナリ、柴村ヨリ遠坂ト云嶺アリ、嶺ノ中十八町、

磯部郷

太田文曰磯部庄、五拾二町壹反二百五拾步、本所、伊勢大神宮、領家、地頭、關東御預、給主、若宮別當跡、不出註文之間、任古帳註進之、

日下部系圖ニ、朝來郡司安樹ノ苗裔ニ、奉任家俊ナト云モノ、磯部貫首トナリシヨアリ、コレミナ堀河鳥羽ノ比ノ人ト見ユ、

村數八

柳瀬 大垣 瀧田 新堂 大内 野間 壇田 金浦

萬葉和歌集寄物陳思 白檀、石邊山、常石有、命哉、變乍居、

新葉集

讀人シラス

山路ヨリ、イツヘノ里ニ、今日ハキテ、ウラメツラシキ、旅衣カナ、

此二歌ハ、古來其所定カナラストソ、若ハ此所ニモヤアラン、

赤松ノ居城竹田ハ、賀都郷ナルチ、惺窩先生ハ、コ、ナリト聞レシニヤ、赤松ヲ悼メル歌ノ詞書ニ、

シルヨシ、テ侍リシ、磯邊トイヒシ所ハ、
海ニモアラス、江ニモアテテ、名ニ聞ユル
ニハタカヒヌ、

歌ハ、略スナ

鹽田來迎寺ハ、順禮ノ十七番也、スヘテ、此
郷ハ、東丹波夜久野ノ間道アリ、糠田越ト云、

但馬考卷之四

出石城臣 櫻良翰 輯
玄孫 勉 校

地理第二

養父郡

風土記曰古老傳ヘイフ、此地往昔民家ナクシテ
竹藪ノミ、故ニ藪ト云、今養父ト云ハ、其訛
ナリ、此郡民家饒ニシ、竹木多シ、

倭名類聚鈔ニ載ル郷十

糸井 石末 養父 輕部 大屋 三方 遠屋
養耆 淺間 遠佐

以上十郷ニ、村數百ニアリ、高二萬六百七十
五石二斗七升五合

延喜式神名帳曰養父郡卅座、大三座、小二十七
座、

夜夫坐神社五座、名神大二座、小三座、

宇留波神社

水谷神社 名神 淺間神社

屋岡神社

伊久刀神社 楯縫神社

兵主神社

男坂神社

伊伎都比古阿流知命神社二座

井上神社二座

手谷神社 坂蓋神社

保奈麻神社

葛神社 大與比神社

桐原神社

盈岡神社 更杵村大兵主神社

御井神社

名草神社 杜内神社

和奈美神社

夜伎村坐山神社

日下部系圖ヲ考ルニ、孝德天皇第二ノ皇子表米、
異賊退治ノ勳功ニヨリテ、難波朝廷、養父郡
ノ大領トナル、其嫡子都牟自ト云モノ、同朝
延癸丑ニ、小領ニ任シ、後ノ岡本ノ朝己未ニ、
大領ニ轉任ス、飛鳥ノ朝ニイタル、在任三十
一年、癸未ニ死ス、子三人アリ、其後アラハ
レヌ、勉按ヌ 次男荒島ノ未葉ニ、從八位上利

實ト云モノ、平安朝廷、寛平五年癸未、小領ニ任シ、延喜十二年壬申、大領ニ轉任ス、又但馬大目、蕃在ノ子親泰ト云モノ、寛弘八年二月十九日、養父郡ノ貫首トナル、

類聚國史曰嵯峨天皇弘仁四年春正月丁丑、但馬國養父郡ヲシテ、郡司ノ子妹、年十六已上二十已下、容貌端正ニシテ、采女トスルニ堪タルモノ、各一人ヲ貢セシム、

按ニ、風土記ニハ、郷十一所、里五所、神社三所トアリ、然レ、其載ル所ノ郷ヲ見レハ、ミナ今ノ村ナリ、里ト別ツコトナシ、且神社ノ如キハ、式ノ考フヘキアレハ、此書イヨイヨ疑フヘシ、タ、別ニ眞ノ風土記トイフモノモナケレハ、止ヲチエス、所々ニ引用井ヌ、

糸井郷

太田文曰法勝寺領、糸井庄、七十四町二反三百步、領家、押小路中納言家、公文、小谷太郎家茂、御家人、物追捕使、善法橋榮能、今ハ、糸井谷ニ云、村數八、

朝日 竹内 和田 市場 高生田 寺内 林垣 室尾

室尾 弘安太田文曰八幡領、室尾別宮二十二町一反、下司、室彌四郎入道願蓮、御家人、當山ハ、朝來養父二郡ノ境ニアリ、往古、八幡宮ヲ勸請セリ、社僧アリテ祭祀ヲ司ル、法寶寺、正眼寺、七寶寺、コレヲ三職ト號ス、中古以來、專ラ佛事ノミヲ執行ヒ、藥師如來ヲ本尊トシ、八幡宮ヲハ、タ、鎮守ト稱ス、戰國ノ間ニ、社領ヲ失ナヘリ、天正五年十一月九日、豐大閣朝來ヲ征伐シテコ、ニ來リ玉ヒ、制札ヲ賜テ今ニアリ、

所謂三職ノ中、法寶寺此山ヲ守リテ存在ス、

七寶寺高生田ニアリ、正眼寺ハ朝來郡東河谷岡田村ニアリ、今ハ亡タリ、往古十三坊アリシヨシ、其名、社内ニコレリ、

高生田七寶寺 コレ上ニ舉ル室尾三職ノ一ニシテ、往古ヨリコレニアリ、日下部系圖ニ、湛勝ト云モノ、コノ寺ニ住持セシヨシ見ユ、又

其兄ニ聖伴ト云僧ノ、糸井三味堂ノ別當トナルト云モ、コレト同シカラシ、本尊千手觀音、但馬順禮第十五番也、コノ外、林垣延命寺十三番、竹内徳林寺十四番也、

石禾郷

太田文ニ、分テ上下兩庄トス、石禾上郷号土田郷、七十町三反百七十步、地頭土田六郎兵衛尉則直跡、

コレ今ノ土田郷也、村數四、

土田 寺谷 東谷 平野

土田 風土記曰蕎麥梧桐蜀椒等ヲ出ス、公教百三十九、假粟三十九、

河合カ道記曰此邊數里ノ間、畑ニ桑ヲ植テ利トス、登テ飼ノ料也、スヘテ、丹後但馬ノ兩國、專絹ヲ織テ業トスル故也、

コノ所ニ、東見寺ト云アリ、本尊聖觀音、但馬順禮十二番也、順禮記ニ、飯田トカキシハ謬ナリ、土ヲハニト讀マハ、日本紀ヨリモ、勉按モ見エタリ、ニノ音ハハ子假名ト通スル故ニ、ハニ田ヲ土田ト云、又土ヲヒサトヨムモ古訓ナリ、故ニ氣多ニハ、土淵ト云所アリ、

平野 風土記曰木綿、麻、脩竹、梧桐ヲ出ス、基垣 太田文曰基垣村地頭職、土田六郎時春、御家人

藤和谷 太田文曰藤和谷地頭職、石禾田尼蓮

阿、御家人、

右二村今何レノ地ナルヤ未考

院、御領、石禾下庄、卅二町一反百歩内中分、

領家、左馬權頭重清、地頭、角折太郎入道

妙蓮跡、

コレ今ノ石禾庄ト稱スル地、村數七、

高瀬 宮内 岡 法道寺 高田 畑畑

大塚

石禾村 太田文曰地頭、角折又太郎入道明佛子

息四郎國綱、

那木谷村 太田文曰地頭、角折五郎入道行佛、

右ノ二村、其地ヲシラス、此郷ヲ石禾トナ

ツケシモ、村ニヨリテノナレハ、古ハア

ラハレタル所ナルヘシ、角折カ戰功ノ註文

並ニ感狀等敷通、今出石ノ眞覺寺ニ殘レリ、

建武前後ノ人ト見ユ、然レ、其家系未考、

高瀬村 太田文曰地頭角折太郎眞綱女子、

高田 太田文曰穀倉院領、高田庄、三町三反百

四十分、領家、吏長者、地頭、萩野三郎

頼定、

弘安ノ比ハ、コノ村モ別ニ庄トナリシト見

ユ、

河合カ道記曰宵田ヨリ四里餘、馬騾ナリ、宵

田ノ馬チ爰ニテツク也、町アリ、能宿也、養

父市場ヨリ一里許リアリ、

此村ノ仲仙寺ハ、順禮ノ十番也、岡村觀音寺

ニモ、十一番ノ札所アリ、サセルコナキユヘ、

別ニアケス、堀畠村ニ、長籠屋敷ト云處アリ、

熊坂長籠ニ、ニ住ケルトナン、諸ニハ越前國

ノ人トアレト、彼ハ大盜ナレハ、諸國ヲ横行

セシナルヘシ、其水チ飲モノハ、必盜心チ生

ス、馬牛ニカヘハ、性惡クナルト云傳テ、今
ニ飲人ナシ、中華ニ食泉ト云水アリ、コレモ
カクイヒ傳ヘタリシチ、吳隱之トイフモノ、
詩チ作テコレチ飲シカト、盜心モ生セサリシ
トナン、其詩ハ古文前集ニアリ、タ、飲人ニ
ヨルナルヘシ、

養父郷

村數七

市場 鉄屋米地 口米地 中米地 奥米地

大藪 藪崎

此郷、古代社ノ名ヲ稱ス、故ニ庄トイハス、

弘安ノ太田文、下ニノス、

養父神社 延喜式曰夜夫坐神社五座、名神大二
座、小三座、

三代實錄曰清和天皇貞觀十一年三月廿二日、

但馬國從五位上養父神ニ、正五位下ヲ授ク、

同十六年三月十四日、但馬國正五位下養父神
ニ、正五位上ヲ授ク、

太田文曰當國三宮、水谷大社、六十九町三反、

領家、關東御分、預取地頭、神主水谷左衛

門大夫清有、此外、社田諸處ニ散在セリ、

多キ故、畧之、

當社、中古火災ニカ、リテ、古記亡失ス、

故ニ詳ナルコシレカダシ、所謂五座ハ、上

社大已貴尊、中社倉稻魂尊、少彦名命、

下社磐羽道主命、船穂足尼、以上五座ナリ

トイヒ傳フ、又弘安以來、コレチ養父水谷

大明神ト云、然レ、式ヲ考レハ、水谷神社

モトモニ名神大社也、今奥米地村ニ坐ス、

夜夫坐神社ト各別也、若ハ謬テ混スルカ、

或ハ、神秘モアルカ、不審、別宮三座、末
社三座アリ、末社ノ内、山口神社チ、俗ニ

狼宮ト稱ス、麋鹿ノ田畝ヲ害スル時コレヲ
祈ル、加地屋殿ハ、猫宮ト云、鼠ノ蚤ヲ害
スル時防ク、コノ外、表米宮アリ、朝倉高
清カ擬建ル也、其事人物者ニ具ニス、

市場 風土記曰麻、桑、良材ヲ出ス、公穀百九、
假粟四十九、

按ニ、上古ハ一郷コトニ市場アリ、四民コ
ニ會集シテ、諸物ヲ交易スル也、又一日
市、七日市ノ類ハ、毎月其日ヲ定メテ市ヲ
ナス也、然ハ、風土記ヲ作レル時ハ、國中
五十九郷ニ、各其市場ヲ記セルナルヘシ、
風土記缺テヨリ、餘郷ノ市場ハ、モレシナ
リ、今コノ市場ハ、タ、牛ヲ賣買シテ、餘
物ヲ商ハス、故ニ里中多ハ牛僮也、

米地 風土記曰多ク脩竹、良材、大石等ヲ出ス、
公穀五十九、假粟二十九、

水谷神社 延喜式曰水谷神社、名神大社ト、今
奥米地村ニイマス、

大敷 寛文中、小出公其弟内記ヲ分封セラレ、
コノ地ヲ采邑トス、

翰カ少年ノ時、コノ地ニ遊テ、其後山ニ登
臨ス、半腹ニ、一ノ石窟アリ、廣一丈餘、
石ヲ疊テコレヲ造ル、入テ行數十歩ニ、
殊ニ廣キ處アリ、從遊ノモノ、問テ曰コレ
何ノ爲ニシテ設ケシツ、予其說ヲシラス、
後ニ、名物六帖ヲ讀ム、其中丹州古塚ノコ
アリ、石梯ヲ開ケハ、珠衣ノ人アリ、土人
其珠ヲ取テ腰佩ノ壓子トス、コレ上古尊貴
ノ人ヲ葬ル、珠瑠玉柙ト云モノナリト、コ
ノ邊ニモ、塚ヲ發テ、壓子ノコトキチエシ
ト、世ニイヒツタフ、モシ實ニコレアラハ、
コレテノ石窟モ、上古尊者ノ陵ナラン、貝

原先生ハ、上古穴居ノ地ナリトイヘリ、其
ハ眞ノ石窟ニテ、俗ニ墓穴トイフモノ也、

其說ニテ思ヒ合スレハ、コノ石窟ノ廣サモ、
陵墓ノ類ニハアテシ、サレト、穴居ノ時ニ
シテハ、金ノ器物ナトアルハアヤシ、イカ
サマニモ大ナルハ、穴居ノ石窟ニシテ、小
ナルハ陵墓ナラン、筑前ニハ、處々ニアマ
タアリトナン、コノ國ニモ、多クキコユ、
今タ、予カ親見セシチアケテ、コ、ニ記ス
ノミ、

輕部郷

太田文曰悲田院領、輕部庄、五十六町九反百七
十步、領家、方丈沙汰、地頭、石岡兵衛
治郎入道、

鎌倉以前ニ、輕部六郎俊通ト云モノ、此郷
ノ公文トナリ、其孫ノ稻津三郎光家ト云フ

モノモ、勉按諸氏系圖稱 同ク公文トナリシ
1、日下部系圖ニ見ユ、

村數十一

小城 上 廣谷 畑 稻津 上野 十二所

淺野 伊豆 左近山 玉見

淺野 風土記曰 虫食アリ 公穀六十九、假粟二十

七丸、

伊豆 風土記伊津ニ作ル、曰、柿、栗、桃、梅

等佳菜多シ、公穀百二十九、假粟三十一丸、

左近山 風土記曰藜藿、良材、脩竹等ヲ出ス、

公穀八十九、假粟三十九、

同山 風土記曰オホク良材ヲ出ス、禽獸繁多
也、以下虫食

此郷ノ市場ハ、廣谷村也、新宮滿福寺、順
禮ノ七番也、八番モ、郷中ノ上野村神光寺
也、日下部系圖ニ、輕部村アリ、今何レノ

地ナルヲシラス、

三方郷

太田文曰三方紙工、二十三町八反二百六十六歩、地頭、源左衛門太郎入道、

日下部系圖ニ、三方江太夫清奉ト云モノアリ、

コノ地ノ下司ナルヘシ、山名ノ時ニハ、三方

左馬助ト云モノコ、ニアリ、其苗裔ナルヘシ、

村數六

新津 宮垣 櫻見 上山 中村 夏梅

大屋郷

太田文曰尊勝寺領、大屋庄、四十四町五反三百

歩、領家、右大將家、預所、越中都作那

下司三方權守清行、

村數十六

加保 市場 糸原 山路 笠谷 大杉 藏垣

筏 中間 横行 若杉 宮本 門野 須西

和田 明延

加保 天正五年、豐太閤朝來郡ヲ征伐シテ、又

播磨ニ販リ玉フ、其間、藤堂與右衛門ニ、七

美郡小代一揆ヲ退治セシメラル、小代ニハ、

小代大膳ヲ大將トシ、上月富安ナト云モノ、

一黨九十二人立籠リ、要害ヲ構ヘテ防キ戰ケ

レハ、藤堂勢ヒツキ、一騎ニテ大屋ヘコエ、

加保村ニ至テ、枳尾加賀守並ニ嫡子源左衛門

ヲ頼ミテ、兩三年ヲ送ラル、コレヲ聞テ、小

代一揆ニ、天瀧ヲ越テ賣來ル、藤堂モ、藏垣

村ニ出張シテ防戦セラル、一揆ニハ、横行山

ニ引籠リ、隙ヲ伺テ出テ戰フ、藏垣筏兩村ニ

テ、合戦數日ヲ送ル、其間ニ、瓜原新左衛門

ト云者、百餘人ニテ枳尾カ宅ヲ圍ム、源左衛

門其臣刈鉆源兵衛、居相肥前守、其子新兵衛、

次男孫作ナト防戦シ、ツヒニ瓜原ヲ討取ル、

其後、枳尾源左衛門、刈鉆源兵衛ナト、藤堂

ニ從テ夜討ニ入ル、一揆ニ驚キ驅キ、防キア

ヘサル所ヲ、一時ニ責ツケ、ツヒニ、大將分ノ

モノニ悉ク討取ル、其紛レニ、一揆ノ中ヨリ

藤堂ノ馬チキル、其マ、溝ヘ落ントセシテ、

敵ニアマタハセ集リ、コレヲ討取ントス、源

左衛門コレヲ見テ、寄合敵ヲ追拂ヒ、己レカ

馬ニ藤堂ヲ乗テ、万死ヲ出テ一生ヲ得、一揆

誅戮ノ跡、今ニ藏垣村ノ奥ニアリ、其翌日、

大閤播州ヨリ明延山ヲ越テ大屋ニ至リ、枳尾

カ宅ニ腰ヲカケラル、枳尾乃河魚ヲ料理シテ

コレヲス、ム、大閤枳尾カ戰功ヲ賞シ、大屋

河上ニ於テ三里ノ地ヲ賜フ、別ニ老父加賀守

ニ頭巾ヲ賜ヒ、源左衛門ニハ甲冑太刀等ヲ賜

フ、然レモ、大閤ハ、一揆ノ餘黨、ナホ小代

谷ニアリト聞玉ヒ、源左衛門ヲ前導トシ、七

美郡ニ赴キ、計策ヲ以テ敵ヲ欺キ、悉ク誅戮

セラル、コレヨリ又一揆ノ害ナシ、枳尾ハ本

姓馬場氏、高祖八郎ト稱シテ、世々丹波ニ住

ス、大内家ノ武臣也、其子安藝守、外戚ノ性

ヲ冒シテ枳尾ト稱ス、其子枳尾左衛門、後ニ

加賀守ト云、其子源左衛門善次、ムカシ八郎

コノ國ニ移住シテヨリ四代ニ當ル、藤堂公、

枳尾カ一族ノ中召仕フヘキモノヲ求メラルレ

ト人ナシ、藤堂公ノ勢州ヘ移リシ後、元祿ノ

初、枳尾カ一族ノ中一人、仕テ臣トナル、本

家ハ、今ナホ此村ニアリ、

大杉 大福寺、聖観音、順禮ノ廿六番也、

天瀧 筏村ニアリ、此山スクレテ高シ、飛流直

下三千尺、疑 是銀河落 九天ト、大白カ云

シニ異ナラス、故ニ、ムカシ天瀧ト名ツケシ

トナン、小出備州公曾テコ、ニ遊覽シ玉ヘリ、

土人ハ、コノ淵ニ不動アリト云テ、御瀑ト稱ス、又明延ノ銀山、コレモ久シキナリ、コノ類、古書ニ見エサレ也、地理ノ大ナルモノヘ、コ、ニ附録ス、

遠屋郷

コレ今ノ建屋也、建ト遠ト文字似タルユヘ、傳寫ノ誤マルチ、其マ、國字ヲツケタルナリ、

太田文曰尊勝寺領、建屋庄、四十四町八反二百七十歩、領家、圓滿院宮、下司、建屋五

郎太夫女子、御家人、

同寺領、同新庄、七町一反三百十歩、領家、備中法眼俊快女子君、地頭、石禾田又太郎光時、御家人、日下部系圖ニ、輕部六郎カ嫡孫俊村ト云フモノ、建屋下司トナル、鎌倉以前ノコ也、

村數八

大坪 船谷 三谷 森 市場 長野 能座 持河内

圓通寺 納座村ニアリ、順禮ノ廿五番也、又長野村ノ内ニ、覺海屋敷アリ、コレ其誕生ノ地ナリ、國人謬テ宗祇法師ト云、宗祇ハ、本國紀州ニテ、俗姓飯尾氏、應永廿八年ニ生テ、文龜二年八十二歳ニ終レリ、此國ノ人ニハアラス、

養者郷

太田文曰悲田院領、八木庄、六十一町二十歩、領家、方丈沙汰、地頭八木又三郎入道覺田、御家人、

村數十一今分レテ兩庄トス、高柳 市場 今瀧 三宅 大谷 萬久里 右六村、須田庄ト云、

尾崎 關宮 吉井 中瀬 出合

右五村、羽山庄ト云、

八木古城 市場ノ後山ニアリ、上古、平氏ノ人コ、ニ居シト云傳フルハ、此所公文ナトナルヘシ、鎌倉ノ時、表米ノ遠孫、日下部氏、朝倉高清入道、平氏チ亡シテ、其次男チコ、ニオク、ソレヨリ、子孫八木氏ト稱ス、武家系圖ニ、朝倉トテ載シハ、八木家ナリ、山名ノコノ國ヲ領セシヨリ、其家臣トナリ、國老四人ノ一也、其時、城ヲ此山ニ築テナレリ、應仁亂後、山名家衰微ス、ソレヨリ、八木氏ハ一諸侯ノコトシ、領地因州ノ邊ニ及テ、四萬石ナリシトイヒ傳ヘリ、天正中、大閤來征シ玉フ、其時ノ城主八木但馬守豐信防キエス、因州ニ出奔ス、大閤ヨリ別所某ヲオカル、別所ハ赤松入道圓心ノ末族ナリ、天正十年、別

所氏丹後由良へ移リテノチ、城主タエヌ、延喜式ニ、夜伎村トカケリ、茅原寺西方寺ト云、順禮ノ廿七番也、

今瀧村今瀧寺 八木小佐二郷ノ間ノ山中ニアリ、寺ハ順禮ノ廿八番也、コノ山ニ、瀑布四十八アリ、歌ニ、觀音モ、阿弥陀モ同シ、導引ニ、心ヲス、ク、六八ノ瀑ト云モコレナリ、土人傳ヘイフ、上古、異鳥アリテ、山椒ノ實ヲ含ミ、コノ瀑ノ邊ニ落ス、其木、生長シテ子ヲ結フ、氣味辛香ニシ、他ノ椒ニカハレリ、ソレヨリ、處々ニ接栽、コレ朝倉山椒ノ始メナリト、東都儒臣人見友元、コレヲ賦セシ詩アリ、友元ハ野節ナリ、鶴山ト號シ、又竹洞ト云、其詩曰

但馬人湯淺迪菴、携紅椒一筐贈之、語曰此是朝倉之名種也、國有今瀧山、絕壁千仞、

飛瀑百流、其半岫有一株之椒、辛香超群、採之者乘籠而下、攀枝而摘、爾來村々接栽、呼曰朝倉山椒、曝秋陽、貯陶壺、而收之、則隔歲猶不減辛香矣、余聞之、且喜且謝、以作一律示之、

朝倉名是今漚種、來寄椒花紅且馨、何日倒甌、銀淡水、重巖瀉下玉衡星、園中調鼎右丞摘、席上和漿屈子醒、相約煇談燒豆腐、清茶濁酒、共開餅、

三宅 貝原氏和事始曰推古天皇十五年、每國屯倉ヲ置ル、日本紀云屯倉ヲ諸州ニ置給ヒシ始也、屯倉トハ、天子ノ御米ヲ收置倉ナリ、釋曰本紀今ニ、國ニヨリ三宅ト云村アルハ、其舊址ナルヘシ、是其國々ニ、米倉ヲ置テ、貧民ノ餓死ヲ救給ハンタメナルヘケレハ、イトアリカタキマウケニコソ、

琴引山 三宅村ノ向ナリ、南ハ、大屋郷宮垣村

ニ當ル、琴引坂トテ、往來ノ道アリ、

夫木集 讀人シラス

サノミコソ、琴引山ト、人ハイハメ、調テモナク、蟬ノ聲哉、

六帖和歌 喜撰法師

イツカカラカ、調ノ音ノ、タエニケン、琴引山ノ、聲ノキコエヌ、

中瀬金山 天正元年、八木但馬守豊信領知ノ時、中瀬大日寺ノ傍ニ沙金アリ、因州ノモノ來リ、コレヲ見テ、其山ニ金アルヲシリ、其餘ヲ尋テコレヲホル、翌年堀出ス、金穴ヲ石間風ト云、コレ金ヲ得タル始ナリ、モト金石ヲマブト云フナルヲ、コレ國ニテハ、金穴ヲマブトイフ、故ニ、コレ名アリ、同三年、別ニ又一穴ヲホル、金ノ出ルル甚多シ、一日ニ七兩

ヲ運上ス、故ニ七兩金穴ト云、同五年、大關コノ郡ヲ征伐シ玉フ、八木但馬守防キエス、城ヲ棄テ出奔ス、大關ヨリ、別所某ヲ八木城ニ置テ、コレ奉行トス、同十年、別所ヲ丹後ヘ移サル、コレヨリ生野ニ屬ス、同年ノ秋、吉井村ノ内百六十八石九升一合ノ地ヲ分テ、吏民ノ宅地トス、以後金山町ト云、奉行伊藤石見守、同十二年百合山ヲ堀ル、慶長五年、東都ヨリ間宮新左衛門ヲ生野ニ置テ、コレヲ司ラシム、コレ時須田羽山兩庄ヲ隸ス、以來、コレ地ハ、タ、小吏ノミアリテ諸務ヲ司ル、故ニ、奉行等、生野ノ下ニ記ス、

淺間郷

村數十二

上小田 下小田 伊佐 坂本 大江 岩崎
淺間 宿南 青山 深谷 赤崎 淺倉

今ハ宿南ノ庄ト云、然レ、弘安ノ比、數箇庄ニ分チタレハ、一郷チスヘテ宿南庄ト云ハ、イハレナキト也、

大惠 太田文曰大惠保十四町二反百五十分、

地頭、肥塚三郎跡七人分領、

大惠本郷 太田文曰大惠本郷、五町六反百三十歩、地頭、肥塚七郎入道行西、

今ハ、大江ト云テ、一村也、

岩崎村 太田文曰岩崎村、四町二百七十七歩、

地頭、肥塚三郎入道蓮心、

與垣村 太田文曰與垣村、四町一反百八歩、

今ハ、坂本ノ枝村也、俗ニ要害ト云、坂本

ニ古城アリ、其時、コレニ要害ヲ設ケシナ

ト語リ傳フルハ、古書ヲ見サル人ノ臆説ナ

小田 太田文曰小田村、四反、地頭、女子等女

- 子分、
- 一反 奈良弥二郎妻女、
- 一反 伊佐十郎妻女、
- 一反 箕田女子分、

伊佐 伊佐ノ地ハ、中古荒蕪シテ居民ナシ、小出備州公ノ時、臣カ祖父壻關シテ新田トシ、耕者來集、ツヒニ一村トナル、其始、延寶二年ヨリ今年ニ至テ、七十八年ナリ、往古ハ、小田村ニ屬セリト見エタリ、然レ、大惠ハ最古キナルニヤ、今ニ至テ、スヘテ、此邊ヲ大惠ノ保内ト稱ス、祖父櫻井右近、小出家ニ由緒有ニ依テナリ、

宿南 太田文曰嵯峨二尊院領、宿南庄、十三町百四十步、地頭、八木左衛門太郎重直、

此村ニ、館ト云、壺ノ内ト云處アリ、ムカシ、地頭ノ宅地ナルヘシ、山名ノ時、宿南

左京ト云モノ居タルヨシ、後山ニ、古城アリ、土人ハ、比丘尼城ト云、

淺間 太田文曰成勝寺領、淺間寺、十八町六十步、領家、實榮律師、地頭、關東御分、給主、仁夫彦二郎時隆、

此村、東西ノ二落アリ、西ハ淺間寺分、東ハ地頭分ナリ、淺間寺ハ、昔六坊アリ、其名棟札ニアリ、山名氏政ノ課役免徐ノ狀、今ニ傳フ、元龜二年、八木但馬守、本尊藥師、日光、月光、十二神等、修理チ加フ、天正二年、本堂建立、天正八年、大開寺領ヲ沒收シ玉フ、今ノ寺ハ、元祿十五年ニ建立ス、右ノ六坊ノ内、本願地藏院ナリト云、地頭ノ地ハ、應仁以來國家ノ命ニ從ハス、天正年中、大開小田村ヨリ水生城ニ赴キ玉フ時、淺倉ノ險路ヲ避テ、コ、チ經玉フ、

城主佐々木近江守、出テ降ス、古城ハ、東ノ前山ニアリ、

淺間神社、西山ニアリ、葛大明神ト云、

赤崎 太田文曰赤崎庄、十七町四反廿步、領家、二條殿、下司、御家人跡、於下司職者、筑後三郎兵衛入道女子、與本司今井四郎入道道運相論云云、

進美寺 太田文曰相本中堂領、進美寺、三十二町五反、領家、聖憲法印、地頭、河南木小三郎入道連忍、

此山、養父氣多ノ境ニアリ、故ニ太田文ニ氣多郡ニ入ル、

彼緣起曰人皇四十二代文武天王慶雲二年、行基菩薩開基ス、聖武皇帝天平戊寅ノ歲、敕シテ十三間四面ノ伽藍、並ニ四十三坊別院ヲ建立アル、寺領ハ、赤崎、岩中、日置三村ノ

中ニ於テ宛行ハレ、又石和田保等岩出野三箇

所ニテ、燈油田ヲ賜フ、鳥羽院仁平元年八月十七日、御願寺トシテ、大般若經六百軸ヲ寄附シ玉フ、後嵯峨龜山二代、同ク御願寺トシテ、寺領二百畝ヲ増賜フ、建久八年、鎌倉殿、五輪室塔八万四千基ヲ造立シ、内五百基ヲ但馬國ニ充テ、三百基ハ當寺ニ立テ、二百基ハ國中ノ大名ニ仰セテ造ラセラル、コレ平家ノ一門滅亡ノ冥福ヲ修セシカ爲ナリ、コレヨリ、毎年御祈禱ノ卷敷ヲ鎌倉ニ奉ル、其請文、並國中ノ大名等當山ニ狼藉ヲ致スヘカラサルノ御教書等數通アリ、後小松院至德年中、温泉寺ノ清禪和尚ト云人、國中ニ順禮三十三所ノ札所ヲ定メラレ、コノ寺ヲ以テ第一番トス、然レ、建武以來、國中大ニ乱レ、當山ニ城ヲ構テ要害ノ地トス、コレヨリ、佛事懈怠ノ、

僧坊モ多ク絶又、

遠佐郷

村數十一分テ兩庄トス

綱場 舞狂 朝倉 米里 國木 小山

右朝倉庄ト云

八鹿 九鹿 小佐 石原 火畑

右小佐庄ト云

朝倉 風土記曰多ク梧桐、蜀椒ヲ出ス、公穀百

七十九、假粟五十九、

大和本草曰朝倉山椒ハ、但馬ノ朝倉ノ里ヲ初

トス、其後、丹波ニモ植ウ、香氣烈シ、常ノ

山椒ニ、葉モカハリ、葉スクナシ、

表米ノ苗裔日下部氏高濤入道、此地ニ居住

セシヨリ、子孫氏トセリ、コレ朝倉ノ始祖

也、越前ニ移テ、其國ヲ領ス、北越軍譚ニ、

世々朝來郡ニ住スト書シハ、他國ノ傳聞ユ

へ、郡チアヤマルナリ、

朝倉山 風土記曰諸鳥多ク、樹木少ナカラス、

蜀椒多シ、其辛キヲ、他ニ異ナリ、

國木 風土記曰多ク麻、桑、蠶、糸、布等ヲ出

ス、公穀百二九、假粟四十九、

小山 風土記曰 己下虫食三丁計

八鹿 延喜式曰屋岡神社

コノ枝村大森ト云處ニ、赤松左兵衛尉ノ墓ア

リ、其身ハ、因幡ニテ終ラレシカト、生前ニ

仁政多カリケレハ、封内ノ民、コレヲ追慕シ、

土ヲ築テ墓トシ、歲時ニ祭祀セリトナン、其

碑文曰乘林院殿可翁松雲居士、當竹田城主赤

松左兵衛尉廣秀、慶長五年甲申十月廿八日卒、

行年三十三歲、

按ニ、慳窩文集ニハ、左兵衛佐廣通トアリ、

年モ三十九ナルヨシ、追悼ノ歌ニ、

學ヒテシ、道ニ心ハ、惑ハシテ、一年タラヌ、

齡ダニナシ、トイヘリ、四十不惑ノ意ナルヘ

シ、慳窩ハ、赤松ノ師ナレハ、カヤウノコニ、

謬アルヘカラス、

小佐 枝村四アリ

馬瀬 石塔 中村 今井

此内、石塔チ今ハ小佐ト稱ス、昔宗祇法師、

妙見ヨリ、飯ルサニ、コ、ニ宿リテ、

帆カケ舟、チサテ月見ル、今宵哉、

ト吟セラレシカハ、主ノ老婆コレヲキ、テ、

帆カケ舟ナラハ、チサテトイフマテナシ、コ

ク舟ヲトハ、ナド、ノタマハヌヅトイヒシト、

處ノ人ノ語り傳ル也、世ニ記セルモノモア

リヤ、未考、

妙見山 國華萬葉記曰火畠村ニアリ、社領卅三

石、別當、眞言帝釋寺、當社ノ御神ハ、星ノ

神、北辰也ト、此社ノ始マリ、年紀定カナテ

ス、世ニハ敏達天皇ノ御宇トイヒ傳ヘリ、一

説ニハ、大内家ニテ、妙見ヲ尊崇シヌレハ、

當國ノ彼家ノ幕下タリシ時ヨリ始マリシトイ

ヘリ、サレト、此山ニ、文永曆應ノ比ヨリノ

寄附狀アレハ、大内家ノ盛ナリシ時ヨリハ、

遙サキニ開ケシナリ、戰國ノ間、家々ノ祈願

トシテ寄附セル社領、數チシラス、天正五年

大関七美郡ニ至リ、小代一揆ヲ退治アリ、其

歸ルサニ、此山ニ至リ、社領ヲ沒收シ玉フ、

憲廟ノ時、マダ社領卅石ヲ賜テ、今ニ傳ヘリ、

山ヲ石原山ト云、養父氣多七美三郡ノ境ニア

リ、昔宗祇法師當山ニ詣テ、

妙見、山面白、松雪トカ、レシヨシ、イヒ

傳レト、記セルモノチ見ス、正徳年中、別當

僧潛龍、勝景八ツテ撰テ詩ヲ賦シ、又東都之

諸大儒林學士父子、室師禮、物茂卿兄弟等、
十五人ノ詩ヲ請テ、一軸トシ、寺ニ藏ム、今
タ、世ニ刊行スルモノ、僅二人ヲ取テ、コ、
ニ載ス、

徂來詩集ニ曰石原山八景

山東沃野

石原山後萬家煙、石原山前綠嶺連、爲緣養父
營名郡、孝弟力田似漢年、

笑泉清流

澗々笑泉抱石流、一瓢注此挂清秋、因疑巢父
牽牛地、還屬扶桑但馬州、

櫻溪蓮花

總說山陰晉代彰、櫻溪祇事自洪荒、假饒會稽
誇觴咏、能有繁花萬樹香、

杉間秋月

山因帝釋似須弥、半夜琳空月上時、萬樹風杉

遮不尽、重々葉々蛛網垂、

嵐峯紅葉

夜々嵐峯嵐染成、峯々錦樹錦逾明、何人裁作
袈裟着、爲謝諸天太有情、

四山晴雪

溪壑雪霽畫圖開、謂是山陰道上回、直置應酬
無復暇、恰如乘興夜舟來、

霧海朝暎

浩々雲波訝陸沈、偏聽萬籟似潮音、須臾日
照千山出、寺在蓬萊第幾岑、

北溟眺望

賦空遠浪散天華、帝釋臺頭眺望除、千丈丹梯
何所處、倚身北斗問仙槎、

按ニ、茂卿名ハ雙松、別ニ徂來ト號ス、俗
名秋生窓右衛門、郡山之記室也、
停雲集曰妙見山八景、山在但州、南國華、

山東沃野

畎畝縱橫萬頃連、溝通水利引井泉、壤肥禹甸
陶々隰、賦比雍州上々田、蠶繭早成桑柘地、
烏鴉兼飽稻粱天、白頭村叟齡垂百、猶說未逢
荒政年、

櫻溪蓮花

幽巖花合幾重々、一色春光曲々同、素艶不寒
三月雪、清香欲度半山風、暮雲鳥過畫屏裏、
朝日魚懸明鏡中、遠向仙源應有路、漁舟欲問
短篷翁、

笑泉清流

寒水一潭清若霜、石間脈々下雲岡、何知末派
能通楫、尤愛源流堪泛觴、小鼎分來僧茗熟、
一瓶汲去佛花香、不須卓錫迸泉出、長漱瓊瑤
傍道場、

杉間秋月

遮不尽、重々葉々蛛網垂、

嵐峯紅葉

夜々嵐峯嵐染成、峯々錦樹錦逾明、何人裁作
袈裟着、爲謝諸天太有情、

四山晴雪

溪壑雪霽畫圖開、謂是山陰道上回、直置應酬
無復暇、恰如乘興夜舟來、

霧海朝暎

浩々雲波訝陸沈、偏聽萬籟似潮音、須臾日
照千山出、寺在蓬萊第幾岑、

北溟眺望

賦空遠浪散天華、帝釋臺頭眺望除、千丈丹梯
何所處、倚身北斗問仙槎、

按ニ、茂卿名ハ雙松、別ニ徂來ト號ス、俗
名秋生窓右衛門、郡山之記室也、
停雲集曰妙見山八景、山在但州、南國華、

金氣涼々古樹林、夜闌月色故來臨、明輝靜照
巢禽夢、幽境時聞木客吟、風拂枝頭琴奏爽、
露凝葉底玉華深、山僧偶向清陰坐、悟了無名
真理心、

嵐峯紅葉

林壑氣高霜正飛、遙岑楓樹爛生輝、織成疑是
天孫錦、染出應裁山鬼衣、夕日半啣朱閣聳、
朝峯斜捲絳紗圍、秋鴻自似春鴻度、宛向花雲
紅處飛、

四山晴雪

天邊積素徹雲衢、璨々晴輝開畫圖、有嶺盡如
披白練、何岑不復疊明珠、光眩日色花經眼、
氣逼風威粟滿膚、設道香爐峰頂雪、若斯銀界
玉山無、

霧海朝暎

碧霧濛々鎖海門、咸池殘夜湧紅暎、溟中半射

銀濤色、雲外繞、荷壁月痕、光爛豹毛餘氣澤、
影浮澄背曙輝暄、望中疑有漁舟出、不見輕帆
逐浪翻、

北浜眺望

寺臨無地出塵寰、海色遙來妙見山、積水遠圍
三嶋外、怒濤高蹴九霄間、樓高壓氣青天濕、
雲斷鵬程白日閒、誰得乘槎凌碧落、超然遙犯
斗牛還、

按ニ、南景春、字國華、北海ト號ス、俗稱
ハ南部權藏、松平民部大輔ノ記室也、

法華靈場記ヲ考レハ、京都具足山妙覺寺ノ番
神堂ハ、往昔但馬國養父郡ニアリシヲ、天文
十八年、移サレシトアリ、此郡ニテ何ノ寺ナ
リシ、未考、太田文中ニモ、此類多シ、今
コレヲ略シテ妄ニ議セス、

但馬考卷之五

出石城臣 櫻良翰輯

玄孫 勉 校

地理第三

出石郡

風土記曰古老傳ヘ云往昔天下ヲ治ムル御神大穴
持命、此郡ニ到リタマフ、地上ニ光アルヲ數
夜ナリ、其光ヲ尋テ、地ヲ鑿ルヲ、數仞ニシ
テ白石ヲ得ル、故ニ、コレニ名ツク、其石ハ、
今ノ一宮ノ御形コレナリ、此郡民家豐饒ニシ、
良材佳菓柴薪布帛等ヲ出ス、

倭名類聚鈔ニ載ル郷七

小坂 安美 出石 室野 埴野 高橋 資母
以上七郷ニ、村數七十八、田地高二萬四千
七百三十五石九斗七升五合

延喜式神名帳曰出石郡廿三座大九座小十四座

伊豆志坐神社八座 並名神大

御出石神社 大 桐野神社 諸杉神社

須流神社 佐々伎神社 日出神社

須義神社 小野神社 手谷神社

中島神社 大生部兵主神社 阿牟加神社

比遲神社 石部神社 小坂神社

舊事大成經曰分野神社 檀原天皇ノ時、磐裂
嶺裂大神、分野持ニ仍テ鎮坐ス、

此神社、坐ス處ヲシラス、大成經ニ、出石
神社ト並ヘ出セルコト、ユ、ニ記ス、

按ニ風土記ニ、郷拾所、里參所、神戸四、
驛堂トアリ、然レ郷ト里ト差別ナシ、且延
喜式ヲ考ルニ、此郡ニ驛ナシ、又別ニ下郡
ト云モノヲ出シテ、此郡地界シテ下坂ノコ
トシ、故ニ下郡ト云ト、其屬スル村ヲ見レ
ハ、長沙立石ノ類、今俗ニ下郷ト稱スルモ

ノ也、意ニ、古ノ風土記亡テヨリ、新ニ作
リ出セル人、俗語ヲ傳ヘ聞テ、カク記セル
ナラン、但馬ハ、八郡ノ外ニ、下郡ト云モ
ノアルコ、古來ノ書ニ證據ナシ、

文明年中大須賀時基カ郡境ノ記ニ曰出石郡城崎
郡香住嶺ハ、休石アサキ山限、沖ハ、シヲハ
シ、水ハ流レ次第、朝霧カ森ガ限、伏ハ、盤
屋ノ躑ノダン、八町カ限、佐野ノ低松、大門
ノ繩手カ限、

太田文曰小坂郷、八拾五町百六拾歩、地頭、周
防三郎、

村數九
片間 三木 大谷 丸谷 中谷 森井 尾崎
鳥居 長沙

長沙 風土記曰郡家西南、一里三十歩、公穀六

十九、假粟三十一丸、

長沙山 風土記曰此山、諸木寡シテ、岩石ナシ、
只沙ノミ、故ニ名ク、狐狸多シ、

安美郷

太田文曰安美郷、七拾六町七反六拾歩内、地
頭、大江氏、出石三郎信政、嫡女長、右衛門四郎
長連、妻女、

此内、名田ノ主多シ、別ニ學ルニ及ハサルモ
ノハ略之、今ハ、穴見ト云、安ト穴ト字似テ
美ト見ト音通スルニ誤レリ、弘安ノ比、又
分テ大内庄トス、其土地ノ境定カナラス、只
其文ヲ爰ニ載ス、

村數十一

安良 上鉢山 下鉢山 香住 立石 森尾
三宅 市場 奥野 倉見 長谷

太田文曰法金剛院領、大内庄、六十町二反百

八十歩、領家、眞言院僧正、預所、佐渡、入
道禪海、下司、香住孫太郎入道淨阿、御家
人、公文、金覺注文定、

但如下司香住孫太郎入道淨阿注文者、定田九
十町、其外新田二十町、又下司開發之奥野村
新田三拾町、爲預所押領云云、惣田數百四十
町歟、

安良 太田文曰八幡宮領、安良別宮、二十八町
八反三百三十歩、下司、安良太郎安景、同
次郎政景、御家人、度々雖相觸、不出注文
之間、任古帳註進之、

コレ、今ノ八幡宮也、
鉢山村 風土記曰蕎麥、稗、黍、脩竹等ヲ出ス、
公穀百三十九、假粟四十九丸、

鉢山 風土記曰此山絶頂窪ニシテ、鉢ノ形ノ如シ、
故ニコレニ名ツク、狐狸異草多シ、

鉢山寺 太田文曰熊野本宮領、鉢山寺、六町八
反二百四十歩、國別當、南左太郎高春、御
家人、

此寺、今ハ亡ヒタリ、

香住 風土記曰多ク木綿麻布等ヲ出ス、公穀百
五十九、假粟六十九、

香住川 風土記曰源截石山ニ出、多ク、佐氣、
麻須、年魚、以下脱簡五丁計

按ニ、此川ノ源ハ、奥野ヨリ出ツ、實ニ丹
後境也、

立石 風土記曰多ク良材奇石ヲ出ス、公穀百三
十九、假粟四十九、

又曰神アリ、天王社ト號ス、祭トコロノ神ヲ
知ラス、

立石山 風土記曰此山至峻ニシテ、諸木茂シ、松
樟多シ、又岩石多シ、其岩截尖カ如シ、故ニ

コレニ名ツク、

按ニ、此地ニ石アリ、其形方ニシ、大サ尺ニ餘レリ、高モコレニ稱ヘリ、タ、土中ニ入ルコト幾丈ナルコト知ズ、父老傳ヘイフ、コレ立石也、此村モ、コレニ因テ名ツケシナリト、然ハ、風土記ノ説ト異ナリ、何レカ是ナルコトナシラス、

三宅 コレモ、上古屯倉ヲ置レシ跡ナリ、其説養父郡ニテ出ス、天日槍ノ曾孫ヲ田道間守ト云、此地ニ居タリシヨリ、子孫三宅氏ト稱ス、延喜式ニ中島神社アリ、コレニ坐ス、コレ、田道間守ヲ祭レルナリト云傳フ、

出石郷

太田文曰出石郷、三十三町九反四十四步、地頭、出石三郎信政跡、依白川三位家越訴、地頭被召上、子息孫三郎政光諸死云云、

村數十四分テ三トス

奥小野 口小野 袴座 田立 福井 嶋 伊豆

右小野庄ト云

宮内 坪井

右神部郷ト云

鍛冶屋村 弘原下村 同中村 同上村 奥山

右弘原庄ト云

太田文曰神戶郷、三十四町七反百十六步、地

頭、太田次郎左衛門尉政直跡、

又曰高野平等院領、弘原庄、五十町、領家中納

言法印能譽、地頭太田左衛門太郎政頼、

出嶋 昔天日槍ノ新羅ヨリ來リ、此國ニ住處ヲ

定メ玉ヒシ時、出嶋ノ人大耳ノ女麻多鳥ヲ娶

ルト、日本紀ニ見ユ、又其女ヲ伊豆志衰登賣

トイフコトモ故事記ニアリ、コレ今ノ伊豆トイ

丸

歌書ニハ、五師里トカケリ、コレニ因テ、出石宮ヲ五師宮ト云モノナリト云モ、謬也、歌書ニ、又伊津師トアリ、

歌枕名寄

五師里

讀人シラズ

但馬ナル、イツシノ里ノ、イツシカモ、戀シキ人ヲ、見テ慰サマン、

伊豆ト島ノ間ニ、福井ト云處アリ、昔三嶋

ノ權現ヲ勸請シテ、村ノ名ヲモ直ニ權現ト

イヘリ、近キ代ニ、改テ今ノ名トセラル、

此里ノ東ニ、三嶋山ト云處モアリ、コレニ

ヨリ、伊豆嶋ノ名ハ、權現ヨリヲコリシト

云説モアレト、ソレハ、伊豆ト云名ニヨリ、

三嶋權現ヲ思ヒヨソヘテ勸請シ、終ニ山ヲ

モカク呼シナリ、

ヒ島トイフ二村ノ地ニテ、古日槍ノ住玉ヒシ伊豆志ナリ彼日槍ノ新羅ヨリ持來リタマフ宝物ノ中ノ出石刀子、其名ノヨクカナヘルユヘ、後ニ出石ト改メシト、一宮ノ縁起ニイヘル、サモアリヌヘキト也、山名氏ノ小盜山ニ居タリシヨリ、彼地ニ人民多ク住ケレハ、出石ト云名モ、自彼コノコトナリテ、コ、ハタイ田夫ノ住カトナレリ、天正ノ初、又城ヲ有子山ニ移サレシカハ、小盜モアレハテ、今ノ出石ノミ盛ニナリヌ、何レモ、其名ハ用井ナカラ、其地ハ三度カハレリ、サレト、ミナ出石一郷ノ中ノコトナレハ、古來出石ノ里ト云コトモ、スヘテ、此邊ノ通名ニテ、強テハ、サノミ分ツヘキニモアレヌ、

風土記曰郡家正東、一里十步、鮮魚、諸鳥、繁多、諸木又多シ、公穀百五十九、假粟五十二

水上 風土記曰魚甲繁多ニシテ、民用足レリ公
穀百二十九、假粟六十九、

伊豆志河 故事記曰伊豆志ノ神ノ女名ハ伊豆志
袁登寶神マセリ、故ニ、八十神コノ伊豆志袁
登寶ヲ得ント欲スレハ、皆婚ヲ得ス、コ、
ニ、二リノ神アリ、兄ハ秋山之下水壯夫ト号
ク、弟ハ春山之霞壯夫ト名ツク、故ニ、其兄
其弟ニイフ、吾伊豆志袁登寶ヲ乞トイヘハ、
婚ヲ得テ、汝コノ嬖子ヲ得テ、答テ曰
得ヤスシ、其兄ノ曰若汝コノ嬖子ヲ得テア
ハ、上下ノ衣服ヲ避ケ、身ノ高チ量リテ麩ノ
酒ヲ醸シ、マタ、山河ノ物悉備設テ、宇禮
豆玖ヲセント云、其弟兄ノ言ノコトク、具ニ
其母ニ白ス、即其母布遲葛ヲ取テ、一宿ノ間
ニ衣禪及襪沓ヲ織縫、マタ弓矢ヲ作り、其
衣禪等ヲ服セシメ、其弓矢ヲ取シメ、其嬖

子之家ニ遣ヌレハ、其衣服及弓矢、悉ニ藤ノ
花トナル、是ニ於テ、其春山之霞壯夫、其弓
矢ヲ以テ嬖子之厨ニ繫、伊豆志袁登寶其花ヲ
異シト思ヒ將來ルノ時、其嬖子ノ後ニ立テ、
其屋ニイリ、即婚シツ、故ニ一リノ子ヲ生ス、
爾テ其兄ニ白シテ曰吾ハ伊豆志袁登寶ヲ得タ
リ、是ニ於テ、其兄弟ノ婚シヲ憐慨テ、其
宇禮豆玖ノ物ヲ償ハス、爾テ、愁テ其母ニ白
スノ時、御祖答曰我御世ノ事、ヨクコソ神習
フ、又宇都志岐青人草習ヘヤ、其物ヲ償ハス
ト、其兄子ヲ恨ミ、乃其伊豆志河ノ河島ノ一
節竹ヲ取テ、八目ノ荒籠ヲ作り、其河ノ石ヲ
取テ摺ニ合セテ、其竹ノ葉ニ裏テ詛言シム、
此竹ノ葉ノ青キカ如ク、此竹ノ葉ノ萎ムカ如
クシテ、青ク萎ミ、又此摺ノ盈乾カ如クニシ
テ盈乾、又此石ノ沈ムカ如クニ臥セ、カク

ノ如ク詛ハシメ、煙ノ上ニ置ク、是ヲ以テ其
兄八年ノ間、乾萎病枯ヌ、故ニ其兄思泣テ其
御祖ニコヘハ、即其詛戸ヲ返サシム、是ニ於
テ其身本ノ如ク、以テ安ク平ケシ、
伊豆志神社、延喜式曰伊豆志坐神社、八座、並
ニ名神大、

日本書紀曰垂仁天皇三年春三月、新羅王子天
日槍來歸焉、將來物ハ、羽大玉一箇、足高玉
一箇、鶴鹿々ノ赤石玉一箇、出石小刀一口、
出石棒一枝、日鏡一面、熊神籠一具、併テ七
物アリ、則但馬國ニ藏テ常ニ神ノ物トスルナ
リ、一云初天日槍艇ニ乗テ播磨國ニ泊リテ、
完栗邑ニアリ、時ニ、天皇三輪君カ祖大友主
ト倭ノ祖長尾市トナ播磨ニ遣ハシテ、天
日槍ニ問シテ曰汝ハ誰人ソ、且何ノ國ノ人ソ、
天日槍對ヘテ曰僕ハ新羅國主ノ子ナリ、然レ、

日本國ニ聖ノ皇マスト聞テ、己カ國ヲ以テ、
弟知古ニ授テ化歸リ、仍テ、貢獻物ハ、葉細
珠、足高珠、鶴鹿々赤石珠、出石刀子、出石
槍、日鏡、熊神籠、膽狹淺大刀、並ニ八物ア
リ、仍テ天日槍ニ詔シテ曰播磨國出淺邑、淡
路島ノ完栗邑、コノ二邑ハ、汝任意ニ居レト、
時ニ天日槍啓シテ曰臣住マ處ハ、モシ天恩ヲ
垂テ、臣カ情ニ願ハシキ地ヲ聽シタマハハ、
臣親テ諸國ヲ歴視テ、則臣カ心ニ合ヘル
ヲ給ハラントチモフ、乃コレヲ聽シタマフ、
是ニ於テ、天日槍菟道河ヨリ浜リテ北シ、近
江國吾名邑ニ入テ暫ク住ム、マタ更ニ近江ヨ
リ若狹國ヲ經テ、西但馬國ニ到テ、住處ヲ定ム
、是ヲ以テ、近江國鏡谷陶人ハ、天日槍ノ從人
也、故ニ、天日槍但馬出嶋ノ人大耳ノ女麻多鳥
ヲ娶テ、但馬諸助ヲウム、諸助但馬日槍梓ヲ生

ム、日槽杵清彦チウム、清彦田道間守チウム、
故事記曰昔新羅國主之子アリ、名ハ天日矛トイ
フ、此人參渡來ナリ、マフクルユヘハ、新羅
國ニ一ツノ沼アリ、名ハ阿具奴摩トイフ、コ
ノ沼ノ邊ニ、一リノ賤女晝寢、コ、ニ日耀虹
ノ如ク、其陰上チ指、マターリノ賤夫アリ、
其狀チ異ト思ヒ、恒ニ其女人ノ行チ伺、故ニ、
コノ女人、其晝寢ノ時ヨリ姪身テ、赤玉チウ
ム、カクテ、其伺フ所ノ賤夫、其玉チ乞取テ、
恒ニ衰テ腰ニツク、此人田チ山谷ノ間ニ營ム、
故ニ、耕人等ノ飲食チ一ツ牛ニ負セテ山谷ノ
中ニイリ、其國主ノ子天之日矛ニアヒアフ、
カクテ、其人ニ問テ曰何ソ汝飲食チ牛ニ負セ
テ山谷ニ入ル、汝必是牛チ殺シ食チラント、
即其人チ捕テマサニ獄囚ニ入ントス、其人答
テ曰吾牛チ殺サントニアラス、唯田ツクル人

ノ食チ送ルノミト、然レ猶赦サス、カクテ、
其腰ノ玉チ解テ、其國主ノ子ニ幣フ、故ニ、
其賤夫チ赦シ、其玉チ將來テ床邊ニチク、
スナハチ美麗嬪子トナル、仍テ、婚シテ嫡
妻トス、カクテ、其嬪子常ニ種々ノ珍味チ
設テ、恒ニ其夫ニ食ス、故ニ、其國主ノ子、
心奢リテ妻チ嘗ル、其女人ノイフ、凡テ、吾
ハ汝ノ妻タルヘキノ女ニアラス、將ニ吾祖ノ
國ニ行ント、即爾ニ小船ニノリ、還レ渡來リ
難波ニ留ル、此ハ、難波ノ比賣基智社ニ坐ス
是ニ於テ、天ノ日矛、其妻ノ通シチ聞テ、乃
追渡來、マサニ難波ニ到ントスルノ間、其渡
ノ神、塞テ以テイレス、故ニ、更ニ還テ多遲
摩國ニ泊リ、即其國ニ留リテ、多遲摩ノ侯尾
ノ女名ハ前津見チ娶テ、子多遲摩母呂須玖チ
生ム、コノ子多遲摩斐泥、此子多遲摩比那良

岐、此子多遲摩毛理、次ニ多遲摩比多訶、次
ニ清日子、柱 此清日子、當摩ノ咩斐チ娶テ子
酸鹿之諸男チウム、次妹菅爾 由良度美、故
ニ上ニ云多遲摩比多訶、其姪由良度美チ娶テ
子高城之高額比賣命チウム、此ハ息長帶比賣
命ノ御祖ナリ
故ニ其天之日矛持來ル物ハ、玉津宝ト云珠ニ
貫、又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風
比禮、又奥津鏡、邊津鏡、并テ八種也、此ハ
志ノ八前 伊豆

皇崩スルニ仍テ、奏セス、後時、天皇コレチ
召テ官庫ニ入ル、即飛テ淡道ニ至リ、託ノ曰、
吾ハコレ世劍神魂也ト、仍テ爾チ立テコレチ
祭ル、後年又飛テ此場ニ還ル、故ニ崇祭ル、
齊部廣成古語拾遺曰卷向玉城ノ朝、新羅皇子
海槍槍來歸タリ、今但馬國出石郡ニ在テ大社
トナル、卜部兼方釋日本紀ニ、播磨風土記チ
引テ曰天日槍命 韓國ヨリ渡來リ、宇頭河底
ニ到テ、宿處チ葦原ノ志舉乎命ニ乞テ曰汝ハ
國主タリ、吾宿ル所ノ處チ得ント欲ス、志舉
即海中チ許ス、ソノ時客ノ神、劍チ以テ海水
チ攪テコレニ宿ル、又曰天日槍命之黑葛、皆
但馬ニチツ、故ニ、但馬伊津志ノ地チ占テコ
レニアリ、兼方案スルニ、神物ハ一説并ニ故
事記ニ八種也、神名帳ニ、伊豆志社八座也、
一種ノ神物チ以テ、一座ノ神跡トスルノミ、

先代舊事大成經曰磐間國出石神社、珠城宮天皇
ノ時、新羅ノ貢スル所ノ出石小刀、飛還テ鎮
坐ス、是ヨリ先、新羅ニ大石アリ、夜々赤光
チ放ツ、衆庶是チ奇トス、一人鐵鎚チ以テコ
レチ破ル、中ニ於テ小刀チ得、異物トシテ、
コレチ王ニ獻ル、王又異物トシテ、王子日槍
チシテ、コレチ瑞籬宮ノ天皇ニ貢セシム、天

大神也
先代舊事大成經曰磐間國出石神社、珠城宮天皇
ノ時、新羅ノ貢スル所ノ出石小刀、飛還テ鎮
坐ス、是ヨリ先、新羅ニ大石アリ、夜々赤光
チ放ツ、衆庶是チ奇トス、一人鐵鎚チ以テコ
レチ破ル、中ニ於テ小刀チ得、異物トシテ、
コレチ王ニ獻ル、王又異物トシテ、王子日槍
チシテ、コレチ瑞籬宮ノ天皇ニ貢セシム、天

按ニ、日槍ノ事、彼方ノ書ニ見ヘス、松下見林ノ異稱日本傳ニ、東國通鑑ヲ引テイヘルコアリ、新羅阿達羅王四年、新羅ニ迎日縣ヲ置ク、初東海ノ濱ニ人アリ、夫ヲ迎鳥トイヒ、妻ヲ細鳥ト云、一日迎鳥藻ヲ海濱ニ採テ、忽漂テ日本國ノ小嶋ニ至テ王トナル、細鳥其夫ヲ尋テ、又漂テ其國ニ至ル、立テ妃トス、時ニ、迎鳥細鳥ヲ以テ日月ノ精トス、是ニ至テ縣ヲ置ト、今按スルニ、迎鳥細鳥ノコ、コレヲ我國史ニ證スルニ、殆コレニ近キコアリ、垂仁天皇三年、新羅ノ王子天日槍來販ス、蓋マタ日ノ精カ、其名ヲ親テ以テコレヲ知ヘシ、死シテ但馬國出石ノ大社トナリ、千古ニ廟食ス、誠ニ凡人ニアラスト、此説據アルニ似タリ、然レ、其年代ヲ考ルニ、新羅ノ阿達羅王四

年ハ、後漢ノ桓帝永壽三年ニテ、本朝成務天皇廿七年ニ當ル、垂仁天皇三年日槍ノ來朝ヨリハ、百九十四年後ナリ、然ハ、定カニ其人ヒイヒカタシ、太古ノ事、臆説ヲ以テ斷スヘキニアラス、又按ニ、日槍ノ出石ノ大社トナルコト古語拾遺説、最信スヘシ、然ルナ、古事記ノ註ニ、新羅ヨリ來リシ八種ノ宝物ヲ以テ出石ノ八座トス、釋日本紀モ、コレニ從テ定メリ、然レ、日本紀ヲ考ルニ、新羅ノ宝物ハ、七種也、日槍ノ曾孫清彦ノ時、コトコトク、官庫ニ納メシカハ、此國ニアルヘキニアラス、故事記ノ註ハ、後人ノ附會ナルコト明ケシ、大成經ニハ、出石刀子一ツヲ當社ノ神體トス、然レ、日本記ニ、出石刀子ノ飛テ淡路島ニ至リシコトハアレレ、又コノ國ニ販

リシコトハ見エス、風土記ニハ、昔コノ地ヨリ掘出セシ白石ヲ、出石ノ神體トイヘリ、コレハ、今ノ出石城ノ溪水ノ流、魚屋町ノ橋ノ邊ニアル大石ヲ、俗ニ出石トイフモノナリト、語り傳ヘリ、日本紀等ニ合サレハ、據トシカタシ、延喜式ニ、八座トアルハ、ミナ日槍ノ御子孫ヲ崇メ祭ル也ト、當社ノ人ノ傳フルコト、實シキコトナレ、

續日本後紀曰仁明天皇承和十二年七月辛酉、但馬國出石郡、無位出石神ニ、從五位下ヲ授ケ奉ル、國司等解狀ニ依テ也、

三代實錄曰清和天皇貞觀十年十二月廿七日、但馬國、從五位上出石神ニ、正五位下ヲ授ク、同十六年三月十四日、但馬國、正五位下出石神ニ、正五位上ヲ授ク、

太田文曰當國一宮、出石大社、百四十一町六

反六拾步、本家、高辻姬宮、案主、藤肥前前司跡子息三人分領、一人、左衛門入道蓮阿、一人、四郎左衛門入道妙心、一人、五郎左衛門入道定智、常荒流失、三町一反、又出石郷押領、四拾四反小云々、

長月御祭田、七十一町二百五十六步、講經修理田等、廿七町九反大、引聲並御神樂田以下料、十一町一反大、領家、佃案主給、六町半、定田、八町八反百四十步、

按ニ、上古此國ノ一宮ハ、粟鹿ノ社也、當社ヲ一宮ト稱セシハ、其始メ定カナラス、弘安ノ比スデニイヒシカハ、コレモ久シキコナルヘシ、神社啓蒙ニモ、粟鹿ノ下ニ、又出石ヲ一宮トスト云一説ヲ出スノミ、今

ハ、一宮トダニイヘハ、當社ノコナリヌ、諸社一覽ニ、國府出石ニアリ、祭神トイヒシハ、今ノ國都ヲ府トナモヘル也、國府ハ、氣多郡ニアリ、郡縣ノ代ノコナリ、當社ハ、出石郡出石郷ニイマスニヘ、出石神社ト稱スル也、此村ヲ昔宇馬橋ト云シテ、今ハ宮内トヨブモ、此神ノ社内ト云フ也、又宮内坪井二村ヲ神戶郷ト名ツケシハ、當社ノ封戸ト云フニテ、上古ノ社領也、古代ハ、神封トテ、大社ニハミナ封戸アリ、封戸ノ一戸ハ、稻四十束ヲ出ス、米ニシテ二石ナリ、此外ニ、其戸ニ夫役ヲアテ、使フナリ、伊勢ノ神戶ト云、攝津ニテ神戶ト云、ミナ此也、今此邊ニテ神部トカクハ謬ナリ、弘安ノ比ハ、神戶郷ヨリ外ニテ社領アリ、建武正平ノ間モ、領家ノ号ヲト、メラレシヨ

シノ官符、今ニアリ、山名家ノ時、社領二千石アリシト云ハ、俗説ナリ、其比ノ土地ニ何石ト云フハナキ也、永正元年ノ夏、兵乱大ニ起テ、堂社殘ヲス火災ニアフ、大永四年ノ秋、衆民ノ助力ニヨリテ、再ヒ造立シヌ、天正八年、大開コノ地ヲ畧定シ、社領ヲ沒收シ玉フ、コレヨリ、宮殿願願シテ、終ニ修理スルモノナシ、小出和州公ニ俟タリシ始、今ノ社ヲ再造、同備州公華表等ヲ立玉フ、今ハ、毎年九月十一日奉幣使アリ、十一月上ノ卯ノ日、新嘗ノ神事ナリ、國華萬葉記ニ、祭禮九月九日、コレヲ執行トイヒシハ、謬テ今ノ出石城ノ諸杉神社ト混セシナリ、新拾遺和歌集物名詞書曰但馬出石宮ト云社ニテ、ナノリソト云クサテ、

重之

千早振、イツシノ宮ノ、神ノ駒、人ナノリソヤ、タ、リモソスル、歌枕名寄ノ詞書ニハ、曾根好忠カ、但馬出石ノ宮ニテ、名ノリソト云物ヨメト云ルトナン、按ニ、コレハ、歳且ニ、此社ヘ海藻ヲ獻スルコトヲヨメル也、此草ヲナノリソト云フハ、日本紀ニ、允恭天皇十一年春三月癸卯朔丙午、芽浮宮ニ幸ス、衣通郎姬歌テ曰等座辭陪遊、枳弥母阿閉椰毛、異舍儼等利、宇爾能波摩毛能、余留等枳等枳弘、時ニ、天皇衣通郎姬ニ謂テ曰コノ歌、他人ニキカシムヘカラス、皇后聞カハ、必大ニ恨シ、故ニ時ノ人濱藻ヲ号テ奈能利骨毛トイフ也ト、コレハ、人ニナノルコトナカレト云フ也、

故ニ、萬葉集ニハ、莫告藻トモ、莫語トモカケリ、倭名鈔曰本朝式ニイフ、莫鳴菜、奈奈里曾、漢語抄ニ云神馬藻ノ三字ヲ、奈乃里曾ト云、今按ニ、本文イマダ詳ナラス、タ、神馬ノルコトナカレノ義也ト、此説ハ重之ノ歌ノ心チカケリ、大和本草曰海藻、本草ニ載タリ、集解ニイヘル所ナノリソニヨクカナヘリ、ナノリソト名ツケシコトハ、日本紀允恭帝紀ニ見エタリ、倭俗又神馬藻トイフ、和名ヲナノリソト云ユヘニ、神馬ニハノルコトナカレト云義ヲ以テ、神馬草トカケリ、下學集曰神功皇后ノ異國ヲ攻玉ヒシ時、船中馬ノ秣ナシ、海中ノ藻ヲ取テ馬ニ飼フ、ユヘニ、神馬草ト云ト、篤信曰此説イマダ出處ヲ見ス、神馬藻ト書ユヘニ、カクノ如ク附會セルナルヘシ、コレナノリソ

ト名ツケシ日本紀ノ本縁ヲシラスシテ、妄ニ云ナリ、下學集ノ説信シカタシ、萬葉集第七第十卷ニナノリソナヨメリ、其老タルヲ、ホダハラト云、倭俗正月、春盤ノ上ニオクモノ也、海中ニ生ス、短キ馬ノ尾ノ如ク、細葉絲ノ如ク、節々連ル、枝多シ、生ナル時黒シ、湯ニ入レハ青クナル、魚ノ肝ノ如クナルモノ多ク枝ニツケリ、見事ナル藻ナリ、毒ナシ、俗ニ、疝氣ヲ治スト云、海草ノ上品ナリ、本草ニ、甘草ニ反ストイヘリ、ワカキ時、ユヒキ、或ハ煮テ食ス、脆ク味ヨシト、コノ草ハ、此社ノ古禮トシテ、世ニ名高キコトヘ、其名義ヲ具サニ記スノミ、

小盗山 神戸郷宮内ノ西北ニアル古城也、昔山名時氏ノ七男伊豫守時義ノ始テ當國ヲ領セシ

トハ、明德記ニ見ユ、サレハ、其時ノ居城ハ見開山ニ云、小盗山ニイヘハ、タシカニ記セルモノナシ、山名代々ハ、コ、ニアリシカ、イツレノ時ニカ、此山ノ名ヨロシカラストテ、此隅トカケリ、サレト、其音ノ子ヲ盜ムト云ニ通フユヘ、天正年中、有子山ニウツサレテヨリ、子孫ソタチシトイフハ、物イマヘナル俗人ノ言出セルナラン、山名ハ、コ、ニ移リテ、ホトナク亡ヒ、小出公モ、子孫ヲハサテハ、吉凶ハ人ニヨリテ、名ニハヨルマシキニソ、

出石城 武鑑曰江戸ヨリ、行程百四十九里、コレ、今ノ國都也、城ヲ有子山ト云、天正二年山名慶五郎氏政、小盗ノ城ヲコノ絶頂ニ移シ築ク、俗ニ、高城ト云、同八年、大閣ニダヒ但馬ヲ征伐アリ、養父郡ヨリ、淺間坂ヲ踰

テユ、ニ至リ、軍兵ヲ弘原谷福成寺ニ屯シテ城ヲ攻ル、今ノ弘原下村ト稱スル處、其故跡ナリ、此時、山名家勢微ニシテ、禦クニ力ヲナク、城ヲ棄テ因州ニ出奔ス、此時ノ城主、澤庵ノ録ニハ宗詮トアリ、コレハ、右衛門督祐豐トテ、宗全入道ヨリ五代目ナリ、天文ノ比、コノ國ノ守護トナル、其子棟豐氏熙ミナ早世ス、三男氏政相續シテ、城主タリ、天正八年五月十六日、氏政ハ出奔シ、宗詮ハ留マレリ、同月廿一日、コノ地ニテ卒ス、溪山ノ智明院ニ墓アリ、銀山寺殿前右金吾鉄壁熙公大居士ト諡ス、近年、此寺住僧新タニ石碑ヲダテシニ、宗詮ヲ誤テ宗全トセリ、コレヨリ、人ミナ持豐入道ノ墓也トナモヒテ、今ノ出石ニアルマシキモノナリト云、コレタ、筆者ノ罪也、續太平記ニ昭豐ト記セシハ、棟豐ヲ謬

レル也、又豐國入道禪高ノ小盗ニ居シトイヒ、或ハ此城ナリシナト云ハ、共ニ大ナル謬也、禪高ハ其先祖時氏ヨリ分レテ、因幡山名ナレハ、但馬トハ同姓別家也、後ニ、大閣ヨリ七美郡ヲ賜テ、今ニイマスユヘ、元來此國ノ人ノヤウニ思ヒテ、カクイヒ出セル也、大閣ハ、山名一族退治ノ後、其弟秀長ヲ以テ國守トシ、當城ニ居ラシメ玉フ、コレヨリ後ノ城主ハ、武鑑萬葉記等ノ載ル處ニヨリテ、傳記ヲマシヘシルス、

天正八年、大閣ノ弟羽柴美濃守秀長城主タリ、同十三年、和州郡山ニ移リ、大和納言ト稱ス、

天正十三年、前野但馬守長泰コレニ居、文錄四年關白秀次公ノ事ニ坐シテ、死ヲ賜フ、文錄四年、小出大和守吉政、播州龍野ヨリコ

、ニ移リ、六萬石ヲ領ス、父播磨守秀政ハ、泉州岸和田ニアリテ、別ニ三萬石ヲ領ス、父子合セテ、小出家九萬石ト稱セリ、父秀政卒シテ、吉政マタ岸和田ニ移リ、播磨守ト改ム、此時、一萬石ヲ弟大隅守ニ分ツ、慶長九年、小出大和守吉英、吉政ノ嫡子也、天正十五年生ル、慶長九年十八歳ニテ、父ニ代テコ、ニ居、五萬石ヲ領ス、コノ歳、高城ヲ麓ニ移シ築ク、コレ今ノ城郭也、初ハ、左京大夫ト云、慶長十八年、父吉政卒ス、吉英又岸和田ニ移ル、世ニ古大和ト稱スルコレナリ、慶長十八年、小出信濃守吉親、吉政ノ次男也、兄吉英ノ城代トシテコ、ニ居ル、元和五年、岸和田三萬石ヲ賜テ、丹波園部ニ移ル、元和五年、大和守吉英、岸和田ヨリ販ル、寛

文六年卒ス、享年八十、諡ヲ雪江院殿鴻峯不白大居士ト云、寛文六年、小出修理亮吉重、大和守吉英ノ嫡子也、慶長十三年、出石城中ニ生ル、初ハ伊豆守ト云、延宝二年正月十八日、東都ノ邸ニ卒ス、年六十七、諡ヲ眞常院殿鑑空宗照大居士ト云、コノ時弟四人ヲ分チ封ス、權助千五百石、縫殿助千五百石、内記千五百石、宮内二千石、以上寛文中ノ事也、延寶二年、小出備前守英安、修理亮吉重ノ嫡子也、寛永十四年、東都ノ邸ニ生ル、元祿四年辛未十一月廿六日、出石城中ニ卒ス、年五十四、入佐山下宗鏡寺ニ葬ル、諡ヲ法雲院殿貫翁紹通大居士ト云、元祿四年、小出大和守英益、備前守英安ノ嫡子也、寛文七年、東都ノ邸ニ生ル、元祿五年

十月十日卒ス、年二十六、諡ヲ集雲院殿淳岳紹貞大居士ト云、元祿五年、小出播磨守英長、大和守英益ノ養子也、寛文十年生ル、元祿七年十二月十七日卒、年三十、諡ヲ仙峯院殿休心大猷大居士ト云、元祿八年、小出久千代英及、播磨守英長ノ嫡子也、元祿七年十一月生ル、同九年十一月廿二日卒ス、年三歳、諡ヲ惠光傳智大童子ト云、元祿九年、久世大和守在番、元祿十年、松平伊賀守忠徳、武州岩付ヨリ移リ、四萬八千石ヲ領ス、宝永三年、信州上田ト地ヲ易テ封ヒラル、諸杉神社 日本紀ニ、天日槍出島ノ人太耳ノ女麻多鳥ヲ娶テ、子但馬諸助ヲウムト、故事記ニハ、母呂須玖トカケリ、コレ延喜式ニ載ル

諸杉也、其子孫等前ニ具ニ記ス、然レ、式ニ據ハ、小社也、松平公ノコ、ニ候タリシ時、新ニ宮ツクリシ玉ヒ、夫ヨリ祭禮等盛ンニナリシトソ、社ハ有子山ニアリ、祭日九月九日、伊福部 延喜式ニ大生部兵主神社トアルヤ、コレナラン、コレモ、日槍ノ子孫ト云ヘリ、今ノ出石ノ城西中村ニアリ、法城寺 新刃銘蓋曰昔法城寺ノ元祖貞宗カ弟子國光、但州ノ法城寺トイフ、寺内ニ居住シテ鍛フ、故ニ自然ト稱号ト成テ、代々法城寺ト号ス、今ニ至テ、但州法城寺ノ寺内ニ、ソノ古跡アリトイヘリ、按ニ、此寺今ノ出石ノ西ニアリ、其地ヲ鍛冶屋村ト云、此村ノ南ハ、清水別墅也、昔此水ニテ刃ヲ淬シト云傳ヘリ、其水ヲ盛ン器トテ、石ニテ長ク割タルモノ、今モ遺レ

リ、國光ハ、後醍醐天皇ノ時ノ人ナレハ、此寺ノ開基ハ、猶モ久シカルヘシ、國光ノ傳、人物者ニ出ス、

谷山 風土記曰チホク良材佳菓ヲ出ス、鳥獸繁多也、山頂峻ナラス、郡山連綿シテ、他山皆峻ク高シ、故ニ其形谷ノ如シ、故ニ谷山ト云、

按ニ、風土記ノ時、イマダ城郭アラス、タ、山ノ名ヲ記スルノミ、今ノ安地山ト稱スルモノ、實ノ谷山ナルカ、今ハ城東ノ谷ノ名トナリ、士大夫ノ館舎、半ハ此地ニアリ、且、昔ハ、丹波路ノ往來、有子山ノ南ニ出テ、土野郷ヲ經タリ、コレヲ日野邊通ト云、小出家ノ時、長谷兵太夫ト云モノ、有子山ノ西ニ館チカマヘテ丹波口ノ鎮トス、今福成寺ノ南ニ、兵太夫カ九ト云處アリ、其古蹟也、後ニ、其路ヲ迂遠ナリトシ、新ニ安

地山ヲ開テ大道ヲ通セラル、ソレヨリ、コノ地マタ往來ノ街トナレリ、

谷山川 風土記曰源ト谷山ニイツ、多ク佐氣年魚ヲ出ス、川上ニ神社アリ、水上社ト号ス、祭ルトコロ事代主命也、

此神社未考

谷山花園 警搜集曰寛永三年四月廿九日、谷山之花園ニ於テ芍藥ヲ見ル詩、

澤菴和尚

芍藥紅綻千萬枝、明朝風雨不可期、愧吾醉後被花笑、自酌清泉洗惡詩、

同歌部曰卯月廿九日、谷山ノ花島芍藥盛ナルヨシアリテ、花見ニマカリテ、

同人

入相ニ、ヨソノ夕ベモ、深ミ草、花ノアタリハ、暮ルヒナシ、

按ニ、小出公ノ時、二ツノ園アリ、一ツハ、櫻ノ馬場ニアリ、今士人ノ家トナル、一ツハ、谷山ニアリ、松平公コ、ニ寺ヲタツ、今官舎ノ地ナリト云、

磯部 延喜式ニ、石部神社トアルコレナリ、俗ニ、三本木ト云、天日槍ノ御子孫ナリ、

經王寺 岬山集曰經王寺鐘銘并序 但州出石郡

小出氏某、爲父母及妻子菩提資糧、鑄成梵鐘一口、掛著于郡之一乘山經王寺、乃託住持僧日近之予之銘辭、夫鐘之爲德也、獨孤及之文、李白之銘、煥然而可觀焉、况乎變態奇巧、非吾所能也、因直作卑銘六韻、以塞其責云、

銘曰

無邊大巧、法界爲鐘、赫烈惠燄、寂止定摸、鑄無明銅、性離精麁、成無漏鐘、聲出有無、喚醒覺月、吼破迷衢、閻國斯和、飽聞山呼、

按ニ、此寺、往古ハ會稽山藥王寺ト云テ、眞言宗ナリ、天正年中、日道上人改テ法華トナル、天正十八年、前野但馬守長泰課役免除ノ制札アリ、

吉祥寺 警搜集曰吉祥寺ノ住持ヨリ、嵯峨味噌トイフモノヲ給ハル、返事ノハシニ、

澤菴和尚

イトヘトテ、カ、ル浮世ノ、サガミソチ、ナメアミダブト、教ケル人、

寺ハ、今ノ城東谷山ニアリ、曹洞宗、

唱念寺 往古ハ、小盜山ノ下ニアリ、天正二年、

來譽上人今ノ濟船山ニ移ス、天正十年、澤菴和尚十歳ニテ、當寺ニ入テ出家シ、住持衆譽上人ニ從テ、淨土門ノ教ヲウクト、紀年録ニ

アリ、

警搜集曰唱念寺ノ花、大守來臨、

警搜集曰唱念寺ノ花、大守來臨、

澤菴

限アリテ、弥生ノ空ハ、クレヌレト、春イヌヘクモ、花散ヌ世ニ、

全

盛ナル、櫻カ本ハ、マダシラス、花チル里ニ、春ハイヌメリ、

按ニ、澤菴和尚ノ出家セルハ、録ニ明文アリトイヘレ、當國ニテハ、如來寺トイヒ傳ヘリ、是又ユヘアリ、如來寺ハ、和尚ノ先祖開基セリ、其事天祐ノ文ニ詳ナリ、考證ノ爲、コ、ニ記ス、

夫但州如來寺之草創者、武州品川東海淨利開山師祖澤菴大和尚之阿爺前能州大守秋庭氏綱典雲峯以開居士三世先伊賀守入道岩松宗榮居士詣信州善光寺、逾月累日、借佛工師手、彫刻如來尊容、畢供奉歸但州、於入

キサハキケリ、アナカシマシナトイヒテモ、キ、イレカタシ、所ハ法華寺也、房チ成光房ト聞テ、ハイカイニ、

澤菴

ワメクナト、イヘヒキカマ、法華宗、ヲヤウコハ房ノ、ヤチヲフクトテ、

本光寺ハ、往古城崎郡田結庄ニアリ、永享十二年、日會上人開基ス、文明五年、出石郡小盗山下ニ移シ、文祿四年、又今ノ出石ニ移ス、此時尊重院ハ、當郡寺坂村ニアリテ、延徳山妙泉寺ト号ス、慶長五年、本光寺ノ境内ニ移シテ、其子院トナル、

宗鏡寺 澤菴紀年録曰但州出石之圓覺山宗鏡寺者、惠日之大道一以禪師開基之地也、

宗鏡寺トイフハ、山名時氏ノ四男、陸奥守氏清ノ法号ナリ、此人ノ草創ユヘ、カク名ツケ

佐山麓、建立二字堂、奉安置如來、然後自

信州善光寺請一僧伽、令備香花、此事聞落、有、勅賜新善光寺額、一百年前易地、今在

出石城外、宗榮居士四世孫半兵衛尉眞典用嚴宗五信士、寛永十二乙亥年如來堂再興一新、葺之以銅瓦者、思不朽之事也、予茲年

萬治四曆辛丑春二月中旬、初來圓覺山、居願成寺者數日、其内因如來寺當住慶譽上人之佳招、遊彼寺矣、卒賦一偈、以信筆書焉、

前宝山天祐叟紹果

信善光兮但善光、光々相映一清光、如來稱号遍山野、孰與星辰日月光、

成光房 コレハ、本光寺ノ塔頭尊重院ノ事ナリ、昔搜集曰サル座敷ニテ、風雅ノアリシニ、アタリノ家ヤチフクトテ、人數々集リテ、ワメ

シトイヒ傳フ、サレト、氏清ノ當國ノ守護タルハ、明徳二年ニテ、其年ノ冬京都内野ニテ戰死ス、大道ノ遷化、應安三年ヨリハ、二十余年後ナリ、年代ハタガヘレ、大道ヲ推テ開山トセルカ、或ハ、別人ノ建立ニテ、宗鏡録ノ意ヲ取テ名ツケシカ、古記亡失セシユヘ、詳ニ考ヘカダシ、スヘテ、山名代々禪法ヲ好ミ、甚タ此寺ヲ皈依ス、往古ハ、小盗山ノ麓ニアリシチ、城ヲ移サレシ時、寺チモ今ノ地ニ引レシトナン、山名亡ヒテ、寺モマダ廢ル、元和二年、澤菴和尚泉州ノ南宗寺ニアリ、其比、小出公父子、但泉兩地ニ候タリ、今茲、大和守吉英泉州ヲ辞シテ但州ニ歸ル、澤菴和州公ニ謁シテ曰檀越宗鏡ノ廢チ再興シテ、先考ノ冥福ヲ修セヨト、和州許諾シ玉フ、落成ノ日ニ至テ、澤菴但州ニ赴キ、供養ノ儀ヲ整

フ、八月廿九日ナ以テ、開山ノ像ヲ祖塔ニ安置シ、テシテ点座拈香ノ佛事嚴肅ナリト、紀年録ニ見ユ、コレヨリ、小出家代々ノ神主ヲ當寺ニ藏ム、

東照宮ヲ建ラレシモ、コノ時トナン、

按ニ、和州公ノ泉州ヨリ販リ玉ヒシハ、元和五年ナリ、コヽニ二年トイフ、不審、

投淵軒 紀年録ヲ考ルニ、元和六年庚申、澤菴和尚四十八歳、畿内ヨリ但州ニ歸リ、茅菴カウアン宗鏡寺ノ後山ニ縛テナリ、扁テ投淵軒ト云、衣鉢ノ外ハ、只鑑兒一ツアリ、手ツカテ自ラ米ヲ炊キ、粥ヲ成テ朝夕ヲ給ク、萬年山相國寺ノ所叔中暲長老一偈ヲ寄テ曰
飢喫飯來寒著衣、テハ虛融忘却是兼非、古今一色青山面、ニ出岫白雲自在飛、
同八年、烏丸光廣卿但山ニ來テ和尚ヲ訪フ、

ルニヤ、

願成寺 コレハ宗鏡寺ノ塔頭也、タツテウ督搜集ニ曰願成寺ノ庭花、

澤菴

疊ル日モ、紅櫻、テル影ハ、枝ニモ葉ニモ、アマルイロカナ、

正受院 山名時氏ノ嫡子右衛門佐師義ノ法名、

正受院大盛興公ト云、其十三回忌ニ、月菴和尚ヲ請シテ追福ヲ修セラレシ事、月菴録ニ見ユ、然ハ、寺モ其菩提ノ爲ニ立ラレテ、カク名ツケシナリ、近年避ルコトアリトテ、正眼寺ト改メシハ、イト本意ナキコトニコソ、澤菴和尚七歳ノ時、其父携テコヽニ來リ、住持周縁西堂ニ謁シ、兒十歳ニ至テハ、出家セシメント約セシコヽ年譜ニアリ、コレモ、宗鏡寺ノ塔頭ナリ、此外極樂寺ハ、山名右衛門督義親

唱和ノ詩歌數篇アリ、寛永元年、彈正尹高松好仁親王但山ヲ攀テ其扉ヲ扣シ、和尚堅ク閉テ謁セス、親王空ク阪洛シ玉フ、

按ニ、光廣卿コノ時ノ唱和、彼家ノ紅葉集ニ見エス、タ、寛文中江戶ニテノ和歌アリ、

江戸ニ侍リケル比、澤菴和尚ノ旅館ヲ尋テマカリケルニ、櫻ノサカリ成ケレハ、

烏丸大納言光廣卿

山里ニ、カ、ル櫻ノ、花ナクハ、ウキ世ノ外ノ、春モシラシチ、

返シ

澤菴

問人チ、ナクサメカチツ、花ニ風、月サヘ暗キ、ヨハノハルサメ、

此歌ノサマ、紀年録ニイフ所トヨク似タリ、モシハ、一ツエトニテ、イツレソ、アヤマレ

ノ法名也、天正元年、卒去ノヨシ、系圖ニ見ユ、又澤菴和尚十四歳ノ時、淨土門ヲ出テ禪ニ歸シ、勝福寺ニ入テ、希先西堂ヲ授業ノ師トセラレシ事モ、録ニアリ、サセルコトナキユヘ、別ニアケス、

入佐山 此山ノ名ハ、後撰集ヨリアラハル、但馬ト定マリタルハ、順徳院ノノ入雲抄ソ、始メナルヘキ、ソレヨリ以來、代々ノ詠歌シケケレハ、悉クハアケカダシ、今タ、世ニアマテクシラレタルノミチコヽニ記ス、

後撰集

源宗于朝臣

梓弓、入佐ノ山ノ、秋霧ノ、アタルコトニヤ、色マサルラン、

北村季吟八代集抄曰入佐山、但馬也、霧ノ當ル度々ナリ、弓ノ縁語也、

金葉集春部 霞ノ心ヲ讀ル

太宰大貳長實

梓弓、ハルノ氣色ニ、ナリニケリ、入佐ノ山ニ、霞ヲナヒク、

抄曰入佐山、但馬也、弓イル縁ヲカケテナルヘシ、

同戀部、寄山戀トイヘルヲチヨメル

大中臣公長朝臣

戀佗テ、思ヒ入佐ノ、山ノ端ニ、出ル月日ノ、ツモリヌルカナ、

抄曰入佐山、但馬也、戀佗テ思ヒ入トソヘテ、出ル月日トイヒカケテ也、戀佗テ月日積リシ心ナルヘシ、

千載集夏部 權大納言宗家

夕月夜、入佐ノ山ノ、木カクレニ、ホノカニナノル、時鳥カナ、

抄曰入佐山、但馬也、夕月ノイルトウケテ

也、ホノカニモ夕月ノ縁語也、心ハ明也、

新古今集春部 權中納言公經

春深ク、尋子入佐ノ、山ノ端ニ、ホノ見シ雲ノ、色ソ殘レル、

抄曰入佐山、但馬也、春フカク末ニナリテ、世上ハ花モナケレハ、入佐ノ山ニ尋入ルニ、

コ、ニモ、花ハ殘ラテ、盛ノ花ノ比、ホノミシ雲ノ色ソコレルト也、

同夏部 時鳥ノ心ヲヨミ侍リケル

前大政大臣

時鳥、鳴テ入佐ノ、山ノ端ハ、月ユヘヨリモ、恨メシキカナ、

抄曰月ノ入佐ノ山ノ、ウラメシカリシニ、時鳥ノ鳴テイル山ハ、猶ウキト成ヘシ、

歌枕 鴨長明

梓弓、イルサノ櫻、イカナラン、チシテ春雨、

フヲヌ日モナシ、

入佐原 入佐山ハ、今ノ出石城ノ東北ニアリ、シカレハ入佐ノ原モ、其西ノ平野ヲサスナラシ、

夫木集 經家

梓弓、ハルノ日クヲシ、引ツレテ、入佐ノ原ニ、圓居ヲソスル、

按ニ、入佐山ノ在處、古來サタカナヲス、天祐ノ文ニハ、宮内ノ山ヲ指テイヘリ、サレト、澤菴ノ今ノ出石ノ宗鏡寺ニテ、入佐ノ歌アマタ詠セラレシヨリ、ツイニ、其山ヲ入佐ト云ナラハセリ、然ル、コノ山ハ、出石ノ東ニアレハ、昔ノ人ノ月ノイルサト詠ヒシニハ、カハレリ、又此山ノ東ニ、古寺ト云處アリ、昔コ、ニ涅槃寺ト云大寺アリシトナン、芭蕉ノ詠ニ、身ハフル寺ノ軒

ノ草トカキシモ、思ヒ入佐ノ山ハアレト、イ、ツ、クヘキ縁ナリナト、語り傳ヘリ、

室野郷

太田文曰八幡宮領、菅庄、四十一町七反三百歩、内、地頭、二人、北方、十六町七反小、地頭藤肥前左衛門太郎經久、南方、二十五町半、地頭、多々良岐孫太郎長基、

此地、今タ、菅谷ト稱シテ、郷ノ名チシルモノナシ、サレト、荒木村ノ北ノ田地チハ室野代トイフ、コレ古言ノ殘リシ也、俗ニ、臺ノ字書ハ、謬ナリ、田チ代ト云フハ延喜式ニ見ニ、東鑑ニハ、田代ト云リ、今モ、農家ノ詞ニ、幾代ト云、皆コノ一也、郷ノワケシヲサルモノハ、コレチ室尾明神ノ社領ニテアリシナトイフ、附會ノ甚シキナリ、

村數四

細見 荒木 福見 暮坂

菅神 三代實錄曰清和天皇貞觀十年閏十二月廿一日庚戌、但馬國、正六位上菅神ニ、從五位下ヲ授ク、

按ニ、延喜式ニ、須義神社トアルモコレナリ、今荒木村ニイマス八幡宮也、太田文ニ、神田、六町二反アリ、祭禮八月十五日、流鏑馬アリ、

埴野郷

太田文曰土野庄、七十町、公文、土野源太家

俊跡、御家人役勤仕職、近年爲本所被抑留之、

村數

上野 日野邊 桐野 寺坂 水石 畑
右土野庄ト云、コレヨリ東チ、スヘテ、山ノ中ト稱ス、

市場 南尾 出合 日殿 矢根 奥矢根

右出合郷ト云、

上野 風土記曰多ク絹帛、木綿、脩竹等ヲ出ス、公穀二百九、假粟七十九、

日邊 風土記曰多ク桑、栗、柳等ヲ出ス、公穀百三十九、假粟七十九、

日野邊山 風土記曰此山至テ峻シ、熊狼ノ屬繁多ニシ、諸木森々タリ、

桐野 延喜式ニ、桐野神社トアルハ、此村ニイ

マスナリ、今ハ、加茂大明神ト云テ、桐野、

水石、寺坂、日野邊、上野五村ノ氏神也、又山ニ古城アリ、山名ノ時、福留甲斐入道宗顯、コレニ居ル、天正年中、山名亡ヒテ、此城

モ廢レヌ、

水石風土記曰麻、桑、絹、木綿等ヲ出ス、公穀百五十九、假粟四十二九、

延喜式曰御出石神社、名神大、今コノ神社

ナシ、タ、荒神二社アリ、或ハ云桐野賀茂大

明神コレ也ト、然レ、桐野御出石トモニ、式

内ニアリテ、モトヨリ二社ナリ、今混シテ一

ツニシカタシ、又此地ニ、木船大明神アリ、

俗ニ賀茂ノ御前ト稱ス、コレ實ノ桐野神社ニ

テ、賀茂ハイヨイヨ御出石神社ナルカ、式ニ

大社トアレハ、安リニハタヘントチモハル、

水石川 風土記曰源、日野邊ニイツ、流下テ海ニ

入ル、多ク大小ノ雜魚ヲ出ス、又年魚多シ、

今ハワツカノ溪水ナリ、畑村ヨリ出テ、出

合川ト合ス、

出合山 風土記曰此山、諸山群列ノ中央也、故

ニ名ツク、此下脱簡

日殿 風土記曰多ク紙、麻、苧、苧材、脩竹等

ヲ出ス、公穀八十九、假粟四十九、

矢根 太田文曰賀茂社領、矢根庄、十五町九十

步、領家、知徳門院、公文、矢根夜叉王

太郎跡、

高橋郷

佐々木庄 太田文曰法勝寺領、雀岐庄、七十二

町九反四拾六分、内、但中分地、東方、

領家、尾張三位入道子息三人、西方、地頭、

太田左衛門三郎入道如道、但於關東御公事

在京役以下事者、如中分以前、令勤仕云々、

村數

河本 西谷 天谷 小谷 佐々木 相田

正法寺 平田 栗尾

右佐々木庄ト云

佐田 久畑 後村 中村 小坂

右片野庄ト云

藥王寺 大河内

右高橋庄ト云

天谷 風土記曰多黍、稗、麻、胡麻、漆等ヲ出ス、公穀五十九、假粟三十九、

佐々伎神社 延喜式ニアリ、小社也、今佐々木村ニイマスハ、二宮大明神大崎大明神二社ナリ、何レカ古祠ナルヲ知ズ、

安國寺 年代記曰人皇九十七代光明院御宇曆應二年、每州安國寺立、今相田村ニアリ、夢窓國師開山ニテ、尊氏ノ建立ト云、

栗尾 風土記曰良材、脩竹、奇石ヲ出ス、公穀百九十九、假粟七十二九、

片野庄 太田文曰崇徳院御影堂領、片野庄、三十九町二反三百步、領家、二位律師、不出注文之間、任古帳註進之、

久畑 風土記曰脩竹、菴藪、布、帛等ヲ出ス、公穀百二十九、假粟四十九、神アリ、久畑

明神ト号ス、祭トコロ須佐能鳥尊也、春秋午ノ日ヲ以テ之ヲ祭ル、

今久畑村ニテ一宮大明神ト云、コレ郷中ニテ一宮ナルナルヘシ、コレニ因テ、佐々木ニ二宮ト稱ス、

久畑山 風土記曰此山、中腰以下甚タ岨シ、禽獸多ク、民用トナル、良材マタ少ナカラス、

此山、往昔烟ニ山ニアラス、神護景雲二年三月、一夜コノ山ヲ成ス、故ニ久畑山ト云、

藥王寺 太田文曰聖護院領、藥王寺、十三町五反二百七十步、地頭、茸山七郎家實、

大河内 風土記曰布、麻、紙、糸等ヲ出ス、公穀百七十九、假粟六十九、

大河内川 風土記曰源丹波國ニ出ツ、多ク年魚ヲ出ス、已下脱漏
按ニ、此説アヤマレリ、但馬丹波ノ境ハ、

登尾トテ高山アリ、嶺ノ中廿五丁アリ、此

山ヲ隔テ兩國ノ水北流ス、其源委チノツカヲ別也、

資母郷

太田文曰法金剛院領、太田庄、八拾町、伯宮御領、地頭、越前司後室、不出注文之間、任古帳註進之、

東鑑曰文治二年五月廿五日、能保朝臣、平六條仗時定、及常陸房昌明等カ飛脚、行家ノ首ヲ持參ス、鎌倉實記ニ、コノ恩賞トシテ、昌

明ニ、攝津但馬ニテ太田葉室二箇ノ庄ヲ賜フトアリ、太田庄ハ、コレナリ、其子孫代々ニ、ニアリテ、太田ヲ氏トセリ、太平記ノ太田

判官ナト、コレナリ、

村數十七

唐川 木村 市場 中山 三原 東里 日向

坂津 口赤花 奥赤花 口藤森 中藤森

奥藤森 坂野 虫生 高龍寺 西野々

右太田庄ト云、今ハ郷ノ名ヲシルモノナシ、サレト、昔ヨリ此郡ニ資母郷トイフ、名ハ

傳ハリテ、其文字モ土地モ定カナラス、近キ代ヨリ下郷ト書始メテ、スベテ、今ノ出

石ノ西北ノ地ヲ稱ス、謬ノ甚キ也、源順倭名鈔ニ、郷ノ名ヲ載セシハ村上天皇ノ御

宇ナリ、其時ノ國府ハ、氣多郡ニアリ、然ハ今ノ出石ノ西北ハ、古ノ國府ノ東南也、

イカチ其地ヲ下トイハンヤ、

金藏寺 寂室録曰 書金藏山壁ニ二首 寂室和尚

借此開房恰一年、嶺雲溪月伴古禪、明朝欲下巖前路、又向何山上眠、
風樓飛泉送冷聲、前峯月上竹窓明、老來殊覺

山中好、死在巖根骨亦清

又備前要侍者、予ニ倍テ但之金藏山ニ寓ス

ト云古詩アリ、寺ハ中山村ニアリ、金藏山

金藏寺ト云、即寂室和尚ノ寓居セシ所也、

開基ハ何人カ、未考、

高瀧寺 太田文曰聖護院御領、高瀧寺五町、

地頭、太田三郎次郎入道行願、

スヘテ、此郷ハ、丹後境也、藤森ヨリ厚水

嶺ヲ踰テ宮津へ通ス、坂路十四町、嶺ヨリ

出石城ニ至テ四里十七丁半アリ、

但馬考卷之六

出石城臣 櫻良翰輯

支孫 勉 校

地理第四

氣多郡

倭名類聚鈔ニ載ル郷八

太多 三方 樂前 高田 日置 高生 狹沼

賀陽

以上八郷ニ村數七十四

延喜式神名帳曰氣多郡廿一座、大四座、小十七

座、

多麻良伎神社 氣多神社 葦田神社

三野神社 賣布神社 鷹貫神社

久刀寸兵主神社 日置神社 楯縫神社

井田神社 思往神社 御井神社

高負神社 佐久神社 神門神社

伊智神社 須谷神社 山神社 名神大

戸神社 名神大 雷神社 名神大 桐根神社 名神大

太多郷

太田文曰伊勢大神宮領、太多庄、八十一町六反

百十八步、領家、岩倉皇后宮權、大進、地

頭、樂前藤内兵衛入道了一、

村數十九

十戸 比垣 漆垣 山宮 石井 太多 栃本

東河内 水口 稻葉 萬劫 山田 萬嶺

名色 栗栖野 庄境 久田谷 田口 羽尻

按ニ、此郷七美美舍ニトナリテ、郡中ノ西

境也、コレヨリ口、三方樂前マテ、三郷三

拾四村、スヘテ西下谷ト稱ス、コノ内、漆

垣村、今ハタエタリ、

山神社 延喜式ヲ考レハ、名神大社也、今此村

ヲ山宮ト稱ス、

三代實錄曰清和天皇貞觀十年十月二十七日丙戌、但馬國從五位下山神ニ、從五位上ヲ授ク、

比曾寺 元亨釋書ヲ考ルニ、延朗上人ハ、養父郡ノ人也、二親ヲ喪シテヨリ、郡ノ比曾寺ニ往テ釋典ヲ讀、年十四ニシテ、園城ノ永證ニ投シテ台教ヲ學フ、翌歲出家ス、十八ニシテ、比曾ノ舊院ニ歸テ專ラ法華ヲヨムト云ヘリ、寺ハ、今ノ比垣村ニアリ、順禮ノ四番也、然レ、甚ク小寺ニシテ、古記ノ載スル所ニ似ス、或曰太多山宮兩村ノ間ニ、比曾寺カ森ト云所アリ、其地平廣ニシテ、古木岑蔚タリ、コレ古代大寺ノ跡ナリト、殆ト是ナラン、釋書ニ、延朗ノ同郡トス、惠空カ和解ニモ、文ニ從テ養父郡トス、共ニ謬レリ、
太田文曰天台末寺比曾寺、拾一町八反、地

頭、樂前藤内兵衛入道了一、

戸神社 延喜式ヲ考ルニ、名神大社也、今ノ十戸村ニイマス、氏神ニテ神明也、中古マテ大社ニテ、諸方ヨリ崇敬セシヨシ語リ傳フ、三代實錄曰清和天皇貞觀十年十二月廿七日丙戌、但馬國從五位下戸神ニ、從五位上ヲ授ク、此村ニ瀑布アリ、郡ノ形勝ナリ、コノ流ニ、牛尾瀧ヲ生ス、俗ニノボリト稱ス、菜中ノ佳品ナリ、阿瀬ノ金山等、數ルニ暇アラス、
三方郷
太田文曰横川中堂領、三方庄、五十九町七反百三十六步、領家、越中律師定範、不出註文之間、任古帳註進之、
村數十
芝 安良川 猪子垣 廣井 殿村 栗山
觀音寺 森山 知見 三所

觀音寺 太田文曰熊野山領、觀音寺九町四反貳百四十步、地頭、太田三郎治郎入道行願、

今ハ、村ノ名ヲモ直ニ觀音寺ト云、寺ハ惠心僧都ノ開基ナリ、寛仁元年丁丑、建立ハ瀧泉僧都行長阿闍梨也、天永二年辛卯、又涅槃像ノ喪ニ、天正九年六坊ノ名アリ、觀音寺ハ其惣名也、今ハ順禮第五番也、此村ノ後山鶴峯ニ、垣屋播磨守光成ノ古城アリ、其家臣國屋安田等ノ家ノ址モ、村ノ奥ノ陸田ニコレリ、又コノ地ニ播磨守ノ墓アリ、往年千右衛門トテ好事ノモノアリテ新ニ築ケリ、實ノモノニアラス、此外森山ノ明禪寺、順禮ノ六番也、
樂前郷

太田文曰樂前庄、四十八町三反六十二分、内、但中分地、南庄、廿四町半卅步、北庄、

二十四町半卅步、不出註文之間、任建治三年帳註進之、

村數五
伊府 篠垣 佐田
右北庄ト云
野村 伊原
右東方ト云、伊原ハ今道場ト云、太田文ニハ南北ト分テリ、
佐田村ノ後山ヲ樂前ト云、郷ノ名モコレテ取シ也、此山ニ垣屋隱岐守ノ古城アリ、其傳ハ人物考ニ載ス、
高田郷
太田文曰高田郷、六十七町四反百六十三步、地頭、高田次郎忠員、
村數六
夏栗 久斗 禰布 石立 國分寺 水上

久斗 延喜式ニ、久斗寸兵主神社アリ、此村ニ
イマス也、又此村ノ溪邊ニ巨石アリ、中ニ小
蛇アリテ蟠リタルヲ幾年ナルヲシラス、時
々石ノ縫間ニ身ヲ露シテ、終ニ其首尾ヲ出サ
ス、土人稱ノ石龍ト云、大明一統志ヲ考ルニ、
重慶府ノ城西二十里ニ螭龍巖アリ、石ノ縫間
ヨリ泉出テ、巖下ニ瀉入、其泉中ニ二小龍ア
リ、雨ヲ禱レハ輒應ス、張公佐コレカ記ヲ作
ルト、今此地ノアル所モ、螭龍巖ナリ、

國分寺 續日本紀ニ、聖武天皇天平十三年正月
丁酉、故大政大臣藤原朝臣家食封五千戸ヲ返
シ上ル、二千戸ハ、舊ニ依テ其家ニ返シ賜ヒ、
三千戸ハ、諸國ノ國分寺ニ施入レテ丈六ノ佛
像ヲ造ルノ料ニアツ、同年二月乙巳、詔曰云
云、天下諸國ヲシテ、各敬テ七重塔一區ヲ造
リ、并ニ金光明寂勝王經、妙法蓮華經各十部

其僧尼毎月八日、必寂勝王經ヲ轉讀スヘシ、
月半ニ至ルコトニ、羯磨ヲ誦戒シ、毎月六齋
日、公私漁獵シ殺生スルヲ得サレ、國司等
宜ク恒ニ檢校ヲ加フヘシ、
古ノ文ニ就テ考レハ、聖武天皇ノ天平十三
年ヲ開基トスヘシ、國コトニ立ラル、ユヘ、
通シテ國分寺トイヘト、其實ハ、僧寺ノ名
ヲハ金光明寺ト云、尼寺ヲ法華寺ト云、タ
、續日本紀ニ、直ニ國分寺立トイハサルユ
ヘ、卒爾ニ見分ケカカシ、故ニ林氏ノ一覽
等ニ闕テ記サス、中比作出セル年代記ニ、
天平九年國分寺立トアリ、以來其謬ヲ受テ
改ムル人ナシ、本朝通紀等、コレヲ國史ニ
考ヘスシテ、俗説ノマ、ニ記ス、鹵莽ト謂
ヘシ、又俗ニ行基ノ開基ト云モ非也、行基
ハ、其比寺ヲ多作ラレシヲ國史ニモ見ユレ

ヲ寫サシメ、朕又別ニ金字金光明寂勝王經ヲ
寫シ、塔コトニ、各一部ヲ置シメ、奠フ所ハ聖
法ノ盛ナル、天地トヒニ永ク流ヘ、擁護ノ恩、
幽明ニ被テ恒ニ滿ソクテ、其塔ヲ造ルノ寺ハ、
兼テハ國華ナリ、必好處ヲ擇ミ、實ニ長久
ニスヘシ、人ニ近ケレハ薰臭ノ及フ所ヲ欲セ
ス、人ニ遠ケレハ、衆ヲ勞シテ飯キ集マルコ
ヲ欲セス、國司等各務ヲ潔清ヲ盡スヘシ、近
ハ諸天ヲ感セシメテ、庶幾ハ臨擁セシメン、
遐邇ニ布告テ、朕カ意ヲ知シメヨ、又國コト
ニ、僧寺ニ、五十戸水田十町ヲ施シ封シ、尼
寺ニハ、水田十町ヲ施シ、僧寺ニハ、必二十
僧アラシメ、其寺ノ名ハ金光明四天王護國之
寺トス、尼寺ニハ、一十尼アリ、其寺ノ名ヲ
ハ、法華滅罪ノ寺トス、兩寺相去テ、宜ク教
戒ヲウケヘシ、若闕アラハ、即補ヒ滿ツヘシ、

此、國分寺ニ於テハ、直ニ聖武帝ノ御願ニ
テ行基ノアツカヲサルヲ本文明カ也、サレ
ト、中古以來、古記亡失セシユヘ、住持タ
ル身モ、其實ヲ知ラス、古寺ハ行基ノ開基
ニシテ、本尊ハ春日ノ御作、脇立ハ毘首、
羯磨堂ハ飛驒ノ工ト云、近代緣起作リノ定
法ナレハ、コレヲハ、深ク責ルニタラス、
同十九年十一月己卯、詔曰其僧寺尼寺ノ水田
ハ、前ヨリ入ル數ヲ除ク、已外、更ニ田地ヲ
加ヘ、僧寺ニ九十町、尼寺ニ四十町、
孝謙天皇勝寶八歲十二月己亥、但馬等二十六
國、國別ニ灌頂幡一具、道場幡四十九首、
緋綱二條ヲ頒チ下シ、以テ周忌御齋ノ莊飾ニ
アテシム、用ヒテハ時ハ、金光明寺ニ收メ
置テ、永ク寺物トス、事ニ隨テ出シ用ヒシム、
光仁天皇寶龜八年七月癸亥、但馬國國分寺ノ

塔ニ震ス、

震ハ雷ノ擊ル也、已上續日本紀、

清和天皇貞觀三年十一月廿五日己丑、是ヨリサキ、從五位上行但馬權守豐井王、公廨ニ造ル幡十八旒、各長一丈五尺ヲ割テ國分寺ニ施入シ、官裁ヲ請テ曰永ク官帳ニ附テ、以テ御願ヲ資ント、大政官ノ處分、請ニ依ル、三代延喜式曰國分寺料二萬束、

太田文曰法勝寺末寺國分寺、三十四町廿步、

内、寺田、十町八反三百步、定田、廿三

町一反七十二步、領家、白川中將、

建武五年ノ院宣、今民間ニ傳ヘレリ、

法勝寺領、但馬國國分寺、如元可被知行給者、院宣如此、依執達如件、建武五年

六月三日 左兵衛督 白河中將殿

コレモト法勝寺領ニシテ、白河家代々知行

ス、其内ニテ、國分寺入用ヲ出ス、太田

文ニ記スカ如シ、其後、山名播磨守滿幸知

行ス、滿幸亡テ山名豐詮相續ス、コレハ宗

全入道ノ孫教豐ノ次男ナリ、然レ、法勝寺

領、國中ニ多シ、山名家ノ知行セシハ、コ

レノミニハアラマ、天正年中兵火ニ罹リテ

再建ナシ、今コノ地ヲ直ニ國分寺村ト稱ス、

水田ノ中ニ、遺址アリ、礎ナサノコレリ、

其傍ニ小庵ヲ縛テ、タ、寺號ヲ傳ヘリ、

日置郷

太田文曰日置郷、百四十六町七反百九十四步、

地頭、越生兵衛太郎長經、

今ノ村數

日置 多田谷 伊福 上郷 中郷

日置村 湯島道記曰此邊左右ノ畑ニ、柳ヲ多ク

植テ利トス、是ハ葛籠ノ形チシタル大小ノ器

ヲ製シテ、但馬行李、柳行李ト名ツケテ、大坂有馬ノ市ニ出シテ鬻ノ料也、

伊福八幡宮、太田文曰八幡領、伊福別宮、五町

六反二百六十步、地頭、青島兵衛入道親佛、

コレ一郷ノ大社也、村ヨリ河ヲ隔テ東ノ山

ニイマス、祭禮八月十五日、

春日社 太田文曰八幡領、春日社、四町九反六

十步、地頭同人、

コレモ、伊福村ニイマス、八幡山ト連リテ

春日山ト稱ス、延喜式ノ日置神社、郷中ニ

テ何レニカイマス、未考、三代實錄ニ、氣

多郡人ニ日置部氏アルハ、此郷ヲ氏トセル

ナラン、

高生郷

太田文曰高生郷、百七町八反大、公文、矢部

尼、關東給、不出注文之間、任建治二年狀

註進之、新當田、三町八反、同公文沙汰、

今ノ村數

地下 岩中 宵田 江原

宵田 河合道記曰豐岡ヨリ三里、馬驛也、此邊

馬ハアレヒ、定リタル馬借ハナシ、先ハ豐岡

ノ馬チ大方コ、ニテ繼也、惣シテ、姫路マテ

ノ街道、馬ハ多シ、自由ナリ、

今此邊ノ田地チ高生代ト云、郷ノ名チイヒ

ナラハシタル也、俗ニ日置郷ト合ス、謬也、

國府

倭名類聚鈔曰國府氣多郡ニアリ、行程、上七日、

下四日、

昔シ王室ノ盛ナリシ時、國コトニ府ヲ置ク、

國司ノ京ヨリ出ルモノ、皆コ、ニ居テ國政

ヲ行フ、故ニ京ヨリ諸國ノ行程モ、府ヲ以

テ定メシ也、鎌倉以來、國ニ守護ヲ置キ、

國司ノ權ヲ奪ヒシカハ、公家ノ政事ハ、日々ニ衰ヘ、國府モツヒニ廢レヌ、サレト、御成敗式目ニモ、國衛ト稱セラレシカハ、流石ニ王道ノ餘波モチモヒヤラル、太田文ニ、氣多郷トアリ、上古ハ、皆府ニ屬セシユヘ、郷ノ名ナシ、今府中ト稱シ十一村アリ、

太田文曰氣多郷、百一十一町三反二百廿四步、内、上郷、二十八町五反二百八十步、地頭、治田小太郎入道願西、下郷、七十三町七反二百九十六步、地頭、同人、

今ノ村數

山本 松岡 土居 手邊 國府市場 堀野々庄 池上 芝 上石 竹貫

法華寺 聖武天皇天平十三年、諸國ニ詔シテ國分寺ヲ立シム、僧寺ハ上ニ記ス、尼寺ハ法華

タテカル舟ノ、スクルナリケリ、コレヲ、連歌ニキ、ナシテ、

相摸母 賴光妻

アサマタキ、カラロノ音ノ、キコユルハ、順徳院ノ八雲抄ニ、氣多川蓼カル舟、連歌ニアリト記サセ玉ヒシモノト也、コノ連歌ハ、賴光當國ノ任ニテ下リ、國府ニ居タマヒテノ口スサヒ也、故ニ、詞書ニモ館トアリ、然ルヲ土人ノ説ニ、上郷ノ賴光寺ヲ賴光ノ古城ナリト云、何ソ深ク考ヘサルヤ、上古ノ國守ハ、定リテ、國府ニナルト前ニ論スルカ如シ、國守其國ニテ私宅ヲ作ルト禁セラル、一、類聚三代格ニ見ユ、マシテ、古ノ國守ハ在任ツカ四年也、其間何ノ爲ニシテカ城ヲ築ン、スヘテ、城ハ亂賊ヲ防クノ備也、故ニ、職原抄ニテ、秋田城ヲノス、コレ東夷ノ爲ニ設ケン

滅罪之寺ト名付ク、然テ和漢合運ナトニ、天平十一年國分尼寺立ト云、又勝寶五年ニ法華寺立ト記セリ、コレ續日本紀ノ本文ヲ詳ニ考ヘサルユヘ、法華寺即チ尼寺ナルトナシラス、

余サキニ、國府ノ地ニ遊テ、遂ニ國分寺ニ至ル、山本村ノ水田ノ中ニ大ナル礎アリ、農民語テ曰コレ法華寺ノ舊跡也、深ク耕セハ、地中ヨリ杉ノ根イヅ、數町ノ内、皆古ノ園林ナラント、又村ノ中ニ法華寺ト云禪刹アリ、コレ其名ヲ傳ンカ爲ニ再興セシナリ、

氣多川 金葉和歌集連歌部曰 源賴光カ但馬守ニテノホリケル時、館ノマヘニ、氣多川トイフ川アリ、カミヨリ舟ノ下リケルヲ部アクル侍シテトハセケレハ、タデト申物カリテマカルナリトイフヲ聞テ、口スサヒニイヒケル、

源賴光朝臣

ナリ、其餘ハ、邊要ノ國トイヘ、防人ヲ置テコレヲツトム、此外別ニ居城ト云モノナシ、元弘建武ノ間ヨリ、海内大ニ亂レ、英雄互ニナコリテ、弱チセメ、小チノム、コ、ニ於テ、諸國ニ城ヲ築テ、各要害ノ地ヲ守ル、今ノ古城ハ、ミナコノ比ヨリ始マレリ、上郷ノ城ハ、山名ノ家臣赤木丹後ト云モノ居タリシトイヒ傳フ、サモアリヌヘキト也、世俗ハ古チ考ヘス、賴光ノ此國ノ守タリシトイヘハ、ソレニ附會シテ、國府市場ノ古墓チ、父滿仲ノ廟ト稱シ、甚シキハ、滿仲チ太多郷ノ産ナリト云、

軍團 續日本紀曰桓武天皇延曆三年十二月乙酉、但馬國氣多國殺外從六位上川人部廣井私物ヲ進メテ公用ニス、外從五位下ヲ授ク、令チ按スルニ、古ハ諸國ニ軍團ト云モノア

リテ、人衆五百人ヨリ千人マテノ備ヲナシ
テ、常ニハ、京へ上リテ皇城ヲ宿衛ス、コ
レヲ衛士ト云、又邊防ノ所太宰府鎮守府ナ
トヘ行テ戍トナル、コレヲ防人ト云、若軍
事アレハ、大將軍ニ從テ戰場ニ向フ、千人
ノ頭ヲ大毅ト云、ソレニ少毅二人アリテ、
副領ス、以下ハ人数ニヨリテ品カハレリ、
ミナ民ノ中ヨリ、材力アルモノヲ擇テ、武
藝ヲ教ヘ用ユルナリ、古武家ト云モノナキ
世ニハ、何國モカクアリシナリ、此國ニモ
朝來ノ團ハ前ニ出ス、此團ハ其地詳ナラス
トイヘ、國府ノ近キホトリナルヘシ、故
ニコ、ニ記ス、又續日本後紀ニ、仁明天皇
七年五月丙子朔丁丑、氣多郡兵庫ノ鼓自
鳴ル、聲行鼓ノ如シトアルモ、コノ武器ヲ
藏メシクテ也、此外國學トテ學校アリテ、

博士其學生ヲ教授ス、上國ニハ學生四人ア
リ、毎年春秋二仲之月上ノ丁ノ日、釋奠ノ
禮アリテ先聖ヲ祭ル、應仁大亂ヨリ國學ダ
エヌ、
狹沼郷
太田文曰狹沼郷、三十四町二反大、公文、八
木九郎左衛門尉高貫、
今ハ佐野トカク、弘安ノ比、八代谷ヲ分テ、
別ニ一庄トス、
太田文曰歡喜光院領、八代庄、五十三町八反、
院御領、又號河會寺、給主、但馬前司入
道、地頭、小河左衛門六郎宗祐、公文、
八代右近入道善阿、御家人、八代郷、十九
町二反二百三步、公文、八木三郎左衛門入
道眞阿、
今ノ村數

佐野 上石 竹貫

右佐野庄ト云

藤井 奈佐路 谷 八代中村 猪爪 奥八代

河江 椒 三原

右八代谷ト云

雷神社 類聚國史曰清和天皇貞觀十年十二月
廿七日丙戌、但馬國從五位下雷神ニ、從五
位上ヲ授ク、

延喜式ヲ考レハ、雷神社ハ、名神大社也、
三代實錄ニ此贈官ノ事ヲ載テ、雷神社ト
記セシハ誤テ、檜杵神社ト渾シタル也、勉
スルニ雷神ノ下忍クハ、今佐野天神ト稱スルコ
ト神字ヲ脱スルナリ、別雷神ノ神ナルヘシ、國神ナラ
ヌハ、ミナ天神ト稱スルナリ、俗ニ、菅家
御ヲナリトイフハ、雷トナリ玉ヒント云元
亨釋書ノ虛説ニヨリテ謬タル也、若其言ノ

是ナラハ、類聚國史ハ、菅家ノ御作ナリ、

イカテ、御身ノ後ニ雷トナリ玉フヲ、カ

チテ記シテキ玉ハンヤ、

竹貫 延喜式ニ、鷹貫トカケリ、

水生 河合道記曰茶屋アリ、少シユキテ地藏堂

アリ、右ニ因幡ヘノワカレ道アリ、

コレハ、上石ノ枝村ナリ、後山ニ古城ア

リ、山名ノ臣西村丹後ト云モノ居タリシト

ナン、永録二年八月廿四日、明智光秀カ家

臣ヒコレヲ攻、城中ヨク防キ戰テ降ラス、

天正八年、大關一征シ玉フテ城陷、右二度

ノ合戦、異説多キニ、詳カニ記サス、

檜杵神社 類聚國史曰清和天皇貞觀十年十二月

廿七日丙戌、但馬國從五位檜杵神ニ、從五位

上ヲ授ク、

延喜式ヲ考レハ、檜杵神社ハ、名神大社也、

三代實錄ノアヤマリ、前ニ弁ス、今椒村ニ
イマス、八幡宮ト稱ス、

太田文曰八幡領、椒別宮、八町三反、下司、
石禾九郎能實、御家人、

大岡 三代實錄曰清和天皇貞觀十年閏十二月廿
一日庚戌、但馬國正六位上大岡神ニ、從五位
下ヲ授ク、

大岡ハ、山ノ名ナリ、此神ハ式内ニテ何レ
ニカ當ル、未考、今ハ白山權現ト云テ、當
山ノ鎮守トス、又藥師アリ、寺ノ本尊也、
此山ハ、孝謙天皇ノ天平室字元年、賢者仙
人開基セリトイヒ傳フ、俗説ニハ、白河院
瘡チワツラハセ玉ヒシニ、此藥師ノ靈驗ア
ルヲ叙聞アリテ、一七日參籠セサセ玉ヒ
シカド、イヘザリケレハ、還御アラントテ、
道ニテ、

南無藥師諸病悉除ノ、願タテ、身ヨリ佛ノ、
名コソ惜ケレ、

カク宣ヒケレハ、藥師ノ御返歌、

村雨ハ、タ、一時ノ、物ソカシ、己ガミノカ
サ、ソコニヌギナケ、
コノ佛語ヲ聞セ玉ヒシカハ、御身ノ瘡、タ
チマチ痲チチチエニキトナン、今ニ此道
ニ瘡ノ痲瘡トイフ所アリ、コノ縁ナリト語
リ傳フレト、古書ニハ未見、

文明三年、大須賀時基郡境記曰抑、氣多郡、城
崎郡、竿ノ始リ、郡ノ境、一佐野天神一町上
ミハ、大門ノ限、舟山カ限、水ハナカレ次第、
ソラハ、斧磨、ム子ハリ、八代、城崎ノ郡ノ
一、境ハドダカ谷、ム子ハリ、横飛越カ限、
嶺ハ、道祖神、雀ノ三チトリ、尾切、末代、
カタケハ、ム子ワリ西ニテノ境、猪ノ爪ハ、

ホトガヤソウ、谷ハ、ナメヲチ、セウロク川、
チハツケ谷モ、ムネギリ、弓弦葉カ谷モ、尾
切、カサブタ嶺ハ、ム子ガキリ、山ハ、尾切、

谷ハミヤウツガシミツ、二本松、ミエシ水、
サガシ谷ハ、鹽賣、カセイ、メヤウツカチ、
大岡坂カキリ、蛇谷ノカシヲハ、佛カ岩、大

岡山ハ、七合ナカノタハノ尾切、大ビシロ、
栃ノ木原、大木ノ間、ノヲリハ、七合四方
ニコレチ藥師山ト申ス也、タイラ寺ハ、西ノ
谷、ユンダチ、マツチフガ切、水山ハ、谷ワ
リ、竹野嶺ハ、ム子ガキリ、コヤツキハ、チ
ヤウガハナ

賀陽郷

太田文曰上賀陽庄、十七町六反三百廿八步、
地頭、二人、南方地頭、小林三郎入道、北
方地頭、同三郎次郎眞重

下賀陽郷、五十九町四十一步、地頭二人、
上村、地頭、河越修理亮跡、下村、地頭、野
元孫三郎、

今ノ村數

引野 七洲 賀陽 八社宮 伏 清冷寺
納屋 河合カ道記曰是ヨリ出石傾也、湯島ヨリ
ノ舟、豊岡ニテ上ヲス、爰ニテアカルモアリ、
豊岡ヨリハ一里也、又湯島へ行人、コ、ニテ
舟チカリ湯島へモノルユへ、所ニ舟多シ、
コレハ、土淵ノ別落ニテ、大河ヲ隔テ西ニ
アリ、スヘテ、此郷ハ城崎境也、文明ノ郡
境ニ、伏ハシホ屋ノカマノマン、八町ガ碓
佐野ノ低松、大門ノナハチガキリ、トアル
ハ此所ノ境ナリ、

但馬考卷之七

出石城臣 櫻良翰輯

女孫 勉 校

地理第五

城崎郡

倭名類聚鈔ニ載ル郷六

新田 城崎 三江 奈佐 田結 餘戸

延喜式神名帳曰城崎郡、廿一座、大一座、小廿

座、

物部神社

久麻神社

穴目杵神社

女代神社

與佐伎神社

布久比神社

小江神社

久々比神社

耳井神社

桃嶋神社

兵主神社

深坂神社

兵主神社二座

氣比神社

久流比神社

重浪神社

縣神社

酒垂神社

西刀神社

海神社 名神大

新田郷

太田文曰長講堂領新田庄百六拾四町百六拾步、

内、但中分地領家三條太政入道殿御女子、

地頭肥後三郎兵衛尉爲重跡、

今ノ村數

江本 今森 摺津 立野

右新田庄

駄坂 木内 篠岡 中谷 河谷 百合地

右六方ト云

六方ト云一ハ、太田ヲ考ルニ、新田庄ノ田地

ヲ分テ、領家方、百四町七反百廿步、地頭方、

五十九町三反五十六步トシ、又地頭方ヲ分テ、

一分方二十四町八反小、地頭、肥後三郎左衛

門爲重、女子周防守、妻、二分方十七町四反小廿

八步、地頭、甲斐入道爲連後家尼四憶、三分

方拾七町小廿八步、地頭、爲重、女子伊賀局、

公文分貳拾四町二反百四十步、地頭、伊藤三郎左衛門入道、關東給、コレヲモ東西ノ二方ニ分テリ、以上領家分一方ニ、地頭分三方、公文分二方ヲ合テ、六方ト云也、今上ニ舉ル六村ヲ指テイフハ、數ニヨリテ附會セルナラシ、スヘテ、新田郷中ニテノ割ナレハ、六村ニハ限ルヘカラス、又コノ田地ヘ沃ク水ハ、出石川ヲ分テ、伊豆村ノ邊ヨリ引來ル、故ニ其堰ヲ新田堰ト云、俗間ニハ、此郷ノ名上代ヨリアルコトナシラス、此地ノ三開山ニ新田四郎井タリシト云、或ハ新田左中將殿ノ次男義宗ノ居城タリシ時、屯田ノ爲ニ、此堰ヲ設ラレシコトヘ、カク名ツケシナト、據ナキコトハ附會シテ云ツノリヌレハ、此麓ニアリシ弁才天ヲモ、近キ比ヨリ新田明神ト稱シテ、年コトニ祭レリ、古ヲ考ル人ハ、一笑スヘキコト也、

三開山 山名ノ古城アリ、澤菴ノ歌ナリトテ、但馬ナル、富士トヤ、イハン、三開ノ、カスミ棚ヒク、篠岡ノ里、
彼家集ニハ見ヘス、
城崎郷
太田文曰長講堂領、城崎庄七拾四町六反、地頭、南部太郎次郎入道行運、
源平盛衰記ニ、徳大寺ノ實定卿ノ、平宗盛ニ大將ヲコヘラレテ、出家セント宣ヒシヲ、近ク召仕ヒ給ヒケル侍ニ、佐藤兵衛尉近宗ト云者ノス、メニ因テ、平家ノ崇メ奉ル安藝ノ殿島ヘ詣テ玉ヒ、ヤカテ左大將ニナリ玉ヒシカハ、近宗ヲ左衛門尉ニ成サレケルウヘ、但馬國キノ崎ト云大庄ヲ賜ハルトアルハ、コノ所也、
今ノ村數

佐野 九日 妙樂寺 戸牧 大磯 小尾崎
豐岡 野田 新屋敷 一日市 下陰 上陰
高屋 六地藏
九日 應仁記重編曰文明三年三月廿三日、山名彈正是豐ノ子七郎ト云人、但馬國九日表ヘ亂入ス、九日ノ河向ニ、七郎陣ヲ取ケレハ、味方ニ心ヲ合セケル奈佐太郎ナント、云モノ共、九日ノ西戸邊羅山ニ陣シケリ、九日ノ城ニハ、山名入道宗全カ被官垣屋越中守入道宗忠、孫ノ龜王丸ヲ養育シ居タリ、時ニ垣屋越中入道カ子平右衛門尉馳合セテ、戸邊羅山ヲ追崩シ、奈佐ヲ始テ悉ク討取シカハ、河向ニ陣ヲ取シ山名彈正ノ子七郎、捨鞍ヲ打テ引退ス、
延喜式ノ女代神社、コ、ニイマス、今ハ目代トカク

妙經寺 法華靈場記曰日眞上人但馬國九鹿トイヒシ處ニ一寺ヲ修シテ、妙經寺ト号シ玉フ、是又大場ニテ、諸堂數ヲ尽シテ僧房歷々ト軒ヲナラフ、今ハ荒廢シ、其礎跡ハカナクモ無住菴トナリ侍ル、只ナケカシキハ時災也、
豐岡 武鑑曰江戸ヨリ、百五拾三里、
豐岡ハ、山ノ名ナリ、一ニ龜城ト云、今ノ城地ハ、一郷ノ市場也シテ、中比開カル、舊地ハ今ノ新屋敷ト云所也、コノ土ノ人ノイヒ傳ルハ、清和天皇ノ時、安達彈正信輝ト云モノ居タリシト、證アルコトニヤ、康正ノ比、山名宗全入道ノ居タルヨシハ、續太平記ニ見ユ、コレマタ外ニ考ル所ナシ、天正八年、大關當國ヲ平治シ玉ヒ、宮部善祥房法印ヲコ、ニ居シメ玉フ、天正十年、因州鳥取ヘ移ル、コノ時豐岡五町ノ地子ヲ免サル、民人其報恩ノ爲

ニ祠ヲ立テコレヲ祭ル、今ノ御靈ト稱スルコ
レ也、コノ年、木下助兵衛カハリテナル、同
十二年、尾藤久右衛門、同十三年、明石左近、
文祿三年、福原右馬助豊後府内ヨリ移ル、慶
長三年、杉原伯耆守長房或吉忠豊後杵築ヨリ
移ル、城崎郡二万石、美含ノ内千石、氣多ニ
テ千石、常陸小栗五千石、近江ニテ三千石、
都合三萬石ヲ領ス、コノ年、大岡薨去、同五
年、關原ノ役ヲコル、杉原ハ關東ニアリ、故
ニ事ナシ、元和元年、大坂ノ役アリ、杉原氏
東軍ニ屬ス、ユヘヲ以テ全キヲエタリ、寛
永十三年二月四日、伯耆守卒ス、華岳院ト謚
ス、嫡子杉原吉兵衛忠近繼、正保元年卒ス、
子ナシ、弟杉原帶刀重充ツグ、領地半減ノ一
万五千石ヲ賜フ、承應三年、重充卒シテ家斷
ヌ、コレヨリ御料トナル、寛文八年、京極公

二百十五

丹後田邊ヨリ移ル、領地三萬五千石、城崎二
方、其餘ハ美含氣多養父ノ内ニアリ、古板ノ
武鑑ニ先主ヲ載トイヘル、詳ナラサルユヘ、
今コノ地ノ傳記ニ因テ具ニ記ス、
河合カ道記曰湯島ヨリ三里、町長シ、町屋ノ
裏ヘ舟ツク也、町中ニ出石ヘ行ノ道アリ、川
モ出石ヘ舟ヲ行ノ委アリ、
小田井縣神社 太田文曰山門無動寺領小田井社
三十一町三反八十步、領家、日向律師昌範、
地頭、新藤五郎三郎盛綱、
延喜式ヲ考レハ、縣神社ハ小社也、今ノ額
ニ正一位ト云、何レノ時ノ勅許ニヤ、未考、
又コレヲ粟鹿養父出石絹卷ニ合セテ五社ト
稱スルモ、其始ヲシラス、右ノ四社ハ、名
神大社也、其格ステニ別ナレハ、古書ニ並
ヘ稱スルモノヲ見ス、當社ノ傳記ニコレハ、

二百十六

大己貴尊ナリ、山名家ノ時甚崇敬シ、社
領ヲ寄附セラル、毎年三月十日神幸アリ、
十一月祭禮ヲ行フ、ソノコト祠官大石末次馬場三家
アリ、元龜天正ノ間、兵乱大ニ起リ、祠官
離散ス、タ、大石氏祭ヲ奉ス、中古社僧ア
リ、妙樂寺正法寺金剛寺是ナリ、天正以來
ハ神事ニアツカラス、
高屋 東鑑并ニ紹運録ヲ考レハ、雅成親王ハ後
鳥羽院第三ノ皇子ニテ、六條宮ト号ス、承久
三年七月、王ノ師敗績シテ、但馬國ニ移サレ、
嘉祿二年十二月、國ニ於テ出家ス、建長二年、
國ニ於テ薨ス、今モコノ山ニ御所ノ谷ト云處
アリ、コレ昔遷坐ノ跡ナリトイヒ傳ヘリ、
三江郷

法眼、安主八木五郎兵衛高秀、御家人、
松尾社領、下三江庄、五十四町三反三百步、
號鎌田庄、不出註文之間、任古帳莊進之、
今ノ村數
庄境 鎌田 南谷 祥雲寺 法華寺 馬路
下宮 梶原 火撫
右鎌田庄ト云
山本 金剛寺 舟町 宮島 森 野上
右チ今俗ニ田結庄ト云ハ、鶴城ニ田結庄左
近將監ノ居ラレシヨリイヒナラハシタルナ
リ、太田文ニ下三江庄チ一名鎌田庄ト云ニ
テ、三江郷ハ此地ナルコト明也、然ル、太田
文ニ上下兩庄ト、上下ノ字、恐クハ謬ルナ
ラン、
愛宕古城 菅根集曰田結庄ノ古城ノ前チ過ルト
テ、見聞シ人々ノ跡ヲコ、コト云ニ、

コ、ハタレ、コ、ハタガス、跡ナリト、
語ルニ遠キ、昔ナリケリ、
目ノ前ニ、時メク人ノ、スヘトテモ、カ、
ヲハカ、ル、蓬生ノ宿、

此山、上古ハ鶴城ト云、田結庄氏コレニ
居、田結庄氏亡テ、城モタヘヌ、今ハ愛
岩ヲ祭ル、

大臣塚 替搜集曰

音ニナル、大臣ノ塚ノ、ツカノマモ、昔ヤ
ワスル、昔ノ下ニテ、

豊岡ヨリ舟ニテ下レハ、此塚ハ河ノ西ニ
アリ、イカナル人ニテカアリケン、未考、
奈佐郷

太田文曰平等院領、種瓜庄、六十九町五反百七
十步、殿下渡庄、下司奈佐太郎高春、御家
人、公文、宮井太郎兵衛尉盛長、

コレ中古ヨリ奈佐種瓜庄ト稱ス、表米ノ三
男ヲコ、ニオカレシ一ハ、日下部ノ傳記ニ
見ユ、鎌倉ノ時、奈佐春高ト云モノアリ、
朝倉高清カ嫡子ヲ養子トシテ奈佐太郎高春
ト云、コレ奈佐氏ノ中興也、山名ノ時篠部
伊賀守コレニ居、

太田文ニ、又國領八十町四反百三十步アリ、
下司公文上ニ同シ、

今ノ村數十三

岩井 栃江 宮井 庄村 吉井 野垣
福成寺 大谷 内町 辻 目坂 船谷 河合
太田文ニ、河合ヲ河會ニ作ル、

田結郷

太田文曰田結郷、三町四反百六十步、地頭、平
井小次郎入道、
田結庄、八拾町六反、領家、嵯峨大臣家、

地頭、安藝左近藏人重近、女子、

妙音院領、大濱庄、三十六町一反半、領家、

淨土寺僧正房、地頭、河越太郎藏人重氏、

法勝寺領、下鶴井庄、二十六町壹反百拾步、

領家、眞乘院僧正、預所、教王院三位法

印、公文、太田左衛門太郎政頼、田所、下

鶴井三郎秋正、御家人、

白川千体阿弥陀堂領、氣比庄、五拾町壹反二

百九拾步、領家、左兵衛督局、地頭、太田

太郎左衛門尉政綱跡、

今ノ村數

森津 瀧 新堂 岩熊 江野 伊賀谷
右大濱庄ト云
下鶴井 赤石 結 戸島 樂浦 飯谷 畑上
三原
右下鶴井庄ト云

上山 鍛礮 來日 今津

右灘ト云、

氣比 田結 湯嶋 桃島 小島 瀬戸
津居山

右氣比庄ト云

結浦 歌枕名寄ニ、讀人シラス、
立販リ、トクトイソゲト、サシテクル、結ノ
浦ノ、カヒナカリケリ、
右但馬ノ湯へ行人、結浦ニテヨムヨシ、能

宣家集ニ見ヘタリ、

景物 朝日影 釣舟 以上秋ノ寐覺ニ出ツ
樂浦 河合カ道記曰川端ナリ、是ヨリ船ニテ湯
島へ渡ル、水上半里ナリ、船賃ハ定アリ、此
川ハ、播州幾野ヨリ落ル川ニテ、川下ハ湯島
ヨリ一里ハカリ下ニテ海ニ落ルナリ、
生野ハ、播州ニアラス、河合氏アヤマレリ、

飯谷 弘法大師性靈集曰弟子僧真体カ爲ニ、亡
妹七々ノ齋ヲ設ケ、并ニ傳燈料田ヲ奉入スル
願文ニ曰謹テ天長三年十月八日ヲ以テ、先人
遺ス所ノ土佐國久満并田村庄ト、美作國佐良
庄ト、但馬國針谷ノ田等ヲ、永ク神護寺ノ傳
法料ニ奉入ス、

按ニ、針谷何レノ地ナルコトヲ知ス、飯谷ト
音似タルユヘ、後世誤マレルカ、今シハラ
クコ、ニ記シテ、他日ノ是正ヲマツノミ、
氣比 太田文曰氣比村、三十四町三反二百五十
步、地頭、太田左衛門太郎政頼、

河合氏道記曰南向ノ在所ハ、田結村、氣比村
トイヒテ、白山トイフ高山ノ麓也、宮ハ越前
ノ氣比ノ明神ヲウツシタル也、延喜式神名帳
ニ、但馬國城崎郡氣比神社トアリ、
昔コノ所ニ宮代將監ト云モノアリテ、越中

右ノ諸説ニ因テ考レハ、海神社ハ海部直ヲ
祭ルナリ、

河合氏道記曰絹卷山ト云岩山アリ、此山コトコ
トシ絹ヲ卷タル形ノコトシ、明神ノ社アリ、
但馬國中六社ノ内也、

以上大河ノ東也、
上山 太田文曰上山村、四町三反三百五拾步、
地頭、藤藏人重直、

二見浦 古今和歌集曰但馬ノ湯ヘマカリケル時
ニ、二見ノ浦ト云處ニトマリテ、夕サリノカ
レイヒタウヘケルニ、トモニアリケル人々、
歌讀ケルツイテニヨメル、

藤原兼輔

夕月夜、ヲホツカナキチ、玉クシゲ、二見
ノ浦ハ、明テコソ見メ、

宗祇法師諸國物語曰文月末、但州二見ノ浦ヲ

次郎兵衛ヲ匿シチキシトナン、中古氣比ノ
判官ト云モノモアリ、コレヲハ源氏ノ末葉
ナリシニヤ、今モコノ所ニ、八幡太郎義家
ノ旌トテ持傳ヘタリ、元亨釋書ノ延明、大
原談議ノ性光、ミナ義家四代ノ孫トアレハ、
イカサマニモ、當國ニハ八幡殿ノ苗裔多カ
リシト見ユ、

絹卷 三代實錄曰光孝天皇仁和元年二月十日丙
申、但馬國正六位上絹卷神ニ、從五位下ヲ授
ク、

按ニ、絹卷ハ山ノ名ナリ、延喜式ニテハ、
海神社、名神大社ナリ、舊事本紀曰天火明
尊六世ノ孫建田背命ハ、神服連、海部
直、丹波國造、但馬國造等祖ナリ、新撰
性氏錄曰但馬海直、火明命之後也ト、
神系圖ニ、但馬州城崎郡海部神ニ記ルト、

見ニマカリケル、伊勢ニ同シ名所アリ、過コ
シ春ハ勢州ノ其浦ヲミシニ、秋ノ今ハ引カヘ
テ、又此國ノ愛ニタトル、能因ノ都ノ霞、白
川ノ秋風ト、ヨミシニハヤウ替リケリト、俳
諧シテ過ク、

花ヲ東、月カケ西ニ、二見カナ、
澤菴和尚督搜集

時ナラハ、舟サシヨセン、玉手箱、二見ノ
清水、冬ヅカイナキ、

河合氏道記曰二見ノ浦、川ノ右也、天神ノ社有
テソノ脇ニ清水アリ、又豐岡領主ノ茶店モア
リ、古今集ニ、兼輔カ但馬ノ湯ヘマカリケル
時ニ、二見ノ浦トイフ處ニトマリテトアルチ
コ、ノコナリトイヘリ、サレト、二見ノ浦ヲ
但馬トイフハ、名所方角抄ニアルハカリニテ、
名寄ニ播磨トアリ、同シク名寄ニ美作ヘ下ル

ニ、播磨ノ二見浦ニテ時鳥ヲ聞テヨメル歌モ
アレハ、昔ハ京ヨリ下ルニ、播磨ノ二見ノ浦
ヲトナリシコト有ト見エタリ、サアレハ、爰ノ
二見浦ハ、名所方角抄ニヨリテ、後人附會シ
テイフナルニヤ、方角抄又タシカナル書ニア
ラサレハ、信シカタシ、

按ニ、此名所家々ノ説アリ、榮雅抄ニモ、
二見浦ハ、但馬播磨ニモアリトノミ云テ、
何レ正定カナラス、サレト、頼阿ノ井蛙抄
ニモ、兼輔ノ歌ヲ引テ、詞書ニ但馬ノ湯へ
マカリケル時ニ、二見ノ浦ニトマリテトア
リトカキオカレシハ、此國ニ定メタルナリ、
河合氏モ、フカク考ヘサリキ、淡々花月
六百韻トカ云モノニ、柳ヨリ、二見ノ浦ノ、
湯イリ舟ト云シコソ、所カラヨクカナヘン、
観音浦 道記曰橋アリ、コレハ、温泉寺観音ノ

万物滅ヒテ、又アラタママリ生ス、タ、石
ハ亡ヒス、今ノ高山ノ蟬殻ハ、前ノ天地
ノ時ノ大石ニツキタルナリト、

湯島 此湯ノ名、古書ニアラハル、ハ、古今集
ヲ始トス、順ノ倭名抄ニハ、タ、二方ノ温泉
郷ヲ載セラレタレハ、但馬ノ湯トノミ云ルニ
ハ、マギヲハシキ方モアレト、能宣ノ家集ニ、
但馬ノ湯へ行人ノ結浦ニテヨメル歌アリ、順
モ能宣モ、同シク天曆ノ御時、梨壺五人ノ内
ニテ、後撰ノ撰者ナレハ、其比モツハ都人
ノコ、ニ來リシナリ、新後撰ニハ、山階左大
臣ヤヨイノ比、但馬ノ湯アミニマカリケル道
ニテ、

思オク、都ノ花ノ、オモカケノ、タチモハ
ナレヌ、山ノハノ雲、
コレハ、實雄トテ西園寺實氏ノ弟ニテ、龜山

尊像ナガレヨリシテ、稽文カ取アケシ所ナル
ニハ、此名アリト、
來日嶽 延喜式曰久流比神社、
澤庵ノ集

名ニモニス、涅ニスレヒ、クロマヌヤ、ク
ルヒガダケノ、雪ノ白妙、
何レノ時ヨリカ、神社チロノ村ニ移ス、
山ニハ、今ハ禪刹アリ、高峯山雲光寺ト
云、盤珪ノ派ナリ、
此山ニ、蟬殻アリ、俗ニ當國ノ昔湖ナリ
シ時、此山水中ニアリシ證ナリト云、貝
原氏ノ大和本草ニ曰蟬殻ノ高山ノ上ノ大
石ニツキテアルコト、中華ノ書ニ見エタリ、
日本諸州ニモ往々有之ト、又邵康節ノ説
ヲ引テイヘルハ、凡天地ハ、十二萬九千
六百年チ一元氣トシ、其壽數チハレハ、

院ノ弘長元年ニ左大臣ニナリシ人ナリ、後堀
河院ノ皇后安嘉門院ノメサレシニハ、所ノ名
サダカニアリ、増鏡卷八曰文永四年長月ノコ
ロ、左ノサトドノ、近衛殿ノ日野山庄へ、一
院、新院、大宮院、御幸アリ、其同シコロ、
安嘉門院丹後ノ天橋立御覽シニトテチハシマ
ス、ソレヨリ、但馬ノキノサキノイテユメシ
ニクヲセ玉フ、爲家ノ大納言、光成ノ三位
ナト、御トモツカフマツタルト、コレモ龜山
院ノ御時ナレハ、鎌倉ニテハ、惟康將軍ノ代
ニアタレリ、其後、吉田兼好ノ集ニ見ヘシコ
ハ、花ノ盛、但馬ノユヨリ販ル道ニテ、雨ニ
アヒテ、
シホヲシヨ、山ワケ衣、春雨ニ、シツクモ
花モ、勻フ袂ハ、
同シ比、頼阿法師温泉寺ニテ、

ワケテキク、麓ノ泉、峯ノセミ、

コレハ所ノ人ノイヒ傳フルノミニテ、彼ノ集ニハ見エス、後奈良院ノ御宇天文十七年九月下旬、鷹司冬平公、飛鳥井雅教卿トヒニ、此湯メサル、アル日、温泉寺ニ詣テ玉ヒ、蹴鞠ナトアリシニ、御隨身徳丸藏人ト云モノ、開山道智上人ノ塔ニ向テ、

カシコクモ、踏ワケシヨリ、タエヤラテ、道シル山ノ、名コソ高ケレ、

懷紙ハ、今モ彼寺ニ傳ヘヌレト、世ニ記セルモノナシ、國初ノ時、韓人來聘シテ、本朝ノ事ヲ問シニ、林春齋先生日本事跡考ヲ撰テ贈ラル、其内ニモ、但馬國温泉アリト云ヘリ、澤庵ノ集ニハ、城崎ノ湯ヘマカルトテ、舟ニ移リテ、

イナ舟ノ、下ル河瀬ニ、マカセツ、水ノ

心ニ、人ノ心ナ、

河合氏道記曰昔ハ島ニテアリシト云傳フ、今コノ邊新田多シ、南ヨリ北ヘ流ル、川ノ端ニ、船着場アリ、町ハ少シ西ヘ引退テアリ、町中ニ、西ヨリ東ヘ流ル、小川アリ、此川上ハ竹野ト云處ノ嶺ノ麓ヨリ落ルト也、湯壺モ、町ノ家モ、皆コノ川ヲ挾テ兩方ニアリ、此川末ニテハ落アヒテ、津居山田結村ノ間ヨリ北海ヘ落ル也、此川筋、昔ハ海ニテ、觀音浦、笹浦、二見浦ナト云、皆此川上也、凡此地ハ、但馬ノ内ニテハ、北ノハシ也、西ハ因幡ニテ、鳥取ヘ十八里、南ハ播磨ニテ、姫路ヘ廿四里、東ハ丹後ニテ、宮津ヘ十二里、北ハ北海也、按ニ、此地ノ名、上古ハ大溪ト云シテ、温泉アルニ、俗ニ湯嶋ト唱ヘテ、終ニ古名ヲ失ヘリ、

温泉 一本堂藥選續編曰但州城崎温泉、三數座

アリテ、新湯ハ瘡ヲ發シ、瘡湯ハ瘡ヲ愈ス、地ノ相去一三五歩ニ過スシテ、一ハ發シ、一ツハ止、一ハ冷、一ハ熱、其効其氣、迥然同シカラサルコトカクノ如シ、コレ其湯ノ別ニ湧源アルニ非ス、必コレ一泉脈ナルヘシ、而ルニ、其相反スルコトカクノ如クノ異ナルモノハ、コレ其脈穴邊旁ノ土石、コレヲセシムル所ナルノミ、通天下ノ温泉皆同シ、新湯ヲ瘡湯ノ穴ヨリ出サシメハ、必瘡ヲ愈スヘシ、却テ瘡湯ヲ新湯ノ穴ヨリ出サシメハ、必瘡ヲ發スヘシ、且曼陀羅湯ノコトキ、東槽ハ瘡ヲ發シ、西槽ハ瘡ヲ愈ス、其間タ、コレ一扇板ノ隔ノミ、何ソ一扇板ノ隔アリテ泉脈ハルカニ別レ、効能發止カクノ如ク異ナルヤ、コレ其脈穴邊旁ノ土石、性ヲ變シテ然ラシムルコト、以テ見

新湯 藥選曰此邦諸州、温泉極テ多シ、而但州

城崎新湯ヲ最第一トス、道記曰一ノ湯、二ノ湯ト分テ、二ツアリ、是下ノ町ノ入口ニアル湯ナリ、湯熱シテ湯ノ勢ツヨシ、隔日ニシテ、今日ハ一ノ湯ヲトメ湯ニシテ、二ノ湯ヲ入ゴミニシ、又明日ハ、二ノ湯ヲトメ湯ニシテ、一ノ湯ヲ入ゴミニス、暮切ニ暮ハシマヒテ、夜ハ一ノ湯ニ湯、男女ヲ分テ、入ゴミトス、爰ノ湯ハ、有馬ノコトク、湯壺ノ底ヨリ沸ニアラス、一ノ湯ノワキニ湯口トイヒテ岩ノ下ヨリ沸出ルナリ、ソレナトヒニテ仕カケテ、一ノ湯ニ湯トス、湯ハ甚アツクキレイナリ、サレト、盥ハユキニ、飲食ニハ用ヒカタン、近年爰ノ湯ヲモテハヤスト、京都ノ醫師後藤左一郎、此湯ノ諸

病ニ効アルヲ考テ説廣メシユヘ、畿内ヨリ始テ諸國ニ聞傳ヘテ、入湯ノ者多シ、後藤氏カ説ニモ、此新湯ヲ第一ニ稱シテ、此湯ハ氣血ヲメクヲシ、運動シテ、鬱滯ヲ解ノ功アルユヘニ、諸病ニ効アリト云々、又日ニヨリテ、湯ノアツキ時ハ、外ヨリ川ノ水ヲ汲テ、トヒニテシカケテヌルクシ、又ヌルキ時ハ、湯口ノ壺ヲヌキテ湯ヲシカケテアツクスルナリ、又コレヨリ上ノ湯ニハ、湯壺ノ底ヨリ沸モアリ、

中湯 又日ニツアリ、俗ニ瘡湯ト云、コレハ、一切ノ瘡瘍ノ類ヲ早ク愈スユヘナリ、ワキテ楊梅瘡ヲ煩フ人ノミチ此湯ヘ入ルトイフノ名ニハ非ス、中比、京都ノ醫師賀久道節、津田幸菴ハ、此湯ニ心ヲヨセテ、此湯瘡類ハカリニアラス、諸病ニヨロシト稱美セテレシユヘ

ニ、其比湯治ニ來ル者ハ、多ク此湯ニ入シト也、サレト、近世後藤氏ノ論ニハ、瘡疹ノ類モ、早ク愈スハ宜シカラス、只新湯ノヨク氣血ヲ調和シ、瘡瘍ヲノツカライニシク事ナシトイヘルユヘニ、新湯ニ入者多シ、

上湯一ツナリ、中ノ湯ノ上ニ並テアリ、コレハ、所ノ者ノ洗足ノ湯ニ用ル也、惣シテ此所ノ者ハ平常ノ浴ニモ、温泉ヲ汲テツカフユヘニ、所ニ風呂居風呂ノ類希ニモナシ、此邊ハ、皆下ノ町ニテ、上ノ町ハ、間ニ野道ノ民家ヲ、隔テ、又一筋ノ町アリ、下ノ町温泉ノ左右、皆客舎ナリ、大津屋、井筒屋、油屋、板屋ナト云能家十軒ハカリアリ、其外ハ小家ナリ、惣シテ、湯島ノ町ノ能家トイフハ、皆下ノ町ニアリ、

御所湯 二ツアリ、御所ノ名アル、イツレタシ

カナラス、此湯ハヌルクシテ、其効モニアシ、サレト、湯ノ性ノ和カナルユヘニ、虛症ノ類ノ弱キ病人ハ、此湯ニ日ヲカサテイルヲヨシトストナリ、

曼荼羅湯 法華靈場記曰日眞師、北國御弘通ノ砌、但馬國湯島ト云處ニ赴キ玉フ、此處ノ療湯涌上ルヲ甚ツヨク、熱キヲ又忍ヒカダシ、故ニ病人タマタマ行向ヘテ、一足ヲ入レ侍ルヲカナハス、師コレヲ見玉ヒテ、ヤカテ曼陀羅ヲ遊ハツテ温泉ニ沈メ玉ヘハ、ソレヨリ滑然トシテ和キ、病人四方ヨリツトヒ集リ、偏ニ眞師ノ德行ヲ貴コ、ヲ以テ、今ノ世マテモ曼陀羅ノ湯トイヒ侍リス、サレハ、此處ニ一舊寺アリ、彼是眞師ノ行業ニ伏シテ、遂ニ是モ末寺ト改ケル、

傳ヲ考レハ、上人諱ハ日眞、字惠光、享祿

元年逝ス、河合ハ此事ヲ山城名跡志ヨリ引テ、其文コレト少シク異ナリ、故ニ、今本書ヲ用テ記スノミ、河合氏又縁起ヲ引テ曰元正帝養老元年、道智上人此明神ノ靈夢ヲ得テ、三本杉ノ下ニテ、一千日八曼陀羅ノ法ヲ修シテ、温泉ヲ祈リ出シケル、故ニ曼陀羅湯ト名付シトカヤ、是ヲ以テ考レハ、道智上人ノ後、日眞上人再ヒ曼陀羅加持ヲ行セラレシト見エダリト、故老ノ語り傳フルニハ、此谷ノ奥ニ鶴ノ湯ト云所アリ、昔鶴ノ鳥アリテ足ヲ損シケルカ、谷ヘ下リテ其足ヲ浸ス、土人アヤシト思ヒ見ケルニ、日ヲ重テカクシケルホトニ、其足ノ疵イエテ去ヌ、土人其跡ヲ見レハ温泉アリ、コレニ因テ、温泉ノ効アルヲ知テ、人モ浴ケル、コレ此地ニ湯ノアラハレシ始ナリト、今藥師堂ノ前ニアリ、

陣屋 道記曰御所ノ湯ノ鄰ニアリ、以前豊岡ノ領ナリシ時ハ、京極殿ノ休所ニテ、茶店ノアリシ所ナリ、今ハ公領トナリテ、代官ノ陣屋ナリ、此内ニ湯壺二ツアリ、殿ノ湯ト名付テ常人ハ入事成ス、

非人湯 下ノ町ハツレ裏町ニ、湯壺二ツアリ、乞食ノ入湯ナリ、コレ非人ノ長ノ構ニシテ、湯屋ノ修理等チスルコト也、常ニ浴スル人ノスクナキユヘニ、湯壺甚奇麗ナリ、

四所明神 上下ノ町ノ間ニアリ、是則日生下氏勸請ノ神ニテ、當地ノ鎮守也、元明天皇元年ニ、日生下權守トイフモノ、夢ニ、四人ノ老翁有テ、我ラハ出石明神ノ眷屬也、此地ニ跡ヲタレテ人民チ利益セントナリ、日生下氏此靈夢ニ驚テ、此地ニ祠ヲ建テ、四所明神トアカメシトナリ、

ノ思チナシ、道智上人ト謀リテ、大伽藍ヲ建立シ、ソノ尊像ヲ移シ、今ノ温泉寺也ト、縁起ニ見エタリ、

此寺ハ、但馬願禮三十三番也、次郎兵衛墓 澤菴歌集ニ

身ノムカシ、結ヒシエニカ、此國ノ、ミコシノ雪ノ、フル墓ノ松、

武家評林ノ傳ニ曰次郎兵衛盛繼ハ、但馬國城崎郡山中ニ隱居ケリ、川ヲ阻テ、忍ヒ妻ノ方ヘ夜ナ夜ナ、通ヒナレケリ、盛繼常ニ蜜柑チ好ミテ袂ニ入、道スカラ喰歩ケリ、彼皮何心ナク、道ノ邊ノ川ノ中ヘモ捨ケリ、川下ノ在所ノ者、與風氣チ付テ、毎朝川上ヨリ蜜柑ノ皮ノ流下ル、如何様由アル人ノ川上ニ住ト見ヘタリ、殊ニ、鎌倉ヨリ越中、二郎兵衛盛繼御尋ノ者ナレハ、若左様ノ人ナラハ、刈出シ御

藥師堂 曼茶羅湯ノ上一町許ニアリ、仁王門ノ額末代山トアリ、聖武帝ヨリ給ル温泉寺ノ山号也、本堂東向、ヨキ堂ナリ、脇ニ十王堂アリ、又菴アリ、則番所ナリ、爰ニ茶ヲ煮テ價チトル、又楊弓チ射ル、

觀音堂 藥師堂ノ側ヨリ三町ノ坂チノホル、是則温泉寺ノ本堂ニテ、甚壯麗也、本尊ハ此地ノ温泉チ道智上人開基ノ後、都ニ稽文トイフ佛師アリシカ、長谷ノ觀音チ作りシ木ノアマリニテ、觀音ノ像チツクリテ、和州長樂寺ニ置タリシニ、稽文俄ニ中風ノ病チウケテ、ソノ近所ニモ疫疾チ得ルモノ多カリシカハ、村民此觀音ノ崇ナリトテ尊像チ神川ニ流シ棄タリシニ、後ニ、稽文此湯島ニ來リテ入湯シ、海邊ニ遊フノ時、觀音ノ像ノ流レヨリシチ取アケ見レハ、神川ニ棄シ像チリシカハ、奇異

褒美ニ預レトテ、二三在所收催シ、一千人計

ニテ、川上二三里カ間チカリシニ、山中ニ小キ家アリ、押寄見レハ、如何サマ只人トハ見えサル男ノ、太刀追取立向ヒ、何者ナレハ、此所ニハ來ルト云、在所ノ者ニ、サレハ御尋ノ次郎兵衛ナラント、我討取ントヒシメク、盛繼コレチ見テ、我チハ誰トカ思フ、平家ノ士大將越中前司盛俊カ二男次郎兵衛盛繼トハ我事ナリ、常式ノ人ト思フカ、巳原チ相手ニハ無念ナレヒ、是マテト、太刀チ拔、手モトニ進ム奴原チ、二三人ナキ倒ス、何カ下藤ノ事ナレハ、群々發ト四方ヘ蜘蛛ノ子チ散ス如ニ逃ケレハ、手本ニ敵一人モナシ、又寄來ルチ四五人切伏、二三人ニ手チ負セ、又引入レハ、大勢寄來リ取巻チ、惡ヒ奴原哉、懲モナキ下藤メヲ切テ出チ、在所ノ者ノ中ニ、小賢シ

キ者有テ、家ノ後へ巡リ火ヲサシタリ、盛繼一人ナレハ是ニ弱リ、大勢ノ中へ割テ入、四方八面ニ切廻レハ、七八人矢庭ニ切殺シ、其外手ヲ負セ狂ヒ廻レハ、次第ニ大勢ナレハ、勢方ツカレ、終爰ニテ討レケリ首ヲ取テ守護へ訴ヘケレハ、鎌倉へ遣サル、所ノモノ勇士ノ譽レノ人ナレハトテ、湯島ニ墓ヲ築キ、印ヲ植、二郎兵衛墓トテ、今ニ有ト承ル、河合氏道記曰辨才天ノ下、川端松一村ノ中ニ、石ノシルシアリ、是越中次郎兵衛盛繼カ墓也、土人ノ説ニハ、盛嗣カ相馴シ遊女、此湯島ニアリシカ、盛繼カ死後ニ築タリト云、又湯嶋ヨリ一里ハカリ良ノ方ニ氣比村ト云處ニモ、次郎兵衛墓アリ、コ、ノ里ノ説ニハ、昔此處ニ宮代將監ト云人アリ、盛嗣流落ノ時、コノ將監ニ扶助セラレテ居ダリシニ、將監カ娘ニ

通シテ夫婦トナリケル程ニ、盛嗣カ死後ニ、爰ノ墓モ湯嶋ノ塚モ、共ニ彼娘カ築タリトイフ、サレト、一人ニシテ兩所ニシルシヲ建ルモイブカシケレハ、湯島ノハ遊女カ建タルモアルベシ、イツレモ、土人ノ説ニテ、宮代將監トイフ者ハ、舊記ニ見エテハ、慥ニ證トシカダキニヤ、右ニ説ハ、傳聞ヲ記シヌレハ、區々ニテ決シカタシ、一説ニハ、宮代將監鎌倉ノ命ヲ長レ盛嗣チアザムキ、美合ノ方ヘチモムカシメ、湯島口ニ伏兵ヲ設ケテコレヲ生獲、鎌倉へ送り、彼方ニテ殺サレシトイヘリ、平家物語ニハ、壇浦ノ合戦ニ、次郎兵衛ナトハ如何シテ遁タリケントハカリアリテ、何國へ行シトイハス、東鑑ニモ、建久三年、囚人上總五郎兵衛忠光カ白狀ニ、越中次郎兵衛盛繼、去年ノ

比丹波國ニ隱居ル、彼同シク會稽ノ志ヲ存スルカ、當時ニ於テハ在所難シ、曾テ一所ニ定メストイヒシハカリニテ、其後捕ヘラレシハ殺サレシトナシ、久シキ昔物語、何チカモ據ニハセン、

日和山 道記曰下ノ町ハツレ、北ノ方ノ山ナリ、北ノ外海見エテ、佳景也、名所ニハアラス、近年、下ノ町ノ南山ニ、愛宕ヲ勸請ス、眺望イモイモ佳也、

桃島 道記曰湯島ノ小川ヨリ、舟ニ乗テ大河チ北へ出ル、川筋ノ道小山アリ、桃山ト云、桃島トイフ在所ノ前也、延喜式神名帳ニ、桃島ノ神社トイヘル、愛ナルヘシ、

今八幡宮ヲ祭ル、コレナラン、津居山 朝鮮ノ申叔舟カ海東諸國記曰源國吉丁亥年使ヲ遣シ來テ舍利分身ヲ賀セシム、書ニ

但馬州津山關佐々木兵庫助源國吉ト稱ス、按ニ、此時朝鮮ノ圓覺寺ニ花フリ、舍利分身セシマアリ、カチテ好ヲ通セシ日本ノ人、アマタ使ヲ遣ハシテコレヲ賀ス、丁亥ハ應仁元年ナリ、源國吉未考、夫津山ハ丹生諸寄トヒニ、當國ノ三江ト稱ス、北海運漕ノ舟ノ泊スルノミナラス、女直隄且ノ諸夷モ海チ隔テ相對セリ、關チ置キ成テ嚴カニセテハカナハサル所也、然此關ノ事、本朝ノ書ニハ記セルモノチ見ス、

道記曰土人ハ誤テ津山トイフ、北海ヨリノ湖ノ指口ニテ、獵師ノ居ル在處也、湯島ヨリ一里トイヘトモ、舟ニテ行ニ甚近シ、左ノ方ハ小島トイフ、ソレヨリ、瀬戸津居山トツ、キチ在家アリ、津居山チ外へ出レハ、野知ガ島アリ、其外岸ノ岩ハサマサマノ名アリテ、湯

治ノ男女湯ニ入ノヒマヒマ、行厨竹筒ヲ携ヘ
爰ニアツヒテ、岩上ニ懸ナチシキ、漁舟ヲ招
キテ鮮魚ヲ除リ、鱸ニ調シ、柴火ニヤキテ、
酒ノミ興スル處ナリ、遠ク望メハ、北ノ海沙
茫トシテ目ニ及フノ島モナシ、隱岐國ハ乾ニ
アタリテ天氣晴ル、ノ日ハ、希ニ見ユルコト
リトツ、又津居山ヘ出ルノ川筋ニ、鴨白鳥ノ
類多シ、中ニ唐鳥ト云鳥アリ、鳩ヨリハ大ニ
シテ鷗ニ似テ翼ノ色紅鷺ノコトシ、珍シキ鳥
ナリ、

國人傳ヘ云、上古此邊皆湖也、出石ノ神ノ
新羅ヨリ來リ瀬戸ヲ開キ玉ヒテヨリ、湖水
北海ニ注ヒテ、庶民安息セリト、澤庵ノ歌
ニ、
推アケシ、瀬戸ノ昔ノ、神代ヨリ、滿乾ニ
ヤスキ、朝ナ夕シホ、

ト詠セラレシモ、此事也、堯ノ時ニ禹ヲシ
テ洪水ヲ治メシムルニ、九河ヲ疏シ、濟漯
ヲ滄テ、コレヲ海ニ注キシコトアレハ、此國
ノ古モカクソアルヘキ、然ルチ好事ノ者、
其事ヲ誇大ニセントテ、但馬一國ミナ大海
ナリシト云、夫ニ附會シテ、出石ノ安地山
ハ、其時鱸ヲ釣シ、養父ノ綱場ニテハ、綱
ヲ引シナト、甚シキハ、建屋ノ磨カ峯ハ、
往來ノ舟ノ底ヲスリシト云、或ハ伊佐ノ舟
山ハ、其神ノ召レシ御舟ナリ、出石ノ鳥籠
尾ハ、彼瀬戸ヲ切開キ玉ヒシ利劍ヲ鑄タル
金床ナリナト、名ニヨリテ附會シテ、ツヒニ
其本源ヲ窮メス、總テ此國ノ水道ヲ考ルニ、
朝來養父出石氣多ノ四郡ハ、其水皆城崎ヘ
下テ海ニ入ユヘ、此處フサガラハ、以上五
郡ハ湖トナルコトムベナリ、七美二方美合ハ

水道モトヨリ別ナレハ、コ、ノ通塞ニアツ
カラス、一國皆湖ナリシト云ハ不知也、日
本紀ヲ見レハ、出石ノ神ノ始テ住處ヲ定メ
玉ヒシ時、出島ニ太耳ト云モノスミテ、其
女ニ麻多鳥トイフモアレハ、安地山ニテ鱸
ヲ釣ヘキサマニアラス、マシテ磨カ峯ハ養
父郡ノ高山ナリ、コレニテ舟ヲスル程ナラ
ハ、綱場ニテ綱ヲヒク人モ住ベキ地ナシ、
コトニ、伊佐ノ舟山ヲ舟ニシテ召ル、神德
ニテ、鳥籠尾ノ利劍ヲ作ラセラレシモ、イ
アカシ、且城崎ノ大河ハ、直ニ津居山ノ
前ヲ經テ海ニオツ、別ニ瀬戸ヲ開クニ及ハ
ス、此類アマリ奇妙ニイヒツノリヌレハ、
神明モ却テ疑シキヤウニナレリ、タ、城崎
ノ内河ト云ヨリ、出石ノ西北ニ水ノタ、ヘ
シテ、瀬戸ヲ開キ、津山ヲ濬玉ヒシト云、

コノ説實ニ近カルヘキカ、
餘戸
此説、制度考ニアラハス、其地ハ田結郷ノ内ニ
アルヘシ、今定カニ知レカタキユヘ、強テイ
ハス、
大須賀時基郡境記曰城崎郡氣多郡美合郡三郡ノ
境ノ事、菅谷、アラ谷ノカシラ、矢ツキガ
嶽ハ、西八合、地藏カ池、三本アナ、チャウ
マテ、ボウソカ限、三本柳、地藏ガハナ、上
坂ハ、ム子ノ地藏堂カキリ、下坂モ、ム子カ
キリ、來日嶽ハ、西七合、ハチカ九合横道カ
キリ、山ハ、尾切、湯嶽モ、ム子ガキリ、松
本嶽ハ、ミツ石ハム子ガキリ、山ハ尾切、モ
リアゲガ嶽、北ハ、寺屋敷、瀬戸ト、田久日
トノ郡境ノ、谷ハ、一町七間ノ石垣カ限、
谷ハナメテノ清水、下ハ谷ワリ、磯ハ要カ岩、

沖ニモ封爾アルヘシ、十里尾出シハ申ストモ、一里二里也、沖ハ、一里半、東海ハ一枚ナリ、丹後ト但馬トノ境ハ、アサイカマイハ、ナシ合ノ地藏、沖ハ、三里打越ノ地藏、沖ニモ、封爾ハ有ヘシ、落ハ、屏風カ岩、山ハ、狸々ガ谷、竹ノ子、谷ノ頭、山ハ、尾キリ、三原嶺ハ、堂カ限、山ハムチキリ、ウナシ山、尾キリ、コンゴウシノ頭ハ、ミツチガキリ、コウナシ嶺ハ、三昧地藏立石ガキリ、駄坂嶺ハ、キリ、右丹後ト但馬トノ境ナリ、

但馬考卷之八

出石城臣 櫻良翰輯

玄孫 勉 校

地理第六

美含郡

風土記曰郷拾參所、里肆所、神社五所、古老傳ヘイフ、此郡地中水溢ル、故ニ井水淺シテ汲ヘシ、故ニ水汲ト云、今美含ト云ハ、音ノ轉セル也、此郡五穀乏シテ、魚甲鳥類多シ、故ニ土民寡シテ、漁父多シ、

倭名類聚鈔ニ載ル郷六

佐須 竹野 香住 美含 長井 餘戸

延喜式神名帳曰美含郡十二座并小

佐受神社 鷹野神社 伊伎佐神社三座
 法庭神社 美伊神社 棕橋神社
 阿故谷神社 桑原神社 色來神社

丹生神社

佐須郷

太田文曰院御領、佐須庄、七拾八町七反拾歩、地頭、千熊丸、

今ノ村數二十

濱須井 奧須井 相谷 濱安木 奧安木
 訓谷 無南垣 久斗 丹生地 早渡 下岡
 上岡 畑 三河 土生 本見塚 浦上 上
 沖浦 米持

俗ニ佐津庄ト云、

須井 風土記曰多異禽、異獸ヲ出ス、公穀九十丸、假粟四十一丸、

相谷 風土記曰木綿麻桑ヲ出ス、巳下虫食十字

計公穀五十九丸、假粟三十九丸、

安木濱 風土記曰巳下虫食半丁計

無南垣 風土記曰良材、脩竹、薯蕷、梧桐等ヲ

出ス、公穀百丸、假粟五十九、
丹生浦 風土記曰此浦、海面一里十步、鱈鱚已
下脱漏四丁計

太田文曰院御領、丹生邑、六町一反八十四
步、地頭入下左衛門九郎、

太田文ニ、又長井村アリ、今何レノ地ナル
トナ知ス、

竹野郷

太田文曰竹野郷、九十一町六反、地頭、安居院
左衛門督法印、公文、右衛門、入道信道、御
家人、

今ノ村數廿九

宇日 田久日 竹野濱 切濱 草飼 松本
羽入 阿金谷 須谷 芦谷 小丸 鬼神谷
下塚 大谷 金原 林 防岡 森本
神原 小城 二連原 御又 河内 門谷

須谷 大森 桑野本 河南谷
竹野濱 風土記曰蓍蕨、棗、栗、藥品等ヲ出ス、
正税ナシ、

延喜式ニ、鷹野神社アリ、今ノ濱ノ天神ナリ
ト云、若菅家ノ御事ナラハ、延喜ノ時イマダ
天神ノ号アラヌ、

阿金谷 延喜式ニ、阿故谷神社アリ、
圓通寺 須谷村ニアリ、貞治年中、月菴和尚開
山ナルヨシ、彼人ノ録ニ見ユ、コレ山名時義
ノ建立也、明德元年、時義卒ス、圓通寺殿ト
證ス、コノ故也、

香住郷

村數八

境 一日市 若松 香住 森 七日市 矢田
下濱
按ニ、今ハ篠部庄ト云、

帝釋寺 太田文曰帝釋寺、拾町九反三百三十步、
今下濱ニアリ、

太田文曰美合庄、八十四町三反三百三十步、領
家、淨土寺殿、地頭、加賀民部入道行果、

今イツレノ地ナルトナシラス、恐クハ佐須
郷ト混シタルナラン、

長井郷

村數

矢原 藤村 中野 小原 大谷 三谷 守柄
加鹿野 油良 間室 久斗山
久斗山村 風土記曰多良材、脩竹、奇石、山藥
等ヲ出ス、公穀三十九、假粟拾丸、

今ハ此村ヲ別ニ久斗庄ト云、

久斗山 風土記曰此山嶮岨也、多礎石ヲ出ス、
鳥獸繁多ナリ、

餘戸

村數二

鎧村 餘戸

俗ニ、餘部トカクハ謬也、其說制度考ニ出
ス、昔平家ノ浪人西國ヨリ來テ、ユ、ニ住
ス、其長タルモノナ、餘戸殿ト云、今ニ子
孫アリトナン、

但馬考卷之九上

出石城臣 櫻良翰輯

玄孫 勉 校

地理第七上

二方郡

此郡ハ、上古別ニ一國ナリ、人皇十三代成務天皇御宇國造ヲ定メ玉フ、舊事本紀曰「二方國造」志賀高穴穗朝ノ御世、出雲國造ノ同祖遷伯一奴命孫美尼布命ヲ國造ニ定メ賜フトアリ、其後一郡トシテ、但馬ニ合セラレシハ、何時ニカアリケン、古書ニ見エス、

倭名類聚鈔ニ載ル郷九

久斗 二方 田公 大庭 八太 陽口 刀岐 熊野 温泉

以上九郷ニ村數五十四

延喜式神名帳曰二方郡五座并小

二方神社

大家神社

大歲神社

面沼神社

須加神社

久斗郷

太田文曰長講堂領、久斗庄、四拾九町三百步、

領家、中納言、下司、法眼珍曉、御家人實綱跡、公文、通信預所代光利、注文定、

今ノ村數七

瀧田 久谷 正法菴 邊地 境 濱坂 福島

二方郷

太田文曰新熊野并歡喜齋院領、八太二方庄、五

拾一町九反、内、久米多寺行圓房沙汰、八太庄、廿五町九反半、下司、邊栖二郎宗

吉、御家人、二方庄、廿五町九反半、下司、葛野源太吉高、御家人、

今ノ村數五

清留 赤崎 指杭 和田 田井

三尾浦 後鳥羽院御集

ナモイヤレ、ウキメチ、三尾ノ、浦風ニ、ナ
クナクシボル、袖ノシツクチ、
東鑑ニハ承久三年七月廿七日、上皇出雲國大
濱ノ湊ニ着御、コノ所ニ於テ御船ニ遷坐ス、
御供ノ勇士等暇ヲ賜リ、大畧以テ飯浴ス、彼
便風ニ付テ御歌ヲ七條院并脩明門院等ニ献セ
ラルト云テ、同シク一首アリ、
タラチメノ、消ヤラテマツ、露ノ身チ、風
ヨリサキニ、イカテトハマシ、
コレニテハ、出雲ト聞ユレハ、近年名所ノ書
ニ御集ヲ引テ、但馬トス、此浦ハ、赤崎ノ支
村也、土人ノ語り傳フルハ、出雲ヨリ御舟ニ
召レ、隱岐へ渡ラセ玉フニ、海上風アシクナ
リ、因テコノ所ニ、シハラクオハシマセシト
ナン、

田公郷

太田文曰伊勢大神宮領、田公御厨、四拾八町三
反、領家、修理太夫家、地頭、長井出羽
入道祐文、公文、左近太郎貞直、地頭代、
信念、注文定、
今ノ村數七
栃谷 七釜 古市 新市 用土 今岡 金屋
大庭郷
太田文曰長講堂領、大庭庄、七拾四町五反百拾
四步、領家中納言、案主并伊含下司、宮
井太郎兵衛尉盛長、御家人、惣追捕使宗貞、
女子加伊含浦定、案主代、聖願、注進之、
今ノ村數七
三谷 二日市 戸田 高末 釜屋 諸寄
蘆屋 居組
雪白濱 六帖 ヨミ人シラス

諸寄川 懷中抄

但馬ナル、雪ノ白濱、モロヨセハ、思ヒシ
モノチ、人ノトヤミン、
名所方角抄曰在處、分明ナラス、
コレ諸寄浦也、
景物 千鳥 月 磯ノ松風 以上秋ノ寐覺ニ
イツ
心シテ、モロヨセ川ノ、水ナラハ、淵瀬モ
ワカス、オモヒ渡ラン、
伊含 細川幽齋ノ集曰コトシ、天正十五三月ハ
シメ、博陸殿下九州大友嶋津ワタクシノ銚栢
ヲ留メラルヘキ爲ニ、御進發ノアアリ、息與
一郡同立蕃參陣ノウヘ、家チノカレ入道セシ
身ナレハ、供奉ノコニテモナカリシチ、遙ナ
ル御陣ノホトチ、イタツラニ在國モ空チソロ
シキ心地シテ、廿一日、田邊チ出テ、其日宮

假ノ宿哉

津ニト、マリ云云、カヤウニシテ、廿四日湊
ト云所ヨリ、辰時ハカリニ出舟シテ、其日暮
ホトニ、但馬因幡ノ境居組ト云處ニ舟トマリ
シケル、旅宿イト處セクテ、下ラウガハシキ
カリ枕シテ、
主従モ、旅ニシアレハ、里ノ名ノ、居組ニ
シタル、假ノ宿哉、
今、居組バカリチ、別ニ大歳ノ庄トイフ
ハ、延喜式ノ大歳ノ神社、コ、ニイマス
ユヘナラン、本名ハ伊含也、太田文大庭
ノ庄ニ加ルトアリ、今居組トカクハ、訓
同シケレハ也、
八太郷

太田文曰新熊野并觀喜壽院領内、八太庄、廿
五町九反半、下司、邊栖二郎宗吉、御家人、
今俗ニ畑ト一字ニカクハ、謬也、地名ハ、二

字ヲ用テ、佳名ヲ擇フベシト、延喜式ニア
リ、

今ノ村數拾一

井土 千原 鐘尾 千谷 宮脇 内山 越坂
海上 前村 石橋 岸田

面沼神社 井土村ニイマス、面沼大明神ト云ハ、

沼ト治ト字似タルユヘ、誤マルナラン、又延

喜兵部式ニ、面沼ニ驛馬八疋置レシイアリ、

古代ハ、此地ヲ面沼ト云シニヤ、

熊野郷

何レノ郷ト入マシリシヤ、其境ヲ知ラス、

温泉郷

太田文曰蓮華王院領、温泉庄、七拾四町六反半

五分、領家、民部少輔入道、地頭、奈良

九郎太郎宗光、同舍弟二郎左衛門尉正貞、

此郷ノ湯村ニ温泉アルユヘ、古代二字ニテ

ユト讀セタルチ、後世シラスシテ、温泉郷
ト云、又誤テ泉ノ字ヲ前ニカキカヘテ、今
ハ湯前庄ト云、

今ノ村數拾六

湯村 熊谷 伊角 檜尾 春木 哥長 祖岡

細田 多子 盤山 中辻 丹土 切畑 竹田

飯野 相岡

陽口刀岐ノ二郷ハ、倭名鈔ニ和訓ナン、其

地モ考ヘカダシ、故ニ強テ論セス、惣テ此

郡中諸郷ノ土地、其村入マシリテ正シカラ

ス、古代ノ境ヲ失ナヘルニ似タリ、重テ其

地ヲ踏マスンハ、妄ニ議シカダシ、故ニ、今

レバラク土人ノ説ニ從テ是ヲ記ス、

但馬考卷之九下

出石城臣 櫻良翰輯

玄孫 勉 校

地理第七下

七美郡

倭名類聚鈔ニ載ル郷五

兔束 七美 小代 射添 驛家

以上五郷ニ、村數七十三、

延喜式神名帳曰七美郡、十座、井小、

多他神社 小代神社二座 志都美神社二座

伊曾布神社 等余神社 高坂神社 黒野神社

春木神社

今延喜式ヲ考ルニ、八座ノミアリ、俗間ノ

書ニ、此郡名ヲ七味トカクハ、非ナリ、

兔束郷

太田文曰長講堂領、菟束庄、五十二丁一反半三

十八步、領家、宰相法印、下司、菟束左

衛門入道道惠、御家人、

此郷中ニ、兔束村アリ、俗ニ鵜塚トカク、

故老ノ語り傳フルハ、ムカシ上野原ニ兔ス

ミンチ、西殿トイフ人狩出シ、首ヲ刎テコ

レテ埋ム、今ニ其塚アリ、然ハ、鵜ノ字カ

クハシカルヘカラス、大関ノ時、山名入道

殿當郡ヲ領知シ玉ヒ、初テ兔束村ニ館ヲ構

ヘ、其名ヲ忌テ福岡ト改メラル、故ニ今此

郷ヲ福岡庄トイフ、

今ノ村數十四

日影 宿 黒田 作山 鵜塚 穰多 八井谷

森脇 和池 池平 高坂 口大谷 中大谷

大笹

七美郷

太田文曰長講堂領、七美庄、三十三町、領家、

高辻播磨守、地頭、和泉入道淨有、

今一二分庄ト云、其説制度考ニイマス、

今ノ村數十四

村岡 穰多 用野 鹿田 相田 神坂 萩山
板仕野 福西 大糠 高井 寺河内 耀山
市原

萩山ハ、太田文ニアリ、村岡今山名公ノ館

アリ、

小代郷

太田文曰長講堂領、小代庄、三十八町大、領

家、近衛殿、下司、八木七郎入道見阿、御

家人、

今ノ村數二十

神場 廣井 水間 野間谷 實山 平野
茅野 新屋 秋岡 東垣 佐坊 鍛冶屋
貫田 忠宮 穰多 大谷 城山 久須部

神水 石寺

射添郷

太田文曰歡喜壽院領、射添庄、二十六町六反三
百四拾歩、領家、按察二位家御跡、地頭、
射添弥三郎入道、公文、斗麥太郎入道、御
家人、

今ノ村數十三

入江 和田 長板 熊波 丸味 川會 高津
長須 味取 原 長瀬 山田 境

驛家

太田文曰八幡宮領、熊次別宮、六町七反半四拾
歩、地頭、瀬原田入道西念跡三人領、一人
左衛門五郎入道了忍、一人佐藤二郎入道道性、
驛ハ馬次ナリ、驛家ヲ今俗ニ駒次庄ト云、
其義ヨク合ヘリ、太田文ニ誤テ熊次トス、
ソレヨリ小サカシキモノ駒次ヲ非ナリト云

今ノ村數十二

大野 葛畑 小路比 河原場 外野 草出
梨原 丹戸 奈良尾 福定 大窪 別宮

ハ、却テ古書ニウトキ也、延喜ノ時ニハ、
驛ヲ射添ニ置レタルヨシ、式ニ見ユ、
國中八郡、五十九郷、其土地ノ境乱レサル
モノ、殆ドマレナリ、タ、此郡國ノ西南ニ
アリ、四面山ヲ負テ、通行甚難シ、故ニ外
人ヲヤスク其地ヲ踏フチエス、今ノ庄ヲ以
テ古ノ郷ヲ推ニ、五郷ノ境、毫厘モタカフ
コトナン、先王制度ノ跡モ、ユ、ニ於テ見
ルヘシ、タ、中古以來、王道盛ンナラス、禮
樂征伐、ユ、ニ及ハス、齊腴ノ地、ムナシク
遁逃ノ淵藪トナリ、小代一揆、射添豪盜ノ
ミ、今ノ世ノ口ズサミトナレリ、百年コノ
カタ、山名公ノ采地トシテ、庶民撫育ノ化

但馬考卷之十

出石城臣 櫻良翰輯

玄孫 勉 校

人物

三宅連

日本書紀曰天日槍、但馬出島ノ人太耳ノ女麻多
 烏ヲ娶テ、但馬諸助ヲ生ム、諸助但馬日檀杵
 ヲ生ム、日檀杵清彦ヲ生ム、清彦田道間守ヲ
 生ム、又曰田道間守ハ、是三宅連ノ始祖也、
 故事記ヲ考ルニ、天之日矛、多遲摩之俣尾
 之女名ハ前津見ヲ娶テ、子多遲摩母呂須玖
 ヲ生ム、此之子多遲摩斐泥、此之子多遲摩
 比那良岐、此之子多遲摩毛理、次ニ多遲摩
 比多訶、次ニ清日子、三 此清日子當摩之咩
 斐ヲ娶テ、子酸鹿之諸男ヲ生ム、次、妹菅隨
 止 由良度見、故ニ上ニ云多遲摩比多訶其姪

三百六十五

三百六十六

由良度見ヲ娶テ、子葛城之高額比賣命ヲ生、
 此ハ息長帶比 此文日本紀ニ比へ見レハ天、
 賣命之御祖也 日槍ノ子孫、次第タカヘリ、何レカ是ナル
 ヲ知テス、年代考ニ詳ナル故ニ、今コ、
 ニ略ス、

同天武天皇四年秋七月癸卯朔己酉、小錦上大伴、
 連國麻呂ヲ大使トシ、小錦下三宅吉士入石ヲ
 副使トシ、新羅ニ遣ハス、

同九年七月甲戌朔丙申、小錦下三宅連石床卒、
 壬申ノ年ノ功ニ由テ、大錦下位ヲ贈ル、

同十二年十月、三宅吉士姓ヲ賜テ連トイフ、
 同十三年十二月、三宅連姓ヲ賜テ宿禰トイフ、

コレハ、本朝ノ古制ニ、尸トテ姓ヲ八等ニ
 分ツコアリ、真人朝臣ノタグヒ也、コレニ
 テ、氏族ノ高下ヲ定ム、連ハ第七等ナリ、
 宿禰ヲ賜ヘハ第三等ノ格ニナル、コレヨリ

人物

三百六十七

三百六十八

後ノ子孫、其ツ、キ知レカタキユヘ、略之、
橋守

新選姓氏録曰三宅連ト同祖、天日杵命之後ナリ、
コレハ、田道間守ノ常世國ニ往テ、橋ヲ求
メシヨリ、子孫稱シテ氏トセルナルヘシ、
諸兄公ノ橋ト別也、

糸井造

姓氏録曰三宅連ト同祖、新羅國人天日杵命之後
也、

コレヲノ氏族今コノ國ニ聞ヘサレヒ、同シ
ク日槍ノ苗裔ナル故、コ、ニ載ス、糸井ハ、
養父郡ノ郷也、郷ノ名ヲ氏トスルコト、古
ニアマタ見ユ、

日下部

武家系圖曰孝德天皇第一宮有馬皇子謀反ス、紀
州藤代坂ニテコレヲ討ツ、年十九、其弟表米

宮モ其ニ黨セリトテ、但馬國ニ流サレ玉フ、
天智天皇御宇、異賊來侵ス、是ニ於テ、表米

ニ日下部ノ姓ヲ賜テ大將軍トシ、異賊ヲ退治
セシム、一戰ニ功ナリシカハ、恩賞トシテ養
父郡ノ大領トナル、時ニ難波朝廷戊申歲也、
在任三年、庚戌歲死ス、嫡子都牟自難波朝廷
癸丑、養父郡小領トナリ、後岡本ノ朝己未、
大領ニ轉任シ、飛鳥ノ朝ニ至ル、在任三十一
年、癸未歲死ス、子三人アリ、其後見ヘス、
次男荒島正八位下朝來大領トナル、藤原朝廷
ヨリ奈良朝廷ニ至ル、

表米ノ子孫、國中ニ分處シテ、各其地名ヲ
以テ氏トセリ、所謂八木朝倉ナトコレナリ、
サレト、日本記ヲ考レハ、有馬皇子ノ殺サ
レシ時、表米ノ一見エス、皇胤紹運録ニモ、
此人ナシ、疑シキコト也、竊ニ按ニ、日下部

ハ開化天皇ヨリ出テ、彦坐王ノ後ナリト、
姓氏録ニアリ、彦坐王五世ノ孫船穗足尼ハ、

成務天皇ノ時、但馬國造ニ定メ、賜フヨ
シ、舊事紀ニ見ユ、國造ハ世々其國ニ居
テ神事ヲツカサトリ、兼テ政事ヲトレリ、

文武ノ比、別ニ國司ヲ置レテヨリ、政事ニ
ハアツカラス、子孫國ニアリテ、神ニツカ
ヘ、又郡司トナルコト、慶雲三年ヨリ始マリ

シニ、延曆十七年ニ、國造ト郡司ト其職ヲ
分ケラル、大同三年、又詔アリテ郡司ヲ任
スルニ、先國造ノ子孫ヲ擇ヒ、其人ナキ時

ハ他人ヲ擇ハル、コト、類聚三代格ニ詳ナリ、
今船穗足尼ノ但馬國造トナリテヨリ、日
下部ノ子孫ノアマタ郡司トナルルヲ見レ

ハ、コノ日下部モ、姓氏録ニイヘルコトク、
彦坐王ノ後ニシテ、船穗足尼ノ子孫ナルコト

疑ナシ、若表米ヲ孝德天皇ノ皇子トイハ、
古書ニシルシナキノミニアラス、皇子ノ郡

司トナルコト、王制ニナキコト也、吾應説ニハ
アラス、

海部直

舊事紀曰天明命六世孫建田背命、神服
連、海部直、丹波國造、但馬國造等祖、

コレハ、成務ノ後ニ定メテレタル國造ナ
ラン、

道守臣

續日本紀曰元正天皇養老七年二月癸亥、但馬國
人寺人小君等五人、改テ道守臣ノ姓ヲ賜フ、

姓氏録曰道守臣ハ道守朝臣ト同祖、武内宿
禰ノ男波多八代宿禰之後也、

川人部廣井

同桓武天皇延曆四年二月甲戌、但馬國氣多郡人